

ある杉焼例れしとかや 汝尻九十三

六四五、諸の講式より和讃は起りて後世極院の鉢扣が和贊変して説経と云うたひ物におち遂に淨瑠璃と成し織田家の侍女小野氏通三河国矢作寺の慕師の本縁 牛若丸東国下向の時矢作の相家を浄瑠璃と交通の事をいふを依りし云々 汝尻百

六四六、壬子八月十四日夜子過より海鳴りて汐耀き雲飛ひ風巽より吹立て空の氣色只ならず暴風木を吹駛雨石を轉バす又沖の方に洪濤峰の如く漲り起て俄に瀆を浸せり中畧京の方水口以東東風雨に家を倒シ並木折ぬ所にては地震と云り京も難波も風雨同しさまなから潮のさわき無りし故人の恐等閑なりしを近江路美濃は風甚しからす三州吉田の東は風驚く斗の事も無りし三南田原佐久島等民家破れ人漂流し廻船破てみたりかはしかりし 汝尻百二

六四七、圓字をツブラとよむまとかの義なるへし昔圓ツラ大臣あり又三州岡崎近き所につぶら川と云有り是も圓川と書よし江州竹生島西北につぶら尾と云村ありつぶらは古訓なり又松尾頼尾等の尾は旧史に峽字をヲとよめりつぶらをは圓峽とぞ 汝尻百廿九

六四八、空永甲年三州大濱茶屋の者罪有て伊豆大島へ流しつかはされし其父母は罪無りしかは所に有し我府下五條の者治五の女十二歳なりしをかねて彼者の妻とすへしとて迎へとり置し流刑の後其父母是を呼返し養ふへしと云しかとも稚キ者の打嘆て一度こゝの走人を親とし其人を夫ともさく名の有し今不幸の事あるとものかて走夫婦のかくたより無を捨て帰るへき只其儘に置給へとひたすら云しかは志の程を感じてさて月日を送りぬうき中にも

入となりて今年廿三にやなりし養父母猶歎きて我子遠き島へ流されて後今は十二年にもなりぬ然るへき方へえにし求て嫁しなむなと云に泪かちにかく年月をふるも今一度産争もかなと思ふはかりにてを侍る走給ふ身の御有さまを見るにもいかほどの御齡とも覚えす其程つかへまゐらせてこそ本意もとほりぬへけれ百年の御事も侍らはやかて尼にもなりて後世をこそ用ひまゐらせめいかてかへに見え他の家をとしまかぬへきさる心露もなしとていと存を盡せし此年享保乙己もし其人命あらは佛の御恵もあれかしとて三宝に祈り夏の初より経呪書初しさてもふしきに彼男赦免を蒙り国に帰り侍し其ゆるされし日は三州にて経を書初し日とぞ男も其志を感じし父母は命の内に逢し事夢のやうに覚え女は貞節の心未とほりぬるものゝ盡せぬ涙しやかて打より夫婦となしぬ此奇事を聞て袂をしほりぬ 汝尻百十七

六四九、三州举母里に神龍寺 曹洞 五年前に江湖會有て一夏を終れり寺に一猫あり度々外へ行尋るに勞せしかは寺僧紙簡を書神龍寺猫と書額たまに結置し江湖會中に此猫死す衆僧あはれみよく埋猫経念佛して懇に吊ひし去年乙己の春同国岡崎の駅某か妻一女を産す背上に举母神龍寺猫の字黒く見ゆ洗へとも消ず親家あやしみ举母へ人遣して聞にさいつ比しかくの事有しと 猫に簡書付し惠密と云僧云り 語る疑ひなく彼猫廻向によりて人間に生を得せしと見ゆ但し女子なるそいまた業の盡さる故にやあひたちなは必尼として菩提に趣かしめむと家主いへるよしけにくしき事 汝尻百廿



六五〇、乙酉春例よりも参宮の人諸国より多かりしが閏四月比より京師神変を云事斜ならず或は数十里の処を二三日に往還せし談あり或は死人を葬し後其人恙なくいせより帰し異あり又爰には萩の大麻苜小りし又某の物一旦大麻と変せし等の証説百を以て教へつへし三州濃州其他遠駿等の諸国も亦同し類の怪異を云て参宮の者多くなり行侍し畧 夕尻百廿九

六五一、松今言而粒五粒當言鬚五鬚松皮不鱗松命根遇石則偃蓋不必千年也

五粒松は我国にいふ五葉の松之偃蓋松実然り三州岩戸の三蓋松榎州和田の笠松豈千年の走樹ならむや岩上に生て高からず自偃蓋をなすもの所々多し 夕尻拾遺

六五二、普光園院関白前大政大臣良基公貞和二年関白貞治二年再任永徳元年太政大臣同二年榎政に至故有て三河国野口莊中切村に墮る深美丹波守某供奉せしとかや其香火の地は足助の御所山普光寺也又林間村に祠を立成瀬明神と崇め祀れるよし是成瀬氏の祖也とかや公嘉慶二年六月薨したまふ 夕尻十六

六五三、三州伊賀村八幡宮社領七百石毎歳八月十五日祭礼勸進的あり神主代々柴田伊賀守と云同国明大寺村大所大明神は初松平郷にあり親氏主奥州在館の時塩竈大所明神に祈給ひ御家門再興有し後に松平の御館に大所明神を祭給へり大神君の御時松平より此地に辻座有て社を建給へり天下御草創御願成就の神とて殊更尊崇也 社産百六十二石七斗有り祭礼毎歳九月十四日有神主大竹大膳と号す下馬の札は青蓮院門主の御筆也 夕尻廿六

六五四、慶長十九年大坂の軍争藩兵 十月朔日駿府下軍令於諸將曰下令於東関西海軍士等

尾州名古屋城前守

三宅与三康信 三州举母領主 志水甲 非文

参州吉田城主

松平主殿頭忠利

三州本坂関

松平莊次郎清昌

夕尻九

六五五、長坂氏姓は弓削平岩部兼等と同祖也共云始三州額田郡大林に住す長坂帶刀と称せし其裔長坂彦五郎信政清康君に仕て武功を勵し屢々鎗を以其功を成す血鎗の乾時なしと時人称せし清康君則名を賜ひて血鎗九郎と号す 俗茶利九 其子彦五郎信宅神君に仕て又血鎗九郎と号す武勇父におとりさりし 下畧 塩尻十

六五六、神君三州東條城を抜給ひし時天野三郎兵衛康景をしてこれを受取らしめ給ひし其後他城をえさせ給ひぬれば必康景をして請取らしめ給ふ東條の御吉例也とかや所謂三州東條吉田長篠籠坂遠州懸川駿州田中江尻興正寺尾州清須小牧前田蟹江勢州濱田豆州下田武州八王子榎州大坂西丸等也一度も不覚なく請取て御威に預りし由御撰譜にみえたり 夕尻十

六五七、渡辺石馬允初号満綱は後小松院の御子大政大臣義満將軍に仕へ諡号を賜り武者所に補せらる其子源次元綱其子石馬允頼綱其子源左卫門安綱相統せり安綱の子源次道綱始て三川額田郡浦辺村に住せしより子孫彼国に弘まりにけると云々 塩尻十

六五八、神君の御母公は水野氏にして信長公の従士と贈大綱言は三州先方にして今川家に属しましけれは駿府の疑を散せん爲御離別の事有けり云々 塩尻十

六五九、近松鷲美山形系図



通史 大郎丸藤近松  
美濃国山縣郡住

家高——国安——安定——安頼——頼重——頼直

某——某  
左工門  
三州武節住人

譜を按に松殿基房公の姫君を木曾義仲推て娶る義仲死後尼となりて濃州山縣郡に隠居云々  
汐尻十

六六〇 成瀬系図

二條良基 關白左大臣 經嗣 關白一條 兼良——敬房

若君 成瀬又太郎 此間二三代有次——正頼 藤左工門  
三州足助成瀬村産 正家 藤藏

松平三河守義親主肇基の時成瀬酒井林大久保天野等の数家武功有て奉仕すと云々 汐尻十  
六六一、或人八橋見に行しか折帰し由にて燕子花を賜り持し程に返事に申遣しける 折句加  
幾津把多 唐衣着下馴怨嗟 八橋聞渡、三河水 十歳精残一朶花 汐尻 五十五

六六二、三州直福寺村真福寺は守屋大連の三男眞福と云し人にも郷へ配せられし時立ッ本尊  
は葉師備也後に鎌田兵衛正清が兄後に住せし大善坊は其住せし跡といふ 宇利村の富賀寺  
は畠山家の寺也 岡崎松應寺は廣忠公の御廟所也 備現山隨念寺は清泰公の御末葉榮尼公  
の菩提道場也 鴨田村大樹寺 浄土山と号す成道山と書せり 松平村本松山高月院 松平氏  
云あり所謂施平胡越平松平昌蒲平 七十五の寺領あり 上野村行福寺は松平内膳正信定寺也 岩津村信光明寺は弥  
中市平 半平 京羅平也

勒山と号す 百八石の 妙心寺は法性山と号す妙心院殿は寛政二年十月朔日に逝す 百二十五斗 二  
村山法藏寺 寺産あり 妙大寺村に是字の寺と云あり是曹洞派下の古刹満珠山龍海院の幸也 石  
の寺 清康公此寺にて是字を夢見まし 則日下人と相せさせ給ひける天下を知らしめすへき  
御瑞夢と覺せしとかや酒井一党の菩提所なり本郷村光仲寺 始は廣忠 廣忠公御別腹松平石京  
亮忠政争へ 矢作村勝蓮寺 本願寺 徳阿公關東より当国大瀨へ入御の時暫御亦止の寺と云  
々 大樹寺の支配常在院は道幹公御田公の香花場也 東城村宝王寺は松平甚太郎主の寺也  
凡三州寺院古跡殊に多し今は当御家によせある寺院をのみあらまし所記如右 汐尻 三十二

六六三、三州に藤九郎盛長の七黨と云所あり所謂上御油村長泉寺 丹野村御堂山 吉良金蓮  
寺 雲谷寺 財賀寺 鳳來寺阿弥陀堂 赤岩堂の七所をいふとかや 汐尻 三十二

六六四、三州伊賀の近所に絵女房の塚といふあり故工尋ぬへし 同

六六五、一宮砥鹿神社は文武帝の時草鹿戸公宣勅を奉て創建すと云々祠官代々草鹿砥氏之祭  
礼は五月四日 汐尻 三十二

六六六、十六夜日記にわたとと云所は今の小坂井村之哥によめる志賀須香渡は大門村八劍  
社迎と云々 汐尻 三十二

六六七、下和田村に尾犬頭神 四十五石の祠産本多大久保 上和田村に首犬頭神の祠あり傳へ云和田氏  
某書ぬせし時近池の大蛇これを呑むと這よりかけると手籠の犬彼蛇を防ぎあれかわたりし  
に和田氏目を覺し己しをあやまつと思ひ犬を伐殺しけり後に其争を知り悔て尾頭を捨し所



に祠を立て祀りし祠といふ大寺の縁起と一般也かゝる事所々にいふ我府下古渡村の大堂も亦同しやうなる傳ハ 汐尻三十二

六六八、三州長沢の十二家 松平右京 松平左京 松平彦四郎 松平伊賀守 松平忠兵衛

松平彦右卫門 松平越中守 松平甚三郎 小野清之助 近藤兵部 矢部織部 山田忠兵衛

汐尻三十二

御油二家 山下源助 林孫八郎 同

六六九、前後村は鈴木了鎮と云者に賜りしとかや、杉山村に柳松と云木あり年々柳の如く生出る他所には無木か中山庄岩戸村に三蓋松と云木あり天野院寺境山天野氏墓、紋にせしは此木と云傳たり同

六七〇、院内村万歳作太夫毎年東武に下り正月十一日に御勘定所にして万歳を勤て金子を拜

領す以前は浅草の御籠にて勤め米十五俵賜りしと云 凡ソ三州は我公室御本貫の国なれば

其あらましをも知置へき事殊に我々の遠祖遠州より中山庄に移住して松平へ奉仕せしか

は其本居の地なつかしからぬかは中山庄は額田郡にして岡崎より二里斗七郷内岩戸村は

天野對馬守遠貞以來の居地西藏寺の西斗天野皇敷とてあり岩戸山正藏寺天野院深草派浄土宗は天野孫五門正

家所建開山は寿正上人正家天岩戸三蓋苔丸社等皆寺境之汐尻三十二

六七一、霸王樹花サクラサッポウ花 さちらさつほう三河国に多しと云或はさほんと云又とこなつと

も云遵生八牋十六云霸王樹産廣中本肥狀生如掌色翠綠上多米色點子葉生頂上絲莖奇樹可也

云々 塩尻一

六七二、三州岡村に古へ作岡石馬允算次と云人あり松平信光公の御子と云説あり岡村に其證

文ありとそ筆次子孫なしとかや 汐尻十九

六七三、今茲享保十年正月十五日参遠駿相の海辺夥しき東風吹て波濤高く商船多く破れし州

ありたちの濱近き浦にして五南紀東勢の浦にも風清甚く舟多く損せし熊野新つみて我府下に来

る舟も此比は少く諸人畏を難義とせり浮世いつか安かるへき秋ならて春の海かゝる事前々

にもきかさることこそ 塩尻百十八

六七四、三河国坂崎郷に大宮と云社あり白馬明神 日本武尊 舍人明神二座之舍人は天野内舍人

藤原遠景の壺を祀と云中世以來天野家祀を奉し天文の比天野惣石五門今七郷の惣社と彼里人

語し 汐尻九十四

六七五、三州藤川、駅焼し比四月八日年比しれる人のかたへ申あくる

やとかかりし里のしるへもなつ草の露や乱れて袖ぬらすらむ 汐尻九十四

六七六、三州西郡安祭寺快林上人座化の争き、待りて

迷ひゆくうき世の夢をさませとやおとろかしぬるかねの一言 汐尻九十四

六七七、鈴木孫七郎行長康安二年貞治元年讃岐国、宮方細川相模守清氏に属し七月白峰城合戦の時森次郎左卫門とともに戦死と云々森與本太平記鈴木氏は三河本貫の武士細川家に属せし争

久し 汐尻三十八



六七八、正平十年北朝文和四年の比三河国星野行明と云者あり熱田大宮司の一門尾張国に小川中務と云者あり一作兵部、壘結川庄人也汝尻三十八

六七九、三州は仁木氏管領の国にて西郷氏を守護代として在国せしめし三州の西郷は此末世正平の比西郷彈正左工門尉西郷兵庫助等いへるもの有し汝尻三十八

六八〇、神谷石見守高朝宇津宮末流三州碧海郡上野十三村内阿弥陀堂村に住す其子孫三州に多し宗定村に神谷弥五助宗弘とかやひし人の居城とて旧墟も待る彼家の紋は上り藤の内

に上ヶ羽、蝶と云々神君の御家人に神谷与治石工門某と云るは弥五助の孫十五石を領せし其子与七郎其子与七郎其は朝比奈太郎兵衛子承應の比御書院番にて二千石を領す汝尻三十八

六八一、源受院殿天文廿三年七月十三日清須屋形治部大輔様御戒名也弘治元年五月十二日清須の阿弥陀寺にて御去事有之中畧三州吉良の使者などは晩に御参りと承申候或古家に記し置る汝尻三十八

六八二、備後守宗仲左工門尉宗重左工門尉  
下源宗綱備後守頭綱石亨亮

下間左衛門尉宗重建保七年秋氏族の乱によりとらへられ京師にて伐られなむとせしを親鸞上人其命を乞て弟子とし蓮位と称せしむ其子下間以來本願寺家人として代々下間を統す彼裔に重久と云者あり江州勢田に住す故有て山田久意と称す後三川国渥美郡大津村に居を終して彦坂九兵衛と称す今川義に属して同国田原の住に戦死す法名を宗悟と号す詳に彦坂系図にみえたり塩尻四十一

彦坂九兵衛重久——八兵衛成光——  
九兵衛光忠子孫幕下奉仕  
主膳政勝子孫尾州奉仕

上卷ハ塩尻全篇ヲヨミシトキ抄ス已下十二葉ハ諸書ニ散見セシラ抄シテ上ト同時ノ「ニ」アラスカレハ重復多シ其心シテ見ルヘシ

六八三、神谷石見守高朝宇治宮末流應永年中ノ人

三州碧海郡上野十三村内阿弥陀堂村に住す其子孫三河に多し宗定村に神谷弥五郎宗弘とかやひし人の居城とて旧墟も待り彼家の紋は上り藤の内を上ヶ羽の蝶と云神君御家人に神

谷与次石工門某と云るは弥五郎か孫なり千五百石を領せし汝尻  
六八四、三州諸家の内牧野石馬允成定神原小平太始は酒井將頼垣平左工門長茂牧野石馬板倉四郎石工門勝重松平主殿久太三四郎廣宣井上平石工門清秀大須賀五郎左各武功拔群の勇士なり

し故直に幕下に属せし諸侯に班せらる面目の家汝尻  
六八五、三州阿弥大林寺は西山派其かみ西郷彈正左工門附長元阿崎城を築住せし時建之菩提

道場とせし寺産百石汝尻  
六八六、三州大瀨土俗記ニ云松平太郎左工門親代主は松平彈正左工門と云者に討れさせ給ふ

と甲傳汝尻  
六八七、さちらさつほう三河国にも多しとぞ或はさぼてん又はとこなつともいふ尊生八戦十

六ニ云霸王樹産廣中本肥狀生如掌色翠綠上多米色點子葉生頂上ニ稱爲奇樹可也汝尻



六八八、天野新次郎嘉勝は 神君に仕奉りて勇戦の名いぢしるかりし加みづき山<sup>三</sup>合戦に峰屋半之丞と武論の争有て浮世を捨て山中の法藏寺にて出家し大崇と法名し念佛して有し後神君尋させましくて御憐有し<sup>蘇川の里十二石の地を下し給ひし</sup>今法藏講寺塔頭嘉勝軒の開祖にして其領を傳へ侍る 汝尻

六八九、熱田 古證文の中慶長三年八月の證文狀に拾貫文の米二十三石六斗と記せり是等を以て古へ分銭石直しの法を知へし但<sup>シ</sup>是は尾張にての去<sup>レ</sup>諸州の石直しは所々不同もの多し予か先祖三州大濱村にて五十貫文の地を拜せし時米は五百石<sup>ニ</sup>然レは尾州よりは石直し少軟或は時代により又異なるにや 汝尻

六九〇、葵御紋 源敬公御祖殿の説<sup>ニ</sup>曰源頼義御嫡男義家を清水の御氏子とし八幡太郎と称す当社の神紋を写して鞆絵の御旗の紋とし給ふ御次男義綱は加茂社御えほし子に擬へ加茂次郎と称し一ツ葵を旗の紋とし給ふ三男義光をは三井寺の新羅三郎と云彼神衣の紋を以て割菱を紋とし給ふ義家の御裔新田家中黒の御紋は根本幕<sup>ニ</sup>鞆繪は御家の秘紋として徳川家へ傳へ給ひし親氏公三州加茂郡入御の後御威勢も盛<sup>ニ</sup>に御子敬多生れさせ給ひし郡名により加茂朝臣と称し御家のもとゑの御紋を葵に書なし給ひて御一統の御旗幕に付させ給ふ是今の葵ともゑの御紋と云々 <sup>九は大権現御末年の時 汝尻よりつけさせ給ふ</sup>

六九一、今朔望の外廿八日主君官長を賀する有是は大権現岡崎御居城の時御家臣多くは本願寺門徒なりし故朝道場へ参詣し上下の序とて御機嫌を伺ひけるより何となく札式となりけ

るとなん 汝尻

六九二、神君讚

源家正嫡武門棟梁興新田跡出参州郷威風大振德澤益彰所向無敵不招帰降有仁有智克柔克剛一統綏業万年永昌 <sup>在傳 通院 シホシリ</sup>

六九三、三州上和田村に首大頭神の祠有傳へ云和田氏其書藏せし時近池の大蛇是を吞なんとはいよりけるを手飼の大彼蛇を防ぎあわたりしに和田氏目をさまし已をあやまつと思ひ犬を伐殺したり後に其事を知り悔て尾頭を捨し所に祠を立祠りしと云犬寺の縁起と一般にかゝる事処々にいふ我尾下古渡村犬堂も又同しさまなる傳へん 汝尻

同州下、和田村に尾大頭神 <sup>四十五石、祠産本多大久保 中根の三氏附せしと云々 汝尻</sup>

六九四、岡崎能見山相應寺は廣忠公御廟所也

佛現山隨念寺は清康公御妹恭栄尼公菩提道場也

鴨田村大樹寺淨土山と号、一<sup>ニ</sup>成道山と書せり <sup>七百石の寺領あり</sup>

松平村本松山高月院松平氏代々ノ寺也

松平に七平と云有所謂松平胡桃平菰平小市平半平京羅平也

上野村行福寺は松平内膳正信定寺也

岩津村信光明寺は弥勒山と号す <sup>百八石、寺産あり</sup>妙心寺は法性と号妙心院殿は寛正二年十月朔日に遊

す <sup>百一石五斗の寺領あり</sup>



二村山法藏寺八十三石 妙大寺村に是字寺と云有是曹洞派下の古刹満珠山龍海院の事百石の  
清康公此寺にて是字を夢見まし事 即日下人と相せさせ給ひける天下を知しめすへき御瑞  
夢と覚しけるとかや酒井一黨の菩提所也

本郷村光仲寺初廣忠寺 廣忠公御別腹松平右京亮石政寺也

矢作村勝蓮寺本願寺 徳阿公關東より當国大瀨へ入御の時しはらく御休止の寺と云々

大樹寺の支配常在院は道幹公御母公の香火場也

東城村宝王寺は松平甚太郎主寺也

凡三州寺院古跡殊に多し今当御家によせある寺院をのみ有増所記如此三州に藤九郎盛長  
の七党と云処有所謂上御油村長泉寺丹野村御堂山吉良金蓮寺雲谷寺財賀寺鳳來寺の阿弥  
庵堂の七所を云とかや今之室脱ガ 沙尻

六九五、三州伊賀の八幡社領七百石有六所明神は初松平の郷に有親氏公奥州に在館の時塩竈  
六所明神に祈給ひ御家門再興ありし後に松平御館に六所明神を祀り給へり大神君の御時松  
平より此地に遷座有て社を建給へり天下御草創御願成就の神遊とて殊更尊崇有社産百六十  
二石七斗有下馬札は青蓮院門主御筆之九月十四日祭礼的有

此近所に繪女房の塚と云有故尋ぬへし 塩尻

六九六、源有親住徳川郷應永年中鎌倉持氏每忌之謀害仍出郷而隱祇氏号長阿弥陀佛今之ニカスカ  
号徳阿弥陀佛經歷諸州以永享元年到三河国松平郷云々 一説曰普廣院養教永享十一年二月

討鎌倉持氏改関東制法將搜新田氏族亡之源有親父子潛到徳川郷義季以來 逃作時衆云々始此  
永十三年十月伊豆国被落 一説云徳川下野守満義 新田義貞而勤王新田氏不得其志而亡矣自此徳  
川家通志於吉野石京亮有親満義嫡孫修理進親季子也奉遠州井伊谷宮之令子足利之兵乱処々

信州並合王家敗亡有親及令子三河守親氏被執而入京師時有遊行他阿上人在洛乞其命爲時衆  
所謂長阿徳阿是也長阿示寂之後徳阿入参州坂井村今作 終居松平郷糸松平太郎左門親氏武  
略聞近境士庶奉爲主云々至今崇敬遊行上人有謝先祖往日之恩也云々三説似而不聞同未説蓋有故  
祖其 有親主親氏主入三州之年我敬公所述大相国年譜 沙尻  
八世 序爲永享元年己酉

六九七、柳營の三家の御方元旦より三ヶ日御高盛麦飯ぬか汁なたの脛免のあつ物なと用  
させ給ふは三州松平の御佳什とぞ凡三州譜代の御家人家多は元朝麦飯なたに於して鯛  
まに 置 なたすゆるを前例とするも華美の風有事なく中古民家質朴の云也沙尻

六九八、予が父在世所なりし時三河国御油取南水戸山にて村民堀出せしとて銅鐘を名府に携  
へ來りて府に納なん事を請ふ依て是啓し奉りて民は銀なと給はりし瑞公の 亡父云昔三川国  
渥美郡にて阿育王の宝鐸を得朝廷に獻しと云事三代史録にみゆ其高さ三尺三寸と云り今銅  
鐘かちち異様にして我國の製ならず是阿育王の古物なるも知へからず但かゝる事申上んは  
いとをこの事とて人にも語りし其後いかゞ行へなりしと思ひ忘れ待りし年へて東都に下  
り外山の御別業に寓し侍し御邸の吏語りしは今此御国に其鐘をいらせておかせ給ふと云に  
ぞ立かへり昔の事もねになかれさらぬ袂をぬらし侍りし沙尻



六九九、松平道弘 證文判形二通

松平滿平 同一通

松平持平 同一通

松平政平 同一通

松平持頼 同一通

右在三州大瀨跡名寺藏松平太郎左衛門任原信重之先炊然嗣系前後不可考

親忠主 御判形一通 信忠主 同一通

是徳川家證文也同寺

松雲院長阿泰雲居士 享徳元年壬申七月十四日逝

是世良田石京亮源有親法名云々 牌子在同寺 汐尻

七〇〇、新葉集に

中務卿宗良親王

思ひきや手もふれさりし粹弓おきふし我身なれんものとは

親王は後醍醐院第三宮之 他説多といへとも皆非なるか按に宗良親王始遠江介道政奉して

井伊谷に下り其後駿河国田貫にましましける正平八年北朝文二月新田武藏寺大江田式部大

輔上杉民部大輔なと親王を奉す新葉集には征東將軍と記し李花集には征夷將軍と書せり

細勢七もめでたく兵士二万はかりも従ひ奉りけるとそ天野民部大輔周防七郎左衛門尉なと

は始より吉野の味方に参り新田家に属して片瀬川武藏野なとにて力戦せし氏族の中にても

三河守和泉守は尊氏に隨ひ大瀨の陣に馳集りけり只おし 宗良、御子平良王甲とがすかにて東

国におはしましける時天野民部少輔宮方にて忠義を刷みし其子對馬守信濃並台の軍の時に

もつきそひ奉りて良王を伴ひまぬらせ三河国に隠れしとなん 汐尻

七〇一、永享八年平井加賀守廣利補世良田万徳丸及桃井式部大輔満昌送京都及被誅之間遊行

上人田国在京師依其命爲僧乃隨徒之云々世良田桃井等宇津峰宮方云々

信景校に宇津峰宮は宗良親王の御事其令子尹良信州にて自盡ましく ければ其令子良王を

奉して参州設衆郡正行寺に入て隠れ給ふ是に付從へる士卒之正行寺は俗にい小作手組六十

三村の内之一書に三州坂井郷正行寺ともいへり宇良 の事南朝紹運図に委しくみえたり又

南方経て後備偽の面宮を打まぬらせける事上月記に詳之幸にある家藏の書を得て写し筐に

藏む 汐尻

七〇二、平岩氏は傳へ云三州坂崎の郷人五郎石平門某郷に大きな岩の平かなる有しより平

岩と称号せし其子新左衛門親金家を興し 其子從七位下主計頭親吉大身と成といふ 汐尻

七〇三、小野、小櫻は天文中の官女之故有て三州幡頭三浦彈正忠保房に配せられし其住ける所を今に小野谷と

呼ぶ小櫻後に三浦彈正忠保秀に嫁して男子を生す 三浦勲解由保清 母は小野小桜 汐尻

七〇四、三州吉田以東遠州見村の辺、五月五日家々大なる命爲作てあけ端午の遊とす 信濃大サ

先四月の末より試ミ上テて端午に各家廣き所或は河原へ出て美を争ふ所の男女集り見て酒肴

を設終日遊小争いと賑か之 汐尻

七〇五、三州碧海郡平田庄上野城主右平門尉物部照氏は新田左兵衛佐義興に属して戦功有そ

の番は弓削を以て称号とす平岩主計頭親吉等小祖之 汐尻

七〇六、相州箱根山の権現の社の神宝に反切丸と云刀あり又三州細館の八幡社にも反切丸と

て一刀有 傳來の説を聞は源義経東国下向の時矢作長者の女に与へられし所の刀と云々



昔より名高き刀銘をは爰彼に其名をはかり傳へて神社佛閣の什宝とし侍る者多し何を與と決しかたきもの少からず 汐尻

七〇七、渡辺氏は嵯峨源氏左大臣融の曾孫箕田宛の子渡辺綱より始る 一説綱は仁明天皇弟三自孫子大臣光の四男左小幡源監の綱ともいへり 尾府に奉仕の渡辺家は綱か子源次久十三世石馬允滿綱鹿苑院大相国に仕へて武者所となれり其玄孫源次道綱三州額田郡浦辺村に移り住せし其子源太左門範綱長親主

信忠主に奉仕し享祿二年五月廿八日卒す是より代々徳田家に仕れり 汐尻

七〇八、三河国碧海郡重原庄竹村郷鈴木山龍興寺の什物雷櫃あり長サ九寸九分 ひくめにして廣さ三寸二分主は少し 此物雷震の時寺境竿才天を安置せし小嶋杉掛に落しか其跡にて拾へりと云 汐尻

七〇九、三州大瀬の土俗の説曰松平太郎左門親氏主は松平彈正左門と云者に討れさせ給ふと申傳ふ云々 後、汐尻

七一〇、松平三河守泰親主より和泉守行光主に至りて仕りし旧臣七家あり所謂酒井御大久保守津 林小笠 成瀬二条 天野横内 高力 松永 又三州 洲村より出たる成瀬あり是は大組の末流にて源氏成瀬之此一流 牌子山中法藏寺に在酒井の母家此一家と云

七一一、松平太郎左門先祖之次弟 德翁斎 親氏 祐金斎 泰親 御子二人 弟は信光様此は御先祖 兄は信康此は太郎左門先祖

信廣 太郎左門 子四人内一人男子 長勝 太郎左門後越前守三人内一人男子 長勝三州井田村合戦にて討死

勝茂 太郎左門後越後子三人内弥十郎は 三州岩津村合戦にて討死 信吉 太郎左門後隼人子九人内六人男子 内傳十郎は三州小豆坂合戦にて討死

親長 太郎左門子十人内七人男子内惣十郎は摂津国和田にて討死

田重 太郎左門子二人 内二人男子 伺柴 太郎左門隱居晴勝 子五人

重和 松平太郎左門 右は重和自筆の一節を以て写之本節は 仁左門方 有 汐尻

七一二、三州岡村に古へ作足石馬允算次と云人あり 松平信濃守の御子といふ説あり岡村其證文ありしとそ算次か子孫なしかや 汐尻

七一三、三州猿投山神宮寺徳川家御位牌 親氏公 康安元年辛丑四月廿日 卒去

泰親公 永和三年乙巳九月廿日 卒去 右平号可疑康安元年は尊氏薨後四年之永和も義満の代也 家忠日記増補追加発題曰親氏主康正二年四月七日卒泰親主は其年九月三日是奥条之 汐尻

信光公長享二年七月廿七日卒去 信光は泰親御子とあれ共奥は親氏男之康安元年より長享二年迄百廿八年御父薨去後これほと遠きは不審か泰親御子にして永和三年より長享二年迄百十二年たとへ泰親御平の年に



信光生レ給ふとも御年百廿歳なるへしこのみ長寿の沙汰もなし可疑具御系図に永享元年三州へ親氏入御とあり又一説義叔將軍鎧倉持氏没落は永享十一年か康正元年に後る、事六十年決して親氏を後光嚴院の御申の人とすへからす次は元和八年四月大久保家の書に親氏應永元年逝去義親永享二年に卒し給ふとあれと又遠ひか 汐尻

七一四、源親氏主祿世良田舎弟義親と号松平一譜云後花園帝御宇某大臣配流三河国尋利免上京時撰供奉士義親主依徳川源氏供奉依之被祿徳川云然自親氏主至清康主皆祿世良田 汐尻

七一五、神君永祿元年十二月任三河守近衛時副内書記徳川三河是始歟 汐尻

七一六、古記曰應永廿一年甲辰四月新田相権守源義則底倉城に在て俄に逆心レ家人古賀頭六入道秀澄に弑せらる仍て甲良王上野国寺尾城を避け信州諏訪の千野頼憲か嶋崎城に入らせ給ふ此間碓氷峠等にて合戦と云々八月並合にて大に歎ひ御子良王丸を大橋堀田天野等に仰せて三河国へおくりまゐらせらると云々 汐尻

七一七、鳥居氏は熊野別当敷真か子重氏初鳥居法眼と号せし其子田内忠氏三州額田郡渡村に移住し子孫三州に在て今川家に属し後徳川家へ奉仕す 汐尻乙酉隨筆

七一八、三州鈴木氏は鈴木三郎重家か伯父僧は善阿弥陀佛三州加茂郡高橋庄矢並郷に住せしより代々矢並村二本木村等に住せり其裔移りて酒吞村に居せり文明年中鈴木与六郎某去名浄水酒吞村に住と云々 同庄二本村

始善阿矢並郷に在し時同庄狭投山に神宮寺を立て阿弥陀の像を安置す今に傳へて善阿の

忌を修す善阿の子孫は信濃官方なりし姓は總績紋は被禰之鎗と幣帛とは彼家の馬印としとかや 汐尻

七一九、本多作左工門成重曾て三州岡崎の城主監たりしに相州小田原の役に豊臣秀吉岡崎に至り成重を召す成重か曰彼藤吉か昔は我下座に在し君之いかに彼に對面すべきとて出さりし帰陣の後秀吉神君に告給ひし成重甚驕傲不遜の者之宜く刑して可ことされども神君彼か曰來勇にして且義有て矣ある忠を憐み密かに隠し置給ひし秀吉逝して後越前の丸圍を封し三万石を賜りしとかや 汐尻

七二〇、東照宮三河城を立退給ふ時に御自筆にて曰六と遊せし事あり朝日の日守と三河六をのくと云り一天下の主も如斯との事も有しとなん 汐尻

七二一、三河国は仁木石京太夫多年管領の国にして文和の比西郷彈正左工門其譜代として住せり 汐尻

七二二、視聽実記曰 中村又藏初々廣井ツバナノ葉師ノ堂守ナリ時ニ 神君三州ニ動起シタマフヲ聞テ竹弓矢ヲ造リ葉師ニ向テ祝シテ云吾三州ヘ行テ吉事ナラハ此矢ヲウケヨモシ不可ナラハ矢ヲ返セトテ射ルニ竹矢葉師ノ腕ヲ貫ク於是ニ悦ヒ直ニ三州ヘ行テ御味方トナル 菅蒲草ニ

七二三 同云 平岩主計ヲ石黒三郎左工門 片ハカチ 屋鋪其比は宝藏寺 甲州ヲ家ト云寺ナリ茲ニテ火葬ス兼子ノ明眼寺茲へ來道師ヒシム 同



七二四 本朝国語曰 三州国上五井村ニ龍甲山長泉寺トテアリ寺領三石藤九郎盛長七寺ヲ建シ

其一也五井村上中下ノ三所有テ中五井村ニ油ヲシホリ是ヲ洛ノ御焼用ニ奉ル五井ヲ改テ御油トス其油造屋宅ヲ同国吉田ニ移シテ居住ス 昔蒲草附録十卷

七二五 汶尻云 十六夜日記にわたうと云所は三州今の小坂井村ニ 同

七二六 宝曆十二年冬十二月晦日三州加茂郡上伊保村之内古城墟より銅銭數貫文を堀出せしとて彼一銭を予か友三子走人より恵まれしまゝ、爰に糊し置て人に見せ物せむと思侍る石城墟の山下古屋敷と呼地にて堀得る堀得し土民は弥ニ右工門と云よし傳へ聞侍る 同八卷

七二七 詹々言曰 三州池鯉鮒ハ後世ノ書改也延喜式神名帳ニ参河知立神社トアリ 同

七二八 尾州名古屋 上七間町 吳服紺屋 小坂井新左工門

私先祖生国三州宝飯郡小坂井村浪人にて罷在候 権現様上方へ御陣候節御跡を慕ひ能登伏見にて 相應院様御蔭を以御目見仕被召出則御供仕一騎役相勤高祖新左工門繪を書候義達上聞御軍用之御旗御纏等召爲仰付相調指上申候処大坂冬之御陣石之御旗にて被遊御帰陣候節権現様御前へ新左工門義と召出御吉例之春の由結構成上意にて御帰陣太平の爲御悦義無銘仁王之御刀被下置難有頂戴仕今以所持仕候 昔蒲草附録三卷

七二九 里走曰二村山今は嶺山と云鳴海と沓掛山二村の界山なれば二村山と名付ト云々 能因歌枕ニ尾張国二村山ト八雲御抄には宮路山は尾張にあり二村山は三河とあり若有墮筆ニ云海道記には宮路山二村山共に尾張の内に書たれとも二村山は尾張にして宮

路山は参河ならむ光行紀行に鳴海よりヤカて夜中に二村山にか、れりと見ゆ十六夜日記にも二村山を越てより八橋の間遙なるさまに書りさあれば二村山は尾張国の内にして鳴海より水掛までの山なること明けし宮路山は玉葉集の詞書にも参河国といひ十六夜日記にも書になりて出たり今三河国藤河と赤坂の間の山中右の方なるを宮路山と云ふしかるへしと云々 昔蒲草三

七三〇 朝見山 或は朝見坂と云 若有墮筆云海道記云鳴海、潮見山宮路二村山境川と次第右の街道は今鳴海駅の北の方より山へか、りて三河国八橋に出たり今沓掛村の内に宿と云一ツの山村あり河野村より廿余町も北へ古への駅舎の墟と然れば鳴海より沓掛に越る二村山の間までを潮見山と云たるならむと云々按に智多郡大野光明寺記に當寺開山佛性上人三河安靜にて宗祖上人に謁し安靜より大野へ供奉せらる、時道路の山の嶺より海水漫々と見えければ宗祖暫、詠めたまひよき朝見坂と云のたまひしより其山を潮見坂と名付たりと 中ヲ抄出ス 三州安城ヨリ大野ヘユカニ鳴海ヘカ、ラムハ 迂遠ナレト古ハシカ住 來セシニヤ 昔蒲草三

七三一 三河争記

- 池鯉鮒 重原庄 東海道五十三次官驛 御屋形趾 在駅中成亥方
- 知立神社 在駅中西 貞應年中文書知鯉鮒亦進鯉鮒 祭神 一座神秘
- 本社渡殿 祭文殿 迴廊 神籬門 石橋 大鳥居 神母社 神明宮 荒神祠 五穀神
- 石神 慶局 以上



多宝塔 安大日如來木像 仁明天皇御宇喜祥 三年建立 天文年中重原住人山岡覚再建

九輪堂 山岡忠左工門寄附銘文ニミユ

矢場 毎年九月五日岡崎西尾藩中來リテ射遊ス 當社ハ延喜式内知立神社 国内神名帳云正一位知立神社 国内神名帳云正一位知立大明神云々 鎮座年月不詳 日向国ヨリ三州重原ノ地ニウツラセタマフ後此地ニ本社ヲ造立遷座シ奉リ知立神社トス

文德興録云仁寿元年十月加從五位上云々三代興録云貞觀六年二月授正五位下云々同十二年八月授從四位上云々

例祭 毎年四月三日刈谷城下町知立隔年也樂重饒山等ヲ出シ知立ノ町ヲ引近近廿余ヶ村ノ惣鎮守ナレハ群衆スルコト夥シ

本社ヘ神輿ヲ出シ奉ル古代神幸遺風行之神路山總持寺松智院 當社別當 天台宗 日光山末

神田 川屋城主土井侯代々寄附證文數通有之

本殿 安阿彌陀像鯉ニ乘リタマフ知立明神ノ本地佛 當寺者慈覺大師開基知立神宮寺七坊

ノ其一院玉泉坊ナリ元龜二年辛未冬燒失後玉泉坊一宇再建シ松智院ト号ス往昔神宮寺七堂加蓋七坊等ノ古跡近村田圃ノ地名トナリ古器古瓦等多ク掘出ス 鐘樓堂跡在本殿東田中

秋葉社 白山社 芭蕉翁塚 元錄九年五月建立

大池 左駅中東 雨乞ノ時神宝蛙面ヲ池水ニ注キ本殿内陣ニ安置シ燈明照シ祈雨ノ奉幣ス

福寿山慈眼寺 禪曹 元刑屋淨藏寺末近世福寿山ト書觀音堂本尊馬頭觀音像安置ス甚慶作

堂前鰯口銘 三州碧海郡重原庄内池鯉鮒郷福聚山慈眼寺乃治元成 曆国月繪八日

龜嶽山法藏寺 禪宗 當寺法藏寺ノ宇用ナリ 本堂安地藏像 龍宮出現ノ佛像ト云

鐘樓 享保元年 秋葉社 御制札 正保二年三月 加々井弥八郎塚 在本堂西竹林中慶長五年七月

十九日此地ニテ殺害ス子孫越前家ニ杜フ加賀九郎石工門ト云近年々忌ノ時法事料寄附アリ 當寺往昔慈覺大師開基知立神宮寺七坊ノ内アリ元龜燒失後再建中興開山春長沙門禪士

藥師堂 花掛藥師ト云

一向山秋念寺 淨土眞宗末派本證寺末

本堂彌陀立像 什宝蓮如上人筆系引名号希代ノ名物ナリ鐘樓 延享元年成

小松寺 禪曹 法藏寺末 當寺ハ小松内府公ノ建立ニシテ年代久遠

當寺ハ小松内府公ノ建立ニシテ年代久遠ナリ元龜年中滅亡近年一宇ノ草堂ヲ建立シ旧号ヲ呼松寺ト云

藥師堂 一宇 村支配

神前山了暉寺 淨土鎮西上野行福寺末 本尊彌陀 開山聖誉上人 鐘樓 貞享三年成

古代知立神宮寺七坊ノ内ナリ 松智院世代 今川村 重原庄 泉田村ノ枝郷ナリ

境川橋 尾三ノ境ナリ長十二間一尺五寸南北堤際合二間總シテ長十三間一尺五寸巾二間四尺内五間八尺五寸川屋持

八幡宮

今川山乘蓮寺 淨土眞宗東派 鐘樓 享保三年 今岡村 重原庄



神明宮秋葉社 地藏堂 天王祠

兼願寺 江州水部錦織寺末三州一派鱈頭 今岡山東林寺 禪宗曹洞 知立法藏寺末 本堂

釈迦備ヲ安置ス 秋葉社 観音堂 泉田村 重原庄 泉田橋

矢田十郎泉田村人永祿七年於針崎討死

八王寺社 例祭八月廿三日

本社拜殿 鳥居 拜殿額 八王子大権現ノ五字アリ

淨信寺 淨土真宗東派野寺本證寺末

西念寺 同佐々木上宮寺末 地名古代西海道<sup>シウキョウ</sup> 本堂弥陀立像 鐘樓門<sup>シウキョウ</sup> 延享三年三月二日成

順慶寺 淨土真宗東派佐々木上宮寺末地名古代鳥ヶ浦 本堂弥陀立像古備ナリ 鐘樓<sup>延享</sup> 十二月五日

成<sup>延享</sup>

右三ヶ寺天台宗大府延命寺末文明年中改宗淨土真宗ト成

一ツ木村 重原庄 枝郷一里山

神明宮 例祭九月十六日 御歟神祠 山神祠 秋葉社 地藏堂

大泉山雲龍院西福寺 禪曹尾州正服寺末 本堂釈迦佛像 股檀道元達摩大元師像ヲ安置ス

余聞弘法大師自作像安置ス縁起長文故略之三河国三弘法ノ其一作ノ像ニ体ヲ彫刻シ置玉フ

其一本ナリ 鐘樓 元祿年中鑄 三十三所石像鎮守社總門 地藏堂<sup>在村中</sup> 蔡師堂<sup>在村中</sup>

宝林寺在右東 淨土真宗東派

天目山密藏院 臨濟宗 永源寺派尾州大高長壽寺末 本殿弘法大師自作像安置ス弘仁十三年彫刻三體ノ其一ナリ泉田村ニアリシヲ近年境内ニ引移シ再建ス中興開山ハ尾州大高長壽寺第二世木嶮俊和尚宝永年中此地ニ移シテ大師堂ト共ニ再建ス其以前ハ直言宗ナリ第二世永安心嶺和尚延享四年二月本門建立宝曆元年制札建立今年天明二年正月鑄鐘

築地村

能野社 神明宮 八幡宮

神宮寺 天台宗 額田郡菟山寺末

本堂 蔡師日光月光十二神將 四天王像古佛安置ス 往古知立神宮寺ナリ燒失後旧号ヲ

引移シ再建ス 東正寺 禪曹

普願寺 東本願寺末

牛田村 重原庄

古城 建久年中鎌倉ヨリノ目代居之其後廢之 天文元年水野家臣牛田玄蕃居之其後廢城内

外ノ堀現存

八幡宮

泉藏寺 寛文年中唐僧隱元禪師開基

西敬寺 東本願寺末

重原村 重原庄



古城 天文年中山岡河内守同苗傳五郎居之同廿三年正月今川義元朝臣攻之

八幡宮 在下重原地 相生松 相生池 在寺内 八幡宮 在地内 知立明神初テ鎮座ナリ

林桂山萬福寺 淨土真宗東派本證寺末

本堂彌陀立像 親鸞聖人證如上人代々影像安置ス 鐘樓 寶文九年九月建立本門裏門御井塔頭 信海坊

當山若慈覺大師開基知立神宮寺ノ一院ナリ嘉祥元年二月泉祖親鸞聖人關東ヨリ歸洛ノ砌師弟ノ約ヲナス住僧了誓法師ハ元天台宗ニシテ社殿ナリ了誓文永十一年甲戌三月十日了誓中興開基ナリ了誓ヨリ十四代了誓法師ハ強勇ニシテ元龜年中勢州長嶋并石山役ニ本山ヨリ軍勢催促狀ヲ請先陣シテ高名アリ依之顯如上人ヨリ本山傳來證如上人ノ影像ヲ玉ハリ今ニ當寺ノ付室トス當寺第一ノ宝物弘法大師真筆紺符金泥法花經一部知立神宮寺ニテ大師書寫シ玉フトナリ盧遮那佛像ハ近年尾張國知多郡大府延命寺へ讓ル當山緣起 畧之

重原山遍照院大澤寺 眞言宗御室仁王寺末 本殿弘法大師四十九才木像自作弘仁十三年六月駿河國富士山參籠歸洛ノ砌三跡彫刻シ安置シ玉フ古跡ナリ中興開基僧崇隆 緣ヲ畧リ新

ニ大師堂ヲ營建シ傳フル処ノ靈神ヲ安置シ靈跡ヲ表ス今古伽藍ノ礎石田間阡陌ノ間ニ埋レテ樓旧ノ晴ヲ催セリ云々 崇隆再興以前ハ濃州烏江金胎寺ノ末ナリ

鐘樓 中門鎮守三社本門制札 安永年中建 淨福寺 淨土真宗東派本證寺末

熊村 重原庄 古代能野村

熊野三社大権現 拜殿 鳥居

八幡宮

海上山安養寺 淨土真宗東派本證寺末 本殿彌陀立像 脇壇泉祖聖人影像ヲ安置ス

鐘樓堂 寛延三年十月廿二日成就ス

小山村 重山村人永見志摩守ノ女 於万之方ト云人奉仕東照宮 元和五年十二月六日越前

北庄逝去行年七十二号長勝院殿松室妙載大禪尼奉葬敦賀序頭寺 中納言秀康君ノ御母堂也

知立神社 社人永見主膳先祖小山村人 金紋 御狹箱 越前家作州津山侯ヨリ免許ナル由

天子大明神 国内神明帳云正五位下小山人神云々

本社拜殿 石鳥居 常燈一基 享保十四年建立 八幡宮 在村中新田林 神明宮 在中手山例祭八月十八日

永見山散泉寺 淨土真宗東派本證寺末

本殿彌陀立像 股壇泉祖聖人歷代上人影像安置ス 永見氏代々之香華院越前家永見一黨當

寺ノ壇那ナリ 鐘樓堂 在本殿前享保廿年九月二十二日鐘成 四脚御門 本門ヲ云フ

八幡村 重原庄

日吉山王大権現 本社拜殿 石鳥殿南向 八幡山無量寺 臨洛宗京都妙心寺末往古ハ天宗

ナリ元祿七年政宗妙心寺派

本殿額 通徳閣 三守紀伊大納言様御直筆 本尊聖觀音自在菩薩 在原輔臣業平心



八橋古跡 当村近辺總テ古跡ナリ説々不詳 一本薄 四花ヒラノ杜若 橋尻残木等 不正  
ナリ 近辺其池中ナント杜若等ハ近年殖ル者ナリ 在原業平石塔 近年建立年号不彫  
在原寺 近年辻堂ヲ再建シ無量寺末トナル  
下馬觀音 橋雲寺等其外古跡地名トナツテ存ス  
久平山順教寺 浄土眞宗東派

本堂弥陀立像 鐘樓堂 二階堂  
当寺ハ天平年中建立法相宗ナリ文明ノ頃浄土眞宗トナリ再建ス永祿七年三州ニケ寺一揆ノ  
時先陣ノ寺ナリ

今村 重原庄  
古城 松平吉之丞居之後松平下総守ノ嫡男 居之白山権現社 在崇福寺門前  
高根山崇福寺 臨濟宗 京妙心寺末

當寺開基豐阿弥長右居士 尾崎 和銅六年三月六日卒 本殿 聖觀音立像 藥師堂 在本殿南  
中興開基大通和尚 濃州明智龍護寺ヨリ入院元祿 中興開山 千岩和尚 武州忍天祥寺ヨリ入院享保 当  
当山吾人皇四十二代文武天皇慶雲年中尾崎長右豐阿弥居士開創ニテ法相宗七堂伽藍ノ靈地  
ナリ年數六百有餘年ヲ経テ元弘建武ノ頃新田足利關戰ニ梵閣金殿兵火ノ餘殃ニ灰燼トナル  
其後古跡ニ草堂ヲ營ムトイヘドモ天文年中織田備前守信秀三州ニ出張シ今川義元朝臣ト數  
度ノ合戰ニ此地戰場ノ街巷トナリ亡ブ依之諸人志ヲ寄九尺四面ノ堂ヲ再建シ本尊藥師如來

ヲ安置シケル天和年中濃州明智龍慶寺大通和尚入院当山ヲ再建シ京師妙心寺末トナル往昔  
七堂伽藍ノ古址三層塔趾等ハ街道北ノ圍中ニ有

高瀬山專長寺 浄土眞宗本願寺末派  
本堂弥陀立像 鐘樓堂 繪門  
矢知川 東矢知 西矢知

古屋敷 享保年間島田輝正島田七九郎同  
同寺ヶ所 嵩田出雲守居之世祚西島田  
兼高長右屋敷 仁安年中ノ人近年小祠ヲ建仰ノ  
松植ル

嵩田亦左卫門景信 天利村人子孫越後村上侯ニ仕テ村上侯先祖内膳豊後守信成ハ島田亦左卫門宅ニ誕生ナリ  
信成實ハ 亞相直幹公ノ御子安腹ナリ内膳弥次右卫門名跡ト定メ玉フ

古戰場一ヶ所建武年中新田足利兩家ノ合戰  
同寺ヶ所永正三年八月徳田家ト今川ノ御合戰ナリ  
慶念山普願寺十王堂 浄土鎮西 村方支配 往古ハ天台宗ナリ光明寺末院ノ内寺記云普願  
寺ハ往古此辺矢知川ヘツツキ一面ノ大池ニテ慶念何某故アリテ水汲セリ夫ヨリ慶念力辨ト  
云毎夜亡魂出テ人民ヲ惱ス事夥シ依之長徳三年正月惠心僧都一十体ノ地藏像ヲ彫刻アツテ  
彼刹ヲ埋メ一宇ヲ建立シ安置アリシ古跡ナリ云々

本堂阿弥陀立像惠心作 十王堂鎮守白山社  
淨瑠璃女塚 在本堂東淨瑠璃女源義経ニ妹背ノ契リヨリ遂ニ身ヲ菅生川ヘ投死セリト云説今



オホシ不詳

淨瑠璃女姿見鐘面 鳳來寺ニモ一面アリ先年阿州侯ヨリ寄附当山ノハ矢矧川ヨリ出ル

義経所持薄墨笛 駿州久野山神宝ニモアリ中村式部少輔添書アリ

淨瑠璃女画像 源義経画像 共新画ナリ

淨瑠璃女矢矧長者兼高女ナリ古跡此所一所ニ非スシテ岡崎城内ニモ古跡アリ亦駿州蒲原駅北七雑波ニモ義経硯ノ水石方吹上濱ニ六本松淨瑠璃女ノ塚アリ亦当所明大寺村成就院ニモ古跡アリ能々可訂 実ニ長者夫婦塚申都村ニアリ彼村淨土宗福林山天然寺阿弥陀院什物ニ淨瑠璃女カ作觀音ノ像アリ長者夫婦ノ寄附ナリ今大樹寺末寺鎮面派ナリ

河原山勝蓮寺 淨土直京東派

本堂弥陀立像 宗祖聖人蓮如上人等ノ影像安置ス 鐘樓堂 在本堂東 寛文中鑄鐘成

宗祖聖人説法石 在本堂南 高札 在門前西 大門 当寺建立以前ハ矢矧川原ニシテ柳ノ大樹アリ聖徳皇太子三河国御巡行ノ時此木ノ側ニ立寄ラセ玉フテ今ヨリシテ五百余年ノ後必群生利益ノ靈地トナルベシ依之我此地ヲ柳堂ト名付ント尊救アルニヨリ里人共小堂ヲ建立シ柳堂寮師寺ト号シケリ其後嘉禎元年二月上旬親鸞聖人遠州兼畑ヨリ当寺ヘ三七日説法シ玉フ住持忠円聞法隨喜シ聖人ノ弟子トナル是ヨリ一向念佛門トナリ忠円持念ノ弥陀佛ヲ安置ス 忠円ハ奥州秀衡ノ支族文永七年十月十七日入寂ス

第六世祐慶法師代應仁大乱ニ荒廢ス依之管生村能見原ノ南ニ再建ス同年亦伊勢兼名郡増田

庄三崎村ニ移ル阿弥陀寺ト云ヨリ兼名ニ引移柳堂山法盛寺ト云亦当地旧地ナレバ再建ス

鏡立山帝主院光明寺 藤沢清淨光寺末

寺領ハ石余碧海郡尾頭村ノ内東照神君台徳公御代々々御朱印外ニ境内山林竹木諸免許之地大川堤通ニ肩之

本殿弥陀三尊立像 脇壇元祖上人一遍上人立像 中興開基一遍上人 中興開創立 淨願法師 再中興親阿上人 天文年中人

御尊牌殿在本堂内徳川家御代々尊牌安置シ奉ル 当寺ハ人皇七十五代崇徳院大治三年戊申正月知蓮上人開基天台ノ末院ナリ 上人ハ大和人 七堂伽藍ノ靈地ニシテ境内方六町西林院法珠院東光坊淨蓮西林普願等ノ院号境内ニアリ鎌倉頼朝公ヨリ寺領七十四貫文寄附シ玉フヲ北條時政足利家ヨリモ寺領ヲ附セラル文永建治年中一遍上人ノ宗流トナリ末院ハ元弘建武ノ乱ニ悉絶タリ堂舎寺院ノ旧名田間阡陌ノ間ニ存セリ

徳川天満宮 在本殿東 本社拜殿 鳥居

祭神 菅公木像 源親氏君守護神像 御寄附 永享十二年造管嘉吉元年大水宮殿流失神像ハ北野ノ村庄司何某ノ梅ノ木ニ移ラセ玉フ北野村ヨリ還座本再建ナリ

永祿九年 東照宮 本社拜殿再建同年四月九日豊官奉行本多作右卫門高力ニ左卫門天野三郎兵衛



神皇御太刀親氏君御寄附光明寺立札東照神宮御筆

地蔵像 弥陀像 親氏君念持佛ナリ

鐘樓 正徳年中当寺焼失後宝曆三年再建改鑄 銘文畧之 本門 東門境内古墳多畧之

加茂大明神 在街道北方 天王社 在大川堤 ウツリ石

矢矧大橋 長二百八間 大水ノ時八町村矢作村立合橋料一万石出人足元龜元年八月廿一日三遠

州大水橋流失ス此時八土橋ナリ寛永年新橋成葎万治三年庚子五月二日大水矢矧大橋損寛寛  
文十年十二月七日矢矧橋普請奉行岡崎城主水野監物へ被仰付同十一年新橋成就云々

国府村 国府庄宮路郷 或云宮道

和名抄云宝飲郡 国府行程上十一日下大日云々 国衙屋敷古趾 在當村東ハ嶮境或云平尾

村共云大江定基居之 源範頼三州守護時目代藤九郎盛長居之承久年中乱後足利義氏三州守

護職西尾ニ在城 紀ニ云天安元年六月三河国上言今月六日廳院東庫振動云云国府大明神在

北東 本社拜殿 鳥居 十王堂

国分尼寺古跡 旧址不詳古器古瓦掘出ス

記云当国看源君創業之御国周代之岐山也昔王政盛時国衙在宝飲郡 大守当任開府於此中世  
皇綱細解号令不行源右府幕下爲總追補使諸国置守護業不一興国統領爾來分蒲離析郡主邑  
長争兵権數百年源親氏君到当国松平郡与在原信重結婚姻住于兹日是武名遠近貴胤尊葉英  
雄豪傑奕世不乏龍飛虎奮而竟至東照大神宮而武德重照治世唱萬歲當此時攀干竟繼而爲国主

郡長傳榮名千子孫者多是当国産也呼嶺半東照大神君靈徳明々而与日月俱照不朽矣豈天湘蕭  
右大相室町將軍可同日論哉云々記云和銅六年五月詔曰五畿七道名其国郡必以好字亦在延喜  
式考其意云凡諸国名其郡里並用二字取嘉名故举国郡云々参河国總作宝飯二字呼以保之一昔  
而隸于参河

宝龜六年三月置大少目員云云

以上屯卷ノ落文ナ  
ラン

極樂寺 浄土鎮西 御津大恩寺末

八幡村 国府莊宮路郷

古城 山本帯刀居之 後給坂何某居

古屋敷 享祿三年清康君宇利城主熊谷備中守ヲ攻サセラル時御陣屋ナリ

古城 永祿七年今川氏直ヨリ三浦左馬助牧野新次郎等申付御油牛久保八幡三ヶ所ニ出張ヲ

サセ軍兵ヲ籠置酒井左門尉忠次ト御油原ニテ合戦ス忠次敗軍先手六十騎討死ス板倉彈正

同主水切テ出忠次ヲ追フ危キ処御油住人林孫八山下源助等横槍ヲ入レ今川方ノ首三ツ討取

板倉面人討死孫八モ討死セリ東照神君ハ三浦ガコモリタル佐脇ノ屋敷ヲ攻玉フ三浦が軍兵

敗北ス依之神君不意御勝利トナル夫ヨリ西明寺へ御成アリテ本堂本寺へ詣サセ玉フ西明寺

ノ寺領此時御寄附住僧ヨリ軍兵共ニ粥ヲ煮献ス

国府莊山国分寺 禪宗西明寺末 寺領五石 御黒印



本堂 蔡師如來 日光月光 十二神將 四天王像 行基 大土作

同内陣額 勅願所瑠璃殿 向拜額国分寺 在玄 龍筆

同銘云 聖武帝勅願之道場国分寺当寺開基紫賜菅原行基

鐘樓堂 在本堂前無銘辨慶ノ寄附ト云 三十三所石觀音 当寺ハ曰域国分寺ノ其一院ニシ

テ人皇四十五代聖武帝天平年中行基大士ノ開基也其後荒廢壞ニ及ブ 後鳥羽院御宇右大將

源頼朝公再建アリテ善美ヲ盡セリ年在來元弘建武ヨリ應仁文明年間屢國中乱ル是ニ依テ靈

地モ戰場トナリ終ニ兵火ノ爲ニ燒亡ス近年六十六部何某一草堂ヲ建立シ旧名ヲ呼国分寺ト

云慶長年中

統紀曰天平十九年十一月己卯詔天下諸国別令造金明寺法華寺 紙書云天平十九年十一月朔

国分寺塔婆僧坊皆令修備因而納田僧寺九百畝尼寺四百畝亦云廿年莊田諸国分寺各一万畝云

々天平宝字七年十一月詔曰此間諸国分寺郡吏侵掠多致朽荒僧尼逃散大壞風化諸州刺史宜加

檢察

吉祥過ノ祭總 社国分寺八幡 宮ニモアリ

統紀曰高野天皇天平神護元年春正月己未勅畿内七道諸国一七ヶ日間各於国分金

光明寺行吉祥天悔過之法因此功德天下太平風雨順時五穀成就云々同三年春正月

修吉祥懺于天下国分寺 神護景雲元年正月国分寺吉祥懺各一七曰竹豊繪也八月參州奏慶雲

見云々 仁寿三年己卯同十二月甲子陰陽寮奏言使諸国郡及国分寺抄陰陽書法毎年鎮留氣從

云々

三代奥系曰元慶元年八月詔曰神護景雲二月正月廿四日 奏官符画吉祥天像一鋪安置国分寺 每年正月薰修其法年稍久丹青銷落 貞觀十三年講師傳燈滿正僧茶海改造水像高五尺是日充 其料穀三百斛

東鑑云文治二年五月廿九日国分寺破壞同尼寺顛倒云々 同云建久五年十一月廿七日近国一宮並国分寺可修覆破壞旨被仰下 同云寛喜三年五月五日 任論旨於国分寺可轉読最勝王經之由被仰下關東御分国之行然奉行云々

頼モシナ世ヲ朽レトテ定メツ、国ヲ分テル寺ノカズカズ 糸名院 大宝山西明寺 在鷹坂北種曹尾張知多郡結川乾坤院末 寺頼廿石 永祿七年東照神君公義 代々御朱印賜之

本堂 彌陀像 達磨道元大元師像等安置 羅漢堂 一切経藏 禪堂 以上本堂 石アリ 蓮池 在門前 松山 鎮 守正八幡宮 在蓮池側 香積廓 在本堂左 鐘樓 在本堂前 元祿十四年三月 月峯薫和尚作成

北條時頼 古墳 彫刻云當寺開基最明寺殿道崇居士 大江定基 古墳 大江高光正三位永延元年十月 五十四歳 同 当寺開基圖通大師

五輪石 彫刻云当寺功德主乾德剛公大禪定門 当寺者長保年中三河守大江定基開基ニシテ天台宗ノ古刹ナリシ破壊ニ及シヲ建長年中北條

時頼諸国遊歴ノ時此地ニ來リ再興シ最明菴ト号ス其後明應年中乾坤院四世大素淳大和尚來 リテ再建ス水野右工門大夫源忠政諸堂ヲ修理シ旧觀ニ復セリ大素和尚ヲ以テ中興開祖トス



永祿七年東照宮尊命ニ依テ大宝山西明寺ト改号ス

北條時頼持念舍利  
同 所持短刀

定基参河守圖書頭從五位下 後拾遺詞花新古今 依有寛和二年六月出家寂照或ハ寂眼長保五年八月廿五日入唐号円通大師云々 定基佛成基

最明寺時頼入道道崇因中ヲ微行シ守護地頭ノ邪正ヲ察スト云説ハ彼入道執權タルソノ政万歳留ナルニヨリ時俗窮ニ畏リテ然レヘシ時頼コソ薄ナルヨシハ諱史余論ニ下云時頼其兄経時ニツギテ権ヲ掌リ中不行而至也云々

三七二 三河国八名郡能登瀬村水神湯縁起

仰此シヤカツラ龍王神は昔養走年中之頃とかや豆州に御口き辨才天の御告にて当村野沢氏何某天平年中に守奉り則水神と崇奉る代々御祭不怠故か氏子繁昌子孫断絶することなし頃ハ延暦三年甲子六月野澤氏何某龍神之御告を蒙りしに白衣之走翁枕に立成亥の河岸に金輪石有り則石上を神之社と定の宮殿建立可致と慥に御靈夢有ければ翌日より御宮を造立し水神辨才天一所に遷宮仕奉崇處に神納受有けるにやいよく子孫榮ける扱御祭湯はしゃかつら龍王神のみたらしにて一夜の内に金輪石の下より大岩ニツにさつと破れ湯玉虚空に殆走る野沢氏不思義にそんじ御神樂奏し湯の花をあげ奉れば細託宣に聞浮世界病苦之衆生をすくはん爲如此とて神はあからせ給ふ此湯金輪際より涌出るを以金輪湯と名付たり其後年ひさしく打絶湯治致ことなかりしに宝永四年亥十月四日之大地震以來餘り湯玉之涌出る所の者彼湯を汲水風呂とわかし入けるに疝氣持も痛みを忘れつかへ持も大食を取込筋をかつけひえ虫大虫血虫も虫黄疽しつたん色々持病一廻り二廻りにて治せすといふことなし正徳年

中より國々所々に湯治致者數多し信心に依て諸病本腹致す事大風の雲を吹はらふかことしさるに依て入湯之内毎日龍王神前へ参詣おこたることなかれ神は人の敬に依て湯をまし人は神の徳に依て病を治すといふ本文眼のあたり野澤氏代々之記録に委細は記さす但御神湯の由来斗り入湯の衆の爲に書置も後來のはなしの種子孫長久之御つきせぬものならむ筆にまかせて云々

干時元文元年丙辰九月吉詳日

参州八名郡宇和庄

能登瀬郷

野澤兵左工門 敬白

湯治仕候て病者本快人之事

宝永年中に当国小河村太兵衛と申に三年程立居不成罷在の処當所へ入湯致す事三七日余湯治致し候へは杖を突立夫より段々病氣本腹仕候事正徳年中肥前之看のざりに成車に兼妻子共三人参りて湯治仕度由申候拙者所ニ留置十一日三人養ひ入湯爲致夫より大野村に参りニ三日逗留仕候て車忘れ遂に杖を突段々快氣立候様に罷成候事

其後遠州市野村三四郎所に比丘尼被参是者大病一圓歩行不叶湯水を管にてたべあをのけに一向左右不成喰物は二三粒つ、用候三人づ、して湯桶ニ入夫より三七日入湯致し候へば杖とあき夫より段々杖にて立候事又其後当国新城之信州屋佐兵衛と申者参り是看一切手足覺なく人形を繩につるし候様ニ三七日余入湯仕候へは段々覺出來夫より杖にて歩行し如元成



候事

遠州濱松領分加地村吉石工門と申着年の頃五十歳余四年相煩(ざり)に成ニ三年難儀致候に  
付戌三月七日車に乗当村へ参り湯頼候に付長八方へ申付夫より源四郎嘉石工門庄三郎と申  
着にて五七日入湯し四廻り目に腰立五廻り目に当所出立車を預け置歩行して在所へ参り同  
年六月甲勢参り仕り夫より此方へ立寄石之禮致し罷帰候  
当国赤坂宿こま屋重助と申仁酉十月より腰痛一切歩行不叶ニ付戌年に通し籠駕にて参り入  
湯仕三七日之内に腰之痛去り歩行自由ニ成駕籠此方に預置歩行にて其日七ツ時に宿所へ着  
致し随分産着に相成候よし

安永戌年五月

口上

五年以前寒強眩暈度々さし起り耳遠四年前一旦快方に御座候得共一躰氣積にて塞免角全快  
無之就中致執筆候得着氣分差塞り認物不自由罷欣候故文化十一戌年水無月此地に苗宿野澤  
左次兵衛方一回り入湯氣分開候哉試旁左次兵衛頼に付筆を取り折から塞をわすれこたわ  
りなく是則娑易羅龍王神大辨才天之御神徳之程顯れ喜悦之趣をしるし置

四十余歳初志男生

公儀御領所能登瀬村高十石家敷六十軒入湯之旅客を宿する家貳拾軒あり是を湯番と称す浴  
室七人に満るを限とす数みつれば次の番の家にて別に湯をわかす又七人に満れば亦其次之

家に客を受く湯をわかすこと七人にみたずといへども拒むことなし湯は板しき川之辺の巖  
石の間より流れのづるを汲來て浴桶に入て沸すなりこゝに苗守し番飯汁薪夜具之代湯之代  
一々條記して出す外に銭を取るることなし 以上三河事記

此書ノ原本四十八枚アリ半面廿三行一行ノ字廿七ハ字ナリ秀賦ナルヘシ僅ニ原本ノ九葉ヲウツシヌ 明治三年庚午二月  
原本ノ末ニ石能登瀬湯縁起以下ハ小寺廣路翁ヨリ筆記シ來ル由トモニ三川ノヲナルユエ後ニ綴リ入ルトシルセリ  
然レハ末ノ三葉ハ事記ノ外ナルヘシ

七三三 高洲浦御茶屋處記

明治元年

戌辰極月

美草廼屋

七十四翁

宮路 恒雄

我美草廼屋の裏なる川岸を昔よりお茶屋とぞいひける柳我高すの新墾は寛文五年巳年根州  
池田の里より土倉五郎兵衛といふ人來て此新田の事を思起しけるを其頃吉田の富人成レ高  
須十太夫同九太夫直弓左平高す七兵衛四人相加りて開發したるになん然るを其後大風雨に  
て破損度々に及び正徳元年辛卯年の大風にて堤ごとく破れ海と成しかは五人の元メ力  
つきて打すて、十四年をへたりしとそ其時村方百姓わつか十五軒なりしか男女女子供まで晝



夜となく出て居屋敷七十石余自分普請にかよわき堤を築立波風を凌ぐにいとたへかたくて  
 其時庄屋小林主組頭宮路主。御城主様へ歎願すること七十五度に及へりとをされは御上様  
 にもあはれとおもほしめして 殿様より御築立に相成再新田築けるに豊川の流の末にて海  
 に入所の様今もをかき故にや殿様御遊覧の地と成て御小屋を立しはく入せ給ひしとそ  
 扱其頃山田宗編故有て吉田御坊方鏡山浄園寺に物しけるほとにて殿様入せ給ふ度毎に参り  
 て御茶なと仕奉しとそ其をりく活花つかうまつるとて宗編度にて手つから作たる竹の花  
 筒なと今に我村内に持傳へて有もめつらしき事なり扱其後寛延の頃殿様御国替に付今の植  
 田主人新田御譲りに相成たるやされは植田主人は本遠江濱松成しを其後我参河吉田に移ひ  
 給ひしか其時の主義方主は和漢の才有て詩歌連俳に達し猶何くれと風流心ふかく物し給ひ  
 しかは彼の濱松風の音高く其名世にひきたる岡への大人とはことに内縁も有ていと親し  
 く爲給ひしかは植田主の家には彼の大人も度々來給ひしとそ扱ある年の春義方主彼大人を  
 いさなひ我高洲の新壑に來給ひ例のお茶屋のあたりは案内し給ひ浦の様西の海ちなとはる  
 かに見放ち給ひてふみかさ歌よみ給ひし其詞に曰

木々は霞草はみとりをふかめ遠からぬ野ちを分て里は高すとふふに至れば豊川近く流て水  
 の光清くいらこか崎はるかにつきてよる波のみるめものとけししはしやすらひにとて陰  
 ふかさ方に立よりつれは主出向ひて一間なる所に入侍るに窓さうし新らたに作みかさ端の  
 方までも敷わたす席のきらく敷におのつから心のちりも残りなくおりてえもいはぬ春の

なかめにあかす向ひをればあはせ物種々ぬもころにきこえてすかのぬの長き日も覺す苗さ  
 す。夕まてにくみかはし猶庭の方をみやれは菫山吹の垣ぬより咲つきて色ことにほひ園  
 生の竹は幾千世のみとりをそへて春風の音もいとしづかなるかけに向ひて

さ、竹の赤葉をかけたのとかにも吹傳ふへきやとの春風 加 茂 貞 淵

かく詠し給ひしも今ははや百年余の昔となりぬれとそのかみ書給ひし水莖の跡を見るに  
 とあはれにもかなしくもはたうれしくも様様に昔ゆかしう忍はれてかくのつらしき事の多  
 かる跡のしる人もなくすたれ行事のいと口をしようれたくていさ、か記し書て玉あへる反  
 等にもみせ後の世にも傳へまほしくてなんまことや岡への大人東の大江戸に出給ひて田安  
 殿に仕へ奉し後も植田主とは御音信本の如しはく成しかは我高すにて作する丸かふらよ  
 里俗天王寺 かふらといふ 昔より植田主の京より種を取よせてうゝる所なるか此地に相應したるにや形も  
 味も京師なるにおとらすとはやくより四方に飾美せらるゝを植田主の風流心に岡へうしの  
 許に大江戸に送られしを岡へうし長歌をよみそへて田安の殿に奉し其歌

獻徳川金五君三河国高須の新壑の蕪古風一首 并反哥

名細き三河国のにひはりのにひしきみよをそにしもひらき給ひし 大君の惠の廣に大  
 み名を高須の浦の遠かけて年なみくの新壑につくる青蕪はひさかたの天はさゆれとあ  
 らかねの土は氷れといや生に生しみにけり我君の同し御すゑの我君のみをしに採て冬こ  
 もる時にしあれとみ心を春の設と御栄を千世の若菜と今日奉る



反 哥

天きらしみ雪ふれとも三河なるレかすかにこそなはさかえけれ

加 茂 眞 荆 上

こは縣居家集に出たれは世にかくれなけれと我高須の里にとりては愛らしき事にてこの長哥は植田主のそこたからと世々持傳ふる處にて頼ひなき一品と稱すへき物になん且前の文は縣居主の爰に來てよみ給ひしなればこもまた類ひなき一品にて蕪の長歌と并へ稱すへき物と

かゝるゆゑよしあるをあらはれまつ君の御言葉の恵をえて猶次々四方の君達に乞得てん後  
は新名所とも稱へき走の願になん

明治元年

美草廬屋

戊辰極月

宮 路 恒 雄

村上大人のみに

まをす

# 參 河 雜 鈔

## 十一

七三四、寶飲郡伊奈村佐脇原

佐脇原ハ有名ナル野原也明治十二年近郷豪家篤志者脇カシテ開墾着手セシ初メハ二頭ノ馬ニテ西洋器械モテ開墾セシガ十分ナラザリシ故縣廳ヨリ彼ノ器械ノ便利ヲ試業セムト勸業課ノ吏員派出ニナリ奥州ヨリ五頭ノ肥馬ヲ求テ西洋器ニテ開墾セシ一日ニ三反歩ツ、開テ大ニ便利ノ由遠カラズ成就セバ廣大ノ良田ヲ得ベシ猶社員ハ之ニ桑ヲ殖付製糸場ヲ建ントス 開墾をことほきて

大 林 重 三 郎

松風のさわきの原も日に添てうちひらけゆく御代となりなき

響虫しはなく野辺とおもひしは馬もて拓くきさしなりけむ

又五頭の馬の性のまに／＼官人より名字肩を賜ひけるによりそを物の名におきて開拓の心を

大 林 重 三 郎

松風のさわきの原とおもひしは開けぬさきのこゝろなりけり

あすもかも切拓くへき野辺なれと床なつかしくはなさきにけり

唐すきのきしる音にもおとろかす羽風ゆたかにとぶ小蝶かな



おきわたす々のつゆの玉かつら永きためしに拓く野辺かな  
唐すきにからき手綱も浮舟もしましたゆたふひまなかるらむ

七三五、宝飯郡三谷村星越坂開道式

明治十二年十一月十一日星越坂開道式有り四方ニ幕ヲ張り神座ヲ設ケ注連繩ヲ張り五色ノ  
絹ヲ左右ニシ神官七名列坐竹本郡長初メ九等警部山口氏勸業係清水鈴木両氏宝飯六部落ノ  
戸長十八名戸長竹内大郎次水藤喜助小笠原与之助有志輩ニハ竹内小笠原藤田小田等兼坐ニ在  
神官神饌ヲ供シ玉串ヲ奉ル大伴氏祭文竹本氏祝詞竹内氏答詞楮本多賴三谷学校生徒ヲ指埋  
シテ参拜シ祝文ヲ誦次ニ藤森等祝文ヲ献ス此日朝ヨリ東西ニ花門ヲ立開道式ノ三字ヲ正頭  
ニ花飾シテ酒十五樽ニ三百ノ参観人ニ飲シム 神楽角力終テ夕ニ投餅氷四アリ

七三六、祝

数百年崎岨ノ道ヲ開キ千万人來往ノ橋ヲ造ルハ最モ善舉ニシテ古賢モ亦賞賛スル  
所也茲ニ當郡三谷村大塚村ノ間ニ在ル星越坂ハ額田碧海郡ノ南部嶮豆全郡以西ヨリ豊橋新  
城以東へ通商行旅物貨運搬日々尠々ナラス真ニ緊要ノ道路ニシテ則チ縣道ニ編入セリ然ル  
ニ崎岨峻坂行人汗ヲ留ス牛馬疲勞スル者數百年今年三谷村有志者挙リテ奮勵シ大塚村ニ協  
議シ官金若干ヲ請願シテ以テ開鑿ノ工事ヲ興シ嶮風亦雨其業半ハニシ土中巨巖ノ現出スル  
者陸續勞費ノ不<sub>レ</sub>思ニ出ルモ一蹶一起更ニ燒マズ茲ニ成功ヲ奏シ崎岨岨岨シテ殆ト平易トナリ  
本日開道ノ典ヲ挙ルニ至リ將來便益不可言其功モ亦大ナラスマ是該村開明ノ端也富饒ノ緒  
也嗚呼賞スヘク祝ス可キ也

明治十二年  
十一月十一日

宝飯郡長 竹本 長三郎

七三七、答行路ノ難ハ水ニ在リ山ニ在リ平峽ノ水能ク舟ヲ覆ヘス大行ノ道能ク車ヲ摧ク矣ニ

漁夫樵者ノ若<sub>ク</sub>行クヲ難ム敝裘汗歎シテ息シ羸馬嘶キテ勞苦ス真ニ我星越坂ノ如キモ亦然リ  
即チ通商行旅ノ愴然憊困吾輩傍觀坐視ニ忍ヒス因テ官ニ請願シ有志ト協心戮力以テ開闢ノ  
挙ニ就キ五丁ニ命シテ巖ヲ坎キ道ヲ劉ラス昔昔七旬ヲ經過シテ遂ニ羊腸タル峻坂モ変シテ  
平坦砥礪如ク成功ヲ奏スルニ至レリ即チ本日ヲ龜トシテ開道ノ式ヲ行フ是日也郡長屬僚ト  
共ニ賁趾ヲ辱クシ且金玉ノ詞章ヲ賜フ豈感佩ニ堪サラムヤ庶幾ハ自今以後貨泉混々流布シ  
興産マスゞ増殖シ人烟場々颺起シ以テ国家富豊ノ域ニ入り聖恩万分ノ一ヲ報ンテ聊無  
碎ヲ草シ一言以テ呈シ謹テ奉答

明治十二年  
十一月十一日

有志惣代 竹内 傳十

七三八、不日設立に成ルヘキ碧海郡大平村ト葉栗郡宮田村の紡績機械にて製造する所の綿糸  
を尾三面国の綿の出来高に割合ヒたる概算左の如し實綿を繰綿に直シ五百廿万八千四百ヘ  
但シ平均実綿の三分一  
と看做し算出す

右綿産額を十分し其八分を捻糸料となし其二分を他ニ供用する者と假定し其割合高算すれ  
は右の如し

繰綿四百十六万六千四百八十三斤二 捻糸料

繰綿百四万六千六百二十斤〇八

布團中入綿及ヒ其他ノ供用

一前二算出せし捻糸料の高に對し幾個の紡績機械を設置し得らるヘキヤと計算すれば凡ソ  
左の割合に當る



線陀二千本機織五十五個六六八分但本機織一個にて使用する綿一個月ニ凡ソ七千四百八十三斤余也一日ニ村二百四十九斤二三余に當ル而シテ其營業は一周年間ニ平均十個月とす即今年に七万四千八百三十斤余の綿を使用す  
明治十三年九月廿九日  
愛岐日報千七百七十九号

七三九、北設寮郡、伊奈海道折本峠、險阻ニして運輸不便也今般有志者申合セ岩石を鑿リ開キ往來便を圖ル心と該郡役所へ出願せりとぞ  
同千七百七十三号

七四〇、碧海郡藤井村の耕馬場は落成に付明治十三年九月廿四日比叡郡在股ケ原より移轉になる由石ニ村勸業課則武氏出張せらるゝとか  
廿三日出張則武氏橋西名也同千七百七十四号

七四一、明治十三年九月廿日宝飯郡は本縣甲第百廿号和達小学教員雇入方心得書に基ツキ教員と結約上認可證を受むと縣廳へ出願せり

七四二、同年九月廿一日土木課上田久之進は砂防工事御用にて西加茂郡へ出張  
同千七百七十四号

七四三、額田郡新築内へ寄附を出願したるは金五十円和合村、金四十五円藤川村、金廿四円市場村、金十八円亀井村又北設寮郡役所へ同郡内より同様金五円伊藤金七、金三円今泉柳平、金二円熊谷金作、同後藤滝二郎、並杉一本八ッ橋村  
明治十三年九月廿三日  
愛岐日報千七百七十五号

七四四、岡崎駅の公園は旧本丸にて東照宮降誕地なるを以昔より社殿有しに廢藩際龍城社へ合祀と成しが近比遠慮縁所有の社寺が報恩の爲社殿を建築せむ事を發起し幹事は田中勘七郎新川開墾  
尽力者大田弥三石工門八丁味噌  
本家副幹事は阿知和与八天野松三郎太山某宮原某等の諸氏也竹本郡長も益力あり市街各戸長も益力すれば不日着手に成へし  
同千七百七十六号

七四五、岡崎近況 本駅は東海道に属し戸数四千余戸当国第一の都会也額田郡役所ハ祐金町專福寺を仮りに用ヒ事務を扱小目今新築の催あり郡長竹本氏は走鎌奥着にして入望宜し書記ハ九廿名何レも御勉強中ニ旧幕府時代ノ御役人ノ如キ  
威應甚キ人モアルヤノ評判名古屋裁判所岡崎支廳ハ康生町ニ新築最中近々落成由事務は御繁務ノ由敬慕者傳馬町ニ在リ病院ハ康生町ニ新築最早落成にて來月上旬開院ノ由當繕向裁判所より念入レ院長南部氏評判可也近比公園内ニ東照宮社殿建築せんと有志輩大ニ盡力直京東派小教校同康成町ニ新築十月廿五日始由學校ハ連尺玉山岡崎根石、血校ニして教員ハ何レも勉強ニて學業ハ進共惜哉生徒昇退校往返行儀不宜説教ハ眞泉盛也余京ハ不振本月廿六日郷社祭礼場火奉納由米穀騰貴ニ付難波者日ニ多し就中士族ハ公債証書を追々賣却の様子跡は追々  
明治十三年九月廿五日  
愛岐日報千七百七十六号

七四六、碧海幡豆両郡の総糸商の組合立しは大濱村の龜嶋正一郎頭取也

七四七、渥美郡波瀨村柴田利平妻みつ同のまは隣家出火の節消防ニ盡力し宝飯郡下五井村富田栄吉ハ隣家盗難に逢し節該犯を差押へ何れも賞金廿五を賜はれり

七四八、碧海郡棚尾村瓦師永坂左兵衛は去年の勸業博覽會へ出ス爲一種精好瓦を鑄立しが昨日其実形を四分一の雛形にし其製造法説明を附して縣廳へ差出したリ

七四九、昨日ハ南設寮郡新城村宇田町道路橋梁の工事竣功式にて国貞縣令にも臨場有たり

七五〇、名古屋區ハ三万五千廿戸建戸  
但官舎社寺及ニ学校病院  
其他大藏物産、類ヲ省キ愛知郡二五四 戸 西春日井



郡一、五八三戸 東春日井郡一、五六一四戸 丹羽葉栗二、九六五戸 中島郡二、二五三戸  
海東西両郡二、三九〇二戸 知多郡一、一三三三戸 碧海郡二、四〇二二戸 幡豆郡一、六六七四戸  
戸 額田郡一、四、五〇〇戸 西加茂郡九、〇〇六戸 東加茂郡五、八七〇戸 北設楽郡三、九四一戸  
戸 南設楽郡四、六二六戸 宝飯郡一、三、六八七戸 渥美郡一、六、九四一戸 八名郡五、四、五九戸  
合計二十万二千四百五十六戸 明治十三年十月百 愛岐日報千八百八十一号

七五一、北設楽郡小田木村青木次郎吉積年盡力して雌稻の一種をのみ試植したるが其結びえたる稻穂を刈て差出したるを見るに頗る精良の品也 明治十三年十月三日 同千八百八十三号  
七五二、幡豆郡大和田村ニ衛生委員の無人なれば加藤半次郎牧野四郎兵衛の二氏を公模せり同

七五三、維新尔來日尚、ト里教化大着、グ日月開明、城ニ進、南山牧童モ書ラ牛背ニ誦、北海漁兒画ラ沙、習ニ至、何ソ其教育普及、速ナルヤ是、備ニ 明治天皇陛下、恩賜ニシテ之、か徳沢ニ沐浴シナカラ、豈逸居安座、光陰ヲ徒過シテ可ナラムヤ必ヤ各人各個其才能ノ長スル所ニ从ツテ、千辛万苦一事業ヲ専攻シテ之ヲ成シ之ヲ遂ケセヲ利シ人ヲ益シ厚恩万分、一ニ報酬セサル可ラス生ヤ嚴慈ノ訓誨薄カラサルニ非スト、里モ性質愚魯加文ナク多病ニテ拮据、暇勉曰夜事ニ業ニ从フ、能ハス回顧スレバ今年ノ歳首、於同窓諸生ト共ニ新年開業ニ与カリテ精勵ヲ盟シモ、指ヲ屈スレバ二百六十有余日悦トシテ南柯夢ニ異ナラス、果シテ其間何事カ学ヒ得ンヤ、僅々一ニ事ニ過ズ如此ニシテ止マバ何、日カ事業ヲ成遂シ世人ヲ利益シ大恩万分、一ニ報ル、丁ヲ斯セム

ヤ予一曰小学散文雜誌ヲ見ルニ奇ナル紀事有リ精ナル論説有リ雅ナル詩哥有テ各其妙手ヲ究ム而シテ其作者ノ齡ヲ問ヘハ則ニ六前後ノ幼年書生也、実ニ人ヲシテ望洋ノ嘆ヲ發セシム嗚呼、世間少年諸生ノ文学ニ長ケタル斯ノ如才、藁ニ冒贖ナル斯ノ如、而シテ独生ノ薄學菲才、爲丁有ニ非ル又如、此彼我ヲ較フレハ雲泥月露、密ナラザル也、深ク思ヒ遠ク慮レバ慨然喟然、切齒扼腕措ク所ヲ知ラス、平心虚氣靜ニ爰ニ之ヲ考フ、紕然トシテ大ニ解スル所アリ曰ク彼モ人也我モ人也、之ヲ能クシテ我之ヲ能クセサル理アラムヤ、今彼ノ我ニ一籌ヲ贏チ得ル所以ノ者ハ彼ノ勉強耐忍、我ニ愈ルニ由ルノミ、豈天性ノ穎鈍、賢愚ニ關セムヤ、古人云陽氣ノ發スル所金石又透ル精神一タヒ致レバ何事カ成ラザラム孔丘又云吾十有五ニシテ學ニ志スト幸ニ予未、十有五ニ至ラズ如、今ヨリ胸裏ニ一大堅城ヲ築キ勉強シテ進守ヲ計リ耐忍シテ退守ニ備ヘ百折屈セス、千挫撓マズ其勉ムヘカラサルヲ勉メ其耐フ可ラサルニ耐ヘテ一事業ヲ專攻シ之ヲ成シ之ヲ遂ケ他日天下ニ立、外ハ世ヲ利シ人ヲ益シ深恩万分、一ニ報イ内ハ前ヲ照シ後ヲ光ラシ親ヲ顯ハシ名ヲ擧ケ一世ノ富貴ヲ占ムニハ是ニ於テ前ノ快々、爵々ノ迷霧晴テ忍焉トシテ心氣爽快ヲ覺ユ、天下廣キ人民ノ多キ或ハ稀ニハ生ト感ヲ均クシ書ヲ誦ミ文ヲ講シテハ忽チ望洋ノ嘆ヲ發シ或ハ事ヲ成シ業ヲ就サントシテハホタ指ヲ染サル中ニ自ラ畫リ我才我智ノ及フ所ニ非ストシ放棄シテ顧ミズ碌々畢生ヲ徒過シテ草木ト腐朽ヲ同クスル者ナシトヒズ、真ニ可哀哉、可慨嗚呼、世ノ生ト感ヲ均クスル少年諸生ノヲ希クハ今ヨリ生ト共ニ腐敗心ヲ先除シ確乎タル志向ヲ立ン事ヲ感慨ノ余リ不文ヲ顧ミズ脚贅言ヲ吐露シ記シテ貴社



二送下云尔 岡崎康生町 仲春子

明治十三年九月  
愛岐日報 千八百八十三号

七五四、岡崎病院開院式概況 岡崎病院ニハ十月三日開院式ヲ行ハレタリ今其概況ヲ記ス病  
院ハ周囲三千坪建築六百坪ニテ其位地ヲ康生町ナル旧城趾ノ一辺ニ占タリ其築造費ハ六千  
円家作ハ日本風ニテ頗ル雅致也玄關ヲ過レバ中庭有テ植ルニ石竹アリ其他診察調養等ノ諸  
房結構備リレリ唯リ又ク香ハ解剖ノ一室ノミ又架スルニ樓アリ樓上甘余疊ヲ敷ベシ其構作  
ハ雅ニシテ艶・茶ノ湯ニ用フベク又盃一ニ適スヘシ病室ハ三棟ニシテ之ヲ分ツテ世有七房  
ト爲ス其位置高燥接シテ 公園ニ連ル庭中古城壁アリ修繕シテ之ヲ見又唐シノ長城メキシ  
香ニ模シ走樹幾幹其間ニ點綴シテ風光尤幽雅之ニ加ルニ眼下菅生ノ清江有リ南面スレハ縹  
緲タル山色野景皆集リテ眼界ニ入ル眺望ノ妙此ニ至テ極マレリ患老來リテ一タヒ此ニ入者  
ハ何等ノ病症ニモアレ瞬焉ニシテ枯骨回春ノ驗効ヲ得ルハ疑ヒラ容レズ却説当日來会スル  
客ハ長次官各課長縣郡各衛生委員岡崎裁判所長愛知公立病院假長ノ後藤教師鈴木田野其他  
駆徴院及ヒ各有志の医員並ニ名古屋ニ新聞記者及ヒ写真師宮下某等ノ諸氏ニテ合計無慮五  
六百人也午前十一時教務ノ祝炮響クマ否見得タリ院長南部千里氏ニハ徐ニ進テ席ニ就テ恭  
シク祝詞ヲ朗誦セラレ尋國貞縣令ノ答辭アリ以下又諸氏ノ祝詞ヲ誦者數十篇漸クニシテ式  
畢リ一同玄關ノ前ニ出テ排列シ小照ヲ写サル是ヨリ席ヲ分ツテ酒肴ノ饗應アリ菅生川ノ堤  
上ニハ數十發ノ烟火ト共ニ唱米ノ吉地軸ヲ擲動スル間モ无ク一方ヨリハ烟火隊中ノ猫狐允  
ソ三百余人白面紅粧媚ヲ献シ俣ヲ呈シテ進テ舞蹈シ庭中ニハ散餅ヲ行ヒ或ハ斗樽ノ鏡ヲ拔

キ群集ノ人ニ飲マセテ院内立錫ノ地无シ此他近郡近在ヨリ臨時花火ヲ献納セムト願フ者陸  
続タリシカ生憎黄昏ヨリ雨降出タレバ止ト成シガ夜ニ入テハ院長ヨリ奉ル數百ノ鬼火燈灯  
を透間ナク内外ニ燈シ連木後ニ一張ツ、諸人ニ送レリ翌四五日ハ自由縦覽ヲ許ス紅粉連ヨ  
リ献セシ流行ノ生ケ花ヲ大ノ青竹ノ籠ニ挿タルヲ每病室ニ飾リ立タリ又縦覽ノ人ヘハ好ニ  
應シテ茶ノ宗匠千賀氏抹茶ヲ出シ病院ヨリハ紅白ノ餅藝娼妓ヘハ手拭ヲ与フ其他市中ノ人  
民ヨリ金石ノ燈籠木石等競テ寄附セシ物品ハ數ヘ盡セス斯テ本日ハ引移リ明七日ヨリ事務  
ヲ扱ハル、ト云 明治十三年十月三日  
愛岐日報

七五五、岡崎足助街道

岡崎ヨリ足助村ヘノ通路ハ山路ニテ通行ノ牛馬不都合ナレハ中垣村ヨリ足助マテ五里ノ間  
ヲ平直ニ修繕セムト沿道ノ戸長ヲ集テ郡吏評議セシガ資金无トテ究セリ 足助通運会社ヨリ  
千五百円助金ト云 足  
助村ノ地内ニ本木ハ嶮岨ニシテ五間ノ道出來匡キ故宇宮平ト云所ヘ変道スレバ平坦ニテ五  
六間巾ニモナル故足助戸長盡力シテ道替、橋ノ見續リ高  
千五百円 即着手 明治十三年十月  
愛知新聞 千九百九十九号 千九百四号 橋ナクテハト  
テ直野林外三四ヶ村ニテ架設スルニ決シヌ

七五六、西尾街景况

西尾戸數凡千八百、郡役所ハ錦城町内ニ在リ 郡長長阪氏人望有リ又郡書  
記及ヒ産生方ハ士族多シ 警察署ハ中町ニ在リ。小  
学校ハ是レ追鶴ヶ崎町ニテ西尾錦岡鶴翼、三校合併セシガ過日來士族ト平民トノ間ニ紛紜ヲ生  
シ尚メニ分離ノ議ニ決シ三四ヶ町ツ、聯合シテ適宜便利ノ場所ヲ撰ミ或ハ寺院ヲ借りテ故



場ト爲シ或ハ明キ屋ヲ以テ教室ト爲シ各町皆組合ヲ立テ自今各々修繕中也 生徒ハ勉強、教員岡本  
 戸長役場九ヶ所、宿屋十三軒、止宿人、割烹店十四戸、藝妓十九人 生徒少キ故本月上旬料理屋七名ノ發起ニテ、  
 リ策ヲナシ中町ノ劇場ニテ銅鑼ノ芝居興行ス大氣氣ニテ水引笛等百五十筋余集レリ見物人山ノ如ク初日前ヨリ本町ノ明ル程也  
 評判猫ハ大吉様ノ大吉カミ山本はつ 同瀬吉イラケ 松屋礼吉 見物人山ノ如ク初日前ヨリ本町ノ明ル程也  
 未嘗有ナリ 創業以來 郵便局ハ中町ニ在リ 送風造り也 水價騰貴 貧民 商法 近村ノ農米價高直リ以テ村吏田財  
 然レトモ諸商共競ウテ繰売スル故 旧曆ヲ用ル者多シ 本月初一日ヲ用ス 西尾及近在軍談浮レ節大流行  
 多分ノ勝利ナシ 水戸鉄一系五里ヨリ二六マデ 人力車世輛 兼客博奕 查公ノ注意行届ヤ否 湯屋八戸 眞宗 報恩講參詣  
 上リ高五六円ニ及ト云 明治十三年二月五日 愛知新聞千四百廿二号

七五七 平坂近況

平坂港ハ幡豆郡ノ西端ニ位スル佳港也戸數四百四十五戸人員千八百九十人内国立銀行支店  
 ハ丸山ニ在リナリ丸盛割烹店四軒、備六人旅籠屋五軒、糸操器械製造所一軒 糸操營業 廻漕店三軒、何  
 毛商去廻師就中市川平二郎ハ 巡查交番所村ノ中央ニ在リ 近日空町ニ 虎烈流流行元シ 隣地補並ニ寺津村ニハ  
 全国普通ニシテ盛大也ニ越タリ 平ノ注意ニテ予防盡力故其病元シ然レトモ村民白痴ノ首暴動セリ岡崎警署所ヨリノ提換ニテ出頭スル有リ入爐スル有リ愚民斬  
 タ改心シテ開化ノ域ニ歩ラ進ムト云 學校ハ旧ノ官倉ニ在リ 生徒九十名去十月試験一等郡書記矢島貞藤、一等賞二等賞廿余名、戸長川原茂助助加藤黑  
 へ出勤シテ教員生徒ノ勤惰ヲ 部ノ奮発ニ因ルト云又學校委員ヲ公撰ニテ坂權ビシ処市川彦衛門新奥八郎平也此西氏日々學校  
 試ル故生徒ノ勉學盛也 同一月七日同新聞

七五八 幡豆郡西尾吹寄近報

聽見齋

郡役所ハ市街中央ニ在リ割烹店ハ十一軒 松壽巨摩タリ 土族ハ資本ノ公債証ヲ所有シ本月利子  
 引渡シ金一万余円有ト云大藏省爲換方出張所有リ 同所寄高伊藤三郎ハ廻師就ニ乘テ愛知爲換方ニハ 諸  
 新聞流行 東京新聞新聞近事評論 民方ハ陰曆ヲ用 甚將棋大流行 愛知新聞 千四百廿四号

七五九 紀事一則

愛知縣人 國枝 松 宇

參州萩原木保氏、庭中小蛇、蛙、二蟹來、又紺之互飲、奪久之、蛇竟弃而去、蟹亦放焉、蛙跳躍而迫、於是  
 二蟹還、于穴無復所、殘害也、蓋氣類相極、目木保氏目視之、事在其日、矣、嗚呼、蠢動含靈之說、人置之度  
 外而不省、爲石物之靈、豈可不知其所倚哉

七六〇 東加茂郡牛地村景况

和光雜誌 十四号 生駒 森 生

当地ハ矢作川ノ上流ニ地位ヲ占、戸數百戸ニ滿タズト、虽モ土民雜居、商賣繁昌ニシテ山間ノ一  
 都會也、生駒山ハ杉陰森タル高山ニシテ、頂ニ觀音ヲ安置シ、遠近ノ別ナク、參詣陸續ス、旧七  
 月十日ノ夜ハ、殆ト東京浅草觀音ニ劣ラズ、長井坂ノ温泉場ハ、追々盛ニシテ、浴客常ニ群ヲナシ  
 其効草津ニ垂ケリ、小学校ハ一ヶ所有リ、教員ハ可也、生徒何レモ勉強、戸長役場ハ、宇ナ、十本郷ニ  
 在リ、戸長後藤氏ハ、人望アリ、職務ニ勉強、上品行宜シ、學務委員其職ニ稱フ、五等郵便局ヨリ  
 配達隨分早シ、人情質朴、少シ狡猾也、稍奢侈ヲ極メ、知識有リ、婦女ハ風俗醜色黒クシテ、言語男子  
 ニ、類シ、貞女兩夫ノ道ハ、研究ナシ、呉服店割烹店旅籠屋ハ、日ニ盛也、通運会社ハ、盛大也、洋  
 学看无シ、物産ハ、鮎山、葵、美味也、某寺ノ住職、小塚ハ、三ヶ條ノ、教則ヲ長持、隔ニ密閉シテ、常ニ、董



酒ヲ愛ヒリ。近時粟ノ盛リニテ婦女子ハ疎爽ヲ待テ<sup>カタ</sup>体軀ニ藁ノ甲ヲ着テ腰ニ籠ヲ付ケ手ニ長柄ノ鎌ヲ持チ恰モ皇后ノ新羅ヲ征シ玉フカト疑フ如ク也其鎌ヲ揮ヒ吾先ニト競ヒテ粟ヲ拾フ一日一人ニ付ニ三斗ヲ得一升價三夫。學校ハ洋風ニ擬シ略落成ノ様子。安藤氏ノ私學校ハ日々盛大ニ赴キ生徒モ頗ル勉強シ頃日戸長委員教員等ヨリ賞与有リ明治十三年十月八日 愛知新文士三百五十五号

七六一 共同會主意書

人誰カ其身ヲ愛シ其康福ヲ謀ラサル者アラムヤ誠ニ其身ヲ愛シ其康福ヲ謀ラハ又以テ其國ヲ愛シ其康福ヲ謀ラサルヲ得ズ蓋シ愛身愛國ハ是レ人ノ本分也然而シテ我國ノ現狀ヲ視察スレハ細立ノ名有テ細立ノ実ナク外交以來茲ニ廿余年ヲ経ルモ治外法權ノ壓制ハ今猶免カサル、ラエズ貿易上常ニ彼ニ利益ニシテ我ニ損害多ク條約改正ノ期ハ既ニ経過スルモ依然トシテ其旧約ヲ改ル事能ハズ今也國權ヲ興復シ財政ノ困難ヲ挽回セムト欲セハ前途猶遠キガ如シ今左ニ内外ノ公債ト其貿易トノ大畧ヲ示サム昨明治十二年六月大藏省ノ調査ニ拠レハ内国旧公債其既ニ償還セシ高ヲ扣除シ未償高九百六十五万九千二百六十円零五十銭也金札引換公債ハ其未償高二百一十万零五千九百五十円也新公債ハ未償高一千四百五十九萬四千二百五十円也株線公債ハ未償高一千六百十九万六千三百七十五円也金線公債ハ一億七千四百廿一万九千九百五十五円ニシテホタ元金償還ノ時限ニ至ラス起業公債ハ一千二百五十万円ナレトモ其引請高ハ八百円ニ付八十円ツ、ナレハ其與額ハ一千万円ニシテ是亦ホタ元金償還ノ時

ノ時ニ至ラス征討費借入金ハ一千五百万円ニシテ其償還法ハ明治十年五月ヨリ滿廿五年ニ元益仕拂モノナレハ既ニ償還セシ高ハ蓋シ僅少ニ過サルベシ外国旧公債ハ其額四百七十八万二千四百円ノ内償還セシ高ヲ扣除シ残額百九十五万二千円也同新公債ハ現ニ未償高一千零六十七万二千零七十二円也以上内外公債ヲ合計スレハ其未償還高ニ億五千八百八十二万三千四百四十七円五十銭也幣幣ハ昨明治十二年七月大藏部下附ノモ、ニ拠レハ現ニ世上ニ流通スル高一億一千九百九十二万七千二百零九円也之ヲ前内外債ニ加レハ則三億六千八百廿二万二千八百七十三円五十夫也其他第一国立銀行ヨリ第百五十国立銀行ニ至迄其發行スル紙幣ノ金額ハ大約三千二百万円也今此ノ金額ト大藏省ノ紙幣トヲ合計スルハ乃チ現ニ流通スル紙幣ノ高ハ一億五千二百九十二万七千二百零九円也豈ニ巨大ノ額ナラス哉又是ヨリ内外貿易上ノ景況ヲ論セム夫レ大藏省商務局ノ年報ニ拠レハ明治元年ヨリ当十三年六月迄我各港輪出入物品原價ノ差引ニテ輸入ノ輸出ニ超過スル八千二百十二万零五百三十四円ニシテ明治五十七、八、九、十、十一年ノ上半期都合八年間ニ貨幣及地金ノ輸出入差引ニテ輸出ノ輸入ニ超過スル五千六百四十七万三千四百五十九円也由此觀之八月一月ヨリ一年毎ニ金貨外に出産モ停止スル処ヲ見ス嗟乎此勢ニシテ尚数年ヲ経過セハ紙幣愈々下落シ物價益々騰貴シ殆ト救フ可ラサル慘狀ヲ現出セム夫レ苟モ政府ノ公債ハ即チ人民ノ負債ニシテ政府ノ紙幣ハ即チ人民ノ貨幣也其輸出入ノ不平均ハ是レ人民ノ損害也ト顧想シテ茲ニ至レハ豈一日モ傍觀坐視スヘケムヤ今ニシテ而テ之レカ救策ヲ施サズバ國家存テ不測ノ禍ニ陥ラムトス我



國ノ財政其レ如此、然而テ尚農商社会ノ或ハ現今ノ税金高ヲ以テ之ヲ永遠不換ノ法ト誤認シ  
 或ハ又一層ノ薄税ニナル哉ノ妄想ヲナシ、毫モ國家ノ點ニ眼ヲ注カス五里霧中ニ坐スルモノ  
 ノ如キハ、實ニ憫笑ニ不堪也。嗟乎其愚モ亦甚シト云ハサルヲ得ズ、夫レ國ハ猶家ノ如シ、苟モ其  
 家ノ負債ハ其家ノ子孫之ヲ償ハサル可ラズ、其國ノ損害ハ人民之ヲ負擔セサルヲ得サルハ、是  
 レ國家ノ通則也。謹テ惟ルニ我明治天皇陛下ハ既ニ曩ニ將來ノ慘狀ヲ預知シ給ヒ、明治元年三  
 月十四日ヲ以テ五ヶ條ノ誓文ヲ立サセラレ、廣ク會議ヲ興シ、石幾公論ニ決スヘキトヲ定メサ  
 セラレ、次テ明治八年四月十四日、以テ尚五ヶ條ノ誓旨ヲ擴充シ、立憲政体ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ  
 其慶ニ賴ラムトスルノ洪詔ヲ發セラレ、又本年二月廿七日ノ敕語ヲ拜誦スルハ、聖意未タ嘗テ  
 一日モ國ヲ安シ、民ヲ利スルニ非ハアラス、其聖語ニ曰ク、人民新ニ變乱ヲ離レ、教育ノ首未タ偏  
 カラス、士ノ學文アル者多クハ、産業ナク農商ノ資産アル者、概ニ知識ニ乏シ云々ト、嗟乎士タリ  
 農タリ商タル者、各徒ニ其地位ニ安ンセス愈、奮ヒ益、進ミ國權ヲ興復シ、條約ヲ改正シ、其蒙  
 ヲ免シ、其産ヲ興シ、以テ聖意ニ奉答セサルヘカラス、其之ニ奉答スル階梯進路ヲ論スレハ、先ツ吾  
 カ本州ノ同志相交際シ、相親愛シ、以テ智識ヲ研磨シ、意見ヲ交換スル會議ヲ開カサルヲ得ズ、蓋  
 シ人ノ智識ヲ増進シ、公共ノ便益ヲ謀ルハ、交際ニ非スハ之ヲ得ルヲ能ハサレハ也。於是乎吾本  
 州ノ諸君ニ謀リ、遂ニ將ニ進テ吾全國ニ及ホサムトス、諸君ヨ誠ニ斯志ヲ同クシ、其方向ヲ一ニ  
 シテ、遂ニ以テ我天皇陛下ノ聖意ヲ翼賛シ、我國家ノ慘狀ヲ救治シ、愛身愛國ノ本分ヲ全セサルヘ  
 カラス、是レ此ノ會ヲ設ル所以也。左ニ掲ル仮會則ノ如キハ、漸次改正スルヲアルヘシ

明治十三年九月

七六二 三陽共同會概則

- 一、本會ヲ名テ三陽共同會ト称ス
- 一、本會ノ會員ハ三河國各郡ヨリ撰挙スル者トス
- 一、會員ハ郡ノ大小ヲ論セス、各 名ヲ出惣員十名トス
- 一、各郡ノ惣代ヲ撰フニハ、復撰去ヲ以テス、先其郡内ノ各町村ヨリ、其郡惣代ヲ撰挙スル爲ノ總  
代ヲ撰挙シ、其總代集會ノ上之ヲ撰撰スヘシ
- 一、本會ノ諸規則ハ開會ノ上公議ニヨリ審議創定スベシ
- 一、本會ノ開會ハ管廳ノ許可ヲ請フヘシ
- 一、本會ニ係ル費用ノ支弁ハ會員ノ協議ニ拠ルヘシ
- 一、本會ノ初會ハ未タ時日ヲ預定シ難ケレハ、先ツ碧海郡ノ初會ヲ本年 月ト預期シ、時日ヲ定  
メテ開會スヘシ

但シ本郡ヲ分テ十部落トシ從前ノ部該部落中各三名ノ惣代ヲ出シ、惣員三十名トス

明治十三年十月八日 愛知新聞千三百五十二号

七六三、八名郡三上村ノ学校新築ハ、宝飯郡豊川郡ノ加藤重次郎ガ棟梁ニテ落成シ、明治十三年  
 十月十五日開校式ヲ執行アリ、其日縣廳ヨリハ、学務課長佐々木ニ等属出張右学校ノ構造ハ殊  
 ノ外便利也トテ賞誉有リ、其函面ヲ携帶シテ、歸廳有キ重二郎ハ本年廿三歳ノ弱齡ニテ棟梁ト



ナリ美々敷校舍ヲ造築セシハ甘心也 明治十三年十月  
愛知新文

七六四、東加茂郡第二番小学入桑学校ハ昨年新築シテ巨額ノ金ヲ費シシカ併區内有志者ノ醵金ヲ引去不足ノ金額百廿余円ノ賦課方其他教育維持ノ方法ニ付十月十三日新盛村外五ヶ村ト聯合會ヲ開キ首尾ヨク其議ヲ完結セシカ當日ノ傍聴ハ海保郡書記及ヒ併區ノ重立タル人々也此會議ノ主任者ハ塚田英造宇井喜清鈴木繁三郎ノ三氏ニテ議長ハ宇井氏也其議員内ニテ雄弁ト揮レタルハ鈴木久五郎十四太山市太郎十五松井芳太郎廿四也ト云同

七六五、国貞縣令三河国南設楽郡新城学校へ臨校ノ節生徒ノ読書講義等周覽ノ末學務委員並ニ教員を近呼て云只今生徒ノ講義を用に孰しも活潑にして解義頗ル明瞭且ツ歴史を講ずる貴賤尊卑の別を正しく分ケ其国史と外国史とを講ずる自ラ用語を異にする等能ク其義を解得するに非レハ能はず是、教員等の諄々教し結果たる也蓋し教員は恰も物体にして生徒ハ即チ鏡ノ如シ故ニ教員の良否は生徒を見て照然たり予本日此講義を聞キ甚愉快也且申聞ス事有り過般文部郷ノ來縣ノ時修身ノ教育を盛ニにすへレと沙汰ありき抑今日、教育を看ルに智教と徳教と彼此相ヒ併進せすして殊に智教の一端ニ偏レシク書を読メば其挙動頗ル輕噪浮薄ニ流れ或ハ義務權利自由等の語を口ニレヌハ政体を可否レ甚シキは長者を凌キ父母を蔑ニするに至り更ニ彼、品行端正、義温良の美を見ず是レ大ニ教育の旨に背戾すれば教員等亦來能ク此旨を体し智教と徳教とを互して併進せしめよ云々と演説有り侂同村藤島権七を召シ其方ハ能ク兒女ニ家庭ノ訓へを爲スよし感心也猶尔來能庭訓を施レ一村ノ模範と成ルベレト

褒詞有り又故新城校生徒今ハ事故有福田岩吉を召シ其方ハ在学中より平素心掛宜ク退校ノ後近隣ノ子供を集め學業を復習せしめ且在学中も殊ニ勉勵せし由奇特也尚餘暇を以テ勉勵せよと賞語有り権七岩吉ハ感泣拜謝せり

其日賞賜受レ生徒ハ坂巻松太郎上等花井誓同石田喜一郎上等長田龜吉同竹本兼助上等皆川東一郎全本田仰三郎上等山本とく下等坂巻金三郎下等九名ハ各書一部ヲ賜リ藤島下等唐墨一罍本一を賜れり 明治十三年十月十二日  
愛知新文 千三百六十号

七六六、嗚呼今日ノ青年書生ノ挙動ヲ見ルニ只皮相ノ開化ヲ貴ヒ華奢ニシテ己レカ分ヲ忘レ偶マ都會ニ遊學スレハ早く既ニ生意氣トナリ學業未タ長進セスシテ大家碩儒ヲ批評シ或ハ三円五円ノ負債ニ窮迫シナカラ叨リニ都人士ニ模倣シテ地綿水綿ノ服ハ既ニ売リ越後八丈ノ小袖ヲ買ヒ縮緬三尺ヲタリト結ヒ或ハ身体ノ窮屈ナルヲ忍ヒテ被ムリ間ニ台フ洋服ヲ着シ足底ニ豆ノ出來ルヲ知ナカラ洋服ヲハキ飲ミ慣レモセ又高價ノ洋酒ヲ飲ミ食ヒ慣レモセ又洋饌ヲ美也トシ火ノ用心ハ良カラ又物ト知ナカラ行燈燭台ハ止メテランプヲ用ヒ是等一ツトシテ可憎華奢生意ノ挙動ナラサルハナシ然レトモ拙リ書生社会ノミナラス如此ノ風都鄙一般ニ行ハレ且又外面ノ開化ヲ粉飾セムカ爲メニ荒村僻落ニ至ルモ猶ペンキ塗リノ小学校ハ田畝ノ際ニ屹峙スル有り一即ニ造三吉四郎平五郎依ノ子弟ハ此学校ニ昇降シ椅子ニ凭リテ硝子窓ノ下ニ在リ世界万国地理歴史ノ大意ヲ修習ス中ニハ僅ニ上下等小学全科卒業ニ至レハ最早其父兄ノ糞桶ヲ擔ヒ鋤鎌握ルヲ忌ミ嫌ヒ洋帽ヲ被リ曲笛ヲ揮リ舞シテ郡役



所ノ書記カ縣廳ノ官買ヲ根<sup>美</sup>ミ遂ニハ先祖ヨリ傳リシ業ヲ廢シ等外出仕或ハ学校ノ助教ト成  
 リ聊ナル給料ヲ得ルニ安シ逸シテ不<sup>レ</sup>覺分別ヲ爲ス嗚呼夫レ如<sup>ク</sup>斯遊惰ニ流レ華奢ニ趣ク時  
 ハ則チ内地ノ産物ハスク振ハズ外品ノ輸入日ニ多キニ至リ輸出ト輸入トノ相平均セサルヨ  
 リシテ金銀貨ヲ以テ之レガ不足ヲ不<sup>レ</sup>補<sup>ハ</sup>得ズ是レ金銀貨ノ歳ニ月ニ海外ニ飛散シテ内地ニ  
 ハ紙幣ノ外又見ル<sup>レ</sup>不能ニ至レル故也明治八九年前マテハ紙幣ト貨幣トノ價格ハ粗相同ク  
 シテ運搬其輕便ナルヲ以テ却テ紙幣ノ直段ハ貨幣ヨリモ高カリシニ次第ニ貨幣ノ間ニ差ヲ  
 生シテ明治十二年ヨリ別シテ甚シク既ニ十三年十月八日横濱ニ富スル及人ノ報知ニ依レハ  
 六割除ノ差有ルニ至レリ物價ハ倍ク騰貴シテ昨今年ノ如ク五穀豐熟ト虽モ猶飢餓ヲ訴ル窮  
 民有ルニ至レリ是レ全ク都鄙一般人民ノ風俗次第ニ華奢ニ趣クヲ以テ需用ノ高ハ倍々多キ  
 ヲ加フ是レ政府ニテ勸農勸業ノ事ニ心ヲ盡サレ或ハ勸業博覽會ヲ開キ或ハ共進會ヲ開キ種  
 々内地ノ産業ヲ奨励セラル、所以ニシテ與ニ我國ノ一大急務タルハ起業興産ニ外ナラス故  
 ニ華奢ヲ好ミ遊惰ヲ爭トスル諸君心ヲ産業ヲ奨励スル<sup>レ</sup>ニ並メテ豐饒ノ源ヲ爲ス<sup>レ</sup>ヲ謀ラ  
 ズハ愛國ノ心薄キ者ト云ハサル可ラス請フ心セヨ <sup>明</sup> 嚙豆 碌々生 <sup>明治十三年十月 慶知新文</sup>  
 七六七 安場旧縣令ガ農事改良ニ付配慮セシガ近來額田郡ニテ種子交換場ヲ開キ海東西北設  
 衆郡外面三郡ニモ農談會ヲ設ケ又南設衆郡設衆村宇東入舟廿四番畑一反八畝ニ歩ノ内敷地  
 坪數三百坪ヘ農産室一宇 <sup>横市 閩奥口</sup> 農事會談場一宇 <sup>横市 閩三尺銀行</sup> 建築ノ義ヲ同郡新城村  
 有志惣代柴田正衛門、渥美又一郎、城所一郎ノ三氏ヨリ縣令ヘ願出シト云ガ當時縣下風潮ハ專

ラ農事擴張ノ要点ナルヲ知者ノ如シ此情勢ニテ進歩セバ他日ノ盛業豫メ想フヘシ <sup>十三年十月廿</sup>

<sup>慶知新文</sup>  
<sup>千三百六十二号</sup>

七六八 豊橋宿山田新一郎ハ二十三年前病テ薨ト成リシカハ筆談ノミニテハ交際不便ナルヨ  
 リ紅塵ヲ避ケ妻ヲ出シ八九年前ヨリ一室ニ卧シ太古斎ト号ス学古今ニ通シ詩文ニ巧ニ鉄筆  
 書画ヲ善クス就中鉄筆妙ヲ極ム蓋シ蘇氏印略ヲ学フ者也

寄太古齋主人時余為陸軍兵卒

中 村 智 環

官海校身己幾年塵緣未了亦因緣羨君高蹈清閑地独占江湖風月旌

次 韻

太 古 主 人

靜中對客畫如年雅趣風流翰墨緣我有生涯真樂境醒陶醉自由權

同千三百七十号

七六九 鈴木甚石工門

<sup>額田郡切山村</sup>  
<sup>享保年間出生</sup>

甚石工門中年に父を喪ひ母に事へて孝也父五平田畠多からねは家貧かりけるに甚衛はた貧  
 稟虚弱にて能煩<sup>レ</sup>ければ平常耕作に堪ずされは家計窘迫に至て僅の田畠も大方賣て聊残れ  
 る計りなれば奉養に窮し終に妻を出して他家の婢となし身一つを以て二人の子と共に母に  
 仕へ其母に供する食をば甘脆を極めて自は藍纒をまとひ折々は米麦の足<sup>ラ</sup>ぬまゝに食はぬ  
 事多かりそを憐<sup>ミ</sup>て里人争のついでに甚衛を招き饗すれば飯も羹も携へ歸れるを母甚衛と  
 共に食はむと云へば己レは己<sup>レ</sup>に飽まで食待りと云て之を羞む又冬に至て母衣に綿なきを患  
 へ霜雪を踏みて山ニ入り薪を採歸りて炬に焚き暖<sup>カ</sup>ならしめかくしつゝ暫しも母の膝下<sup>ニ</sup>を



離レず。常に隣郷より雇はむと乞者有りても行かず只本村の内より乞へば住て其懇フべき時を組はて傭主に告ゲ白地マに家ニ歸て母を省し往來奔走して寒暑を避ケず之レが爲ニ里人も互に相戒メて功力を多ク負せず又平生神祇を敬仰して社參す母の強健を祈ル外他争なれもし里中に社寺の營繕禱祥などにつきて財を聚る争有時は只一錢にても之を收メて助費の内に加へしむ如此正直質朴にせしさまの終に闔國に聞えて其孝を賞す領主ノ賞典ニ預レリ天明未歿レリ 明治孝節録一

鳥女 額田郡古部村 享保年間ノ人

とリ女貧くして父母を養ふにたつきなれば常に人に雇はれて其傭錢を以て朝夕の烟をたつ父病に卧せるほど殊に医藥の費大方ならで困迫究りしかは曉ニ霜を踏て薪を山林に採り岡崎市に驚ぎ其價を以て療養ノ資とせり古部より岡崎まで三里半道を見て比隣ノ如ク男子も堪フべからぬばかりの重荷を負つ、日々に通ヘリ又薪を求むとて知立に往來す此路は殊に七里も有を只咫尺の間の如思となせる其辛苦云々斗りなしかくの如勉メしみて父母の衣だけは暑寒の節を失はぬやうに設けいとなめともホタ袋をは具フる事能はず故に寒き夜には草を緇メて被として自肌へをもて交ルニ父母を暖メ又夏日は蚊帳あらざれば木葉をあみて扇とし麻もせで夜もすがら之を駆り父母を安眠せしむ是らの事とも領主に聞えて年毎に三口俸水を賜ひ其篤行を賞せられしに齡のや、たくる迄も拙身にて有しかは同保の者す

孝義象ニモアレト詳ナレハ写入タリ

伎匠女 八名郡菟平村ノ民 野次長八妻 民女 長八娘

きさ女生質柔順親に仕へて至孝也長八をむかへて夫とせし後女子出生せり然るに長八放蕩なる故にきさ屢々諫ムルとも用井す遂に走母之を離別せり其後又夫をいれず娘たみも母質を継きて幼キより孝也長して夫を迎へ男子を生めり然ルに此夫も放蕩にして母ノ意に適はず又母より離別するに其後よく貞操を守りて昼夜働き母を養ひ米價高きほとも活計たらずといへとも母には必米麦を与へ自は粟稗草根などを食ヒしとぞ其行状奇特也とて大藏省より金一円廿五夫を賜はれり 明治孝節録三

慶女 碧海郡東別所村 山内藤藏妻

けいが夫藤三農間のかせきと云て家を出しより音信なしもとより困窮者にて親の孝養思ふま、ならぬを歎き隣村の豪農に日傭と成り晨夕に出て夕に歸り夜は糸をとりこれらの賃銀もて朝夕の供饑に充しに壬申十月頃より父老病にて身体不随となれりけい側を離しず食物に心を注し療養に心を盡ししかど其効なく遂に死去せりか、れと葬儀を営むすべなければ深く之を嘆き自身を半年日傭に入レ其給金を以て亡骸を葬れり其至孝を比隣挙て賞誉せしかはつひに縣廳に聞えて金千匹賜はれり 明治孝節録三

鈴木治石工門長女みて 額田郡鷺田村七番邸筆生 みて廿三年五月

みて女容貞も心も妙なる優れる性也三歳時母に死別レ後に継母に養はる。弟出來たり十



年前繼母痛風にて枕も上ケぬ程に成レリみて悲み治療に手を盡し看護等閑ならず年経て全快せず癡疾ノ身となれりみて世間ノ話をして心を慰め食は其好ム所を進メ又面便ノ世話に至りては実子は却て嫌フをみては厭はず懇に仕へ且八十歳余、祖母を愛敬慰安し兼て異服、弟妹に慈愛を以テ接遇少シ病の暇あれば父の農事を助ケなとし更に辛苦を顧みされは評判高く処々より養子をせわする者多しされともみては他人を入ルれば存養の妨とて程よく謝つ、只管に母の快氣を願ひ居レリされは誰レ云フとなく存子々々と賞賛するにぞ宮にも聞召殊勝也とて委ク動作を探訊有しに十余年の星霜を一日、如ク存養し一家睦く治マる等奇特也とて本廳より賞誉有し

鈴木治石正門長女 みて

今ヲ去ル十年繼母痛風病ヲ煩ヒテヨリ昼夜看護ニ怠ラス且衰老ノ祖母ヲ介抱シ幼少ノ弟妹ヲ慈愛シ傍ラ父ノ耕耘ヲ助ケ聊モ辛苦ヲ厭ハズ多年存養ニ懈ラサル段近隣挙テ称誉スルニ至ル奇特ノ儀ニ付爲其賞金ニ円下賜候事 明治十三年十月廿七日 愛知縣

七七〇 宝飯郡役所建築費の内へ同郡形原外十ヶ村より金百廿五円六先牛久保村外十八ヶ村より金七十一円七十三銭五厘各寄附せむと願出たり 愛知新聞

七七一 勤業課より西洋馬耕法を以て碧海郡藤井村字長先原の開墾は既に着手に成リし処新畧械重量にして大馬力の及ばざるより牝馬八頭にて鋤耕に成リしが輻一尺二寸深サ八寸八寸余にして一日ニ開墾ノ反別五反歩ニ余レリとぞ 愛知新聞文十三百七十四号 明治十三年十二月

七七二 八名郡五川村河合恭輔 金三円 河村ぬひ 金一円 皇居御造営費ニ献金したれば殊勝ノ儀と褒詞有き 同十三百七十八号 十一月九日

七七三 十月十一日より渥美郡内公立小学校学務委員教員の大集会有しか此会は敢則編制並ニ郡内諸校の氣脈を猶貫通致させしと云精神にて郡役所より御産シになりし故園郡七十回校の委員教員合せて百四十八名程豊橋駅竜枯寺に於テ會場を設ケ該日該処に臨ミテ教員を併シ仮議長をして開議せしむ然ルに菟山の如なれば終に教名の討論教員峰起して議論喧嘩纏ヒ兼る勢ヒなれば郡長始々学務課官仮議長も大に御心配にて一時狼狽の氣色有りと故に郡長始々諸員奇計を旋ラシ教員を退け学務委員を會して全郡を部分ケするか否かを決議せしむるに部分するの議多ければ多数に因て部分に決す 其部分は大郡を六部分とし部毎に学校委員正副教員正副各二名つ、部長を投票せしむ衆員乃チ投票多数に因て第一部委員正部長羽田野銀三郎副神田豊二郎教員正児島徳副遊佐裕第二部委員正朝倉孫四郎副田村啓二郎教員正川澄親副鈴木三四 第三部委員正山田虎造副山本武八教員正近藤依仲副中根脩平 第四部委員正糟谷佐平副在久間甲七教員正永田笑副楠東岳 第五部委員正佐藤信房副鈴木三十郎教員正金田正名副大羽庸行 第六部正委員河合金兵衛副神原忠兵衛教員正松井崔吉副中島幾之進ノ廿四名堂并諸委員教員ハ充用ニ付編校せられ十五日より廿日迄盛に開会し敢則其他を議定せられし由 愛知新聞十三百七十三号 十三年十月七日

七七四 豊橋にて昨今別院の新築中にて毎日酒を二車に餅を三車位ツ、挽來て地築を行ひ頻



ル盛也又同紺屋町にて相撲大入也 同

七七五、西加茂郡長田中氏は学事に尽力有り本郡北部の山間僻邑も就学、徒多し今回、秋季試験各校ノ生徒皆々及弗加之悉皆賞与有き他郡と異にて教員も勉勵し能ク忍耐に奮ミ朝に彼校に轉シ夕に此校に移ル如キ浮躁者无く各氏自由教育ノ意を奉レ殊に道慈学校教員須藤直八、大草学校服部寛、木瀬学校中島大山、飯崎学校野田端岳等、寛厚にして能ク生徒を愛す故に父兄大ニ歡ひ昇校せしむ是も走練なる郡書記永山裕川崎種二郎の奨励且懇厚にして学事に熱心さるゝに由り委員も亦其意を体し教員と同心勉勵するに因也 愛知新聞 十三年十月十日

七七六、学問 学問ハ何人ニ限ラス爲ネハナラヌ者ナレトモ勤モスレハ田舎ノ頑民共ハ大ニ料簡違ラシテ百姓マ町人ニハ学問ハ不用ノ物ト心得誤ル者有テ頃日モ或ル農民ノ話ニ私共ノ如水吞百姓マ小商人ノ子カ学問ニ骨折ルハ入ラヌトニシテ強テ学問ニ出講サスレハ遂ニ百姓ハ糞桶ヲ擔丁カ忌ニ成リ商ハ代物ヲ擔ヒテ得意先ヲ回ルコト厭フヤウニ成ル墮テ又田基双六茶ノ湯桶花其他種々ノ華奢風流ニ心寄せ其爲ニ稼業怠り遂ニハ賣家ト唐様テ書ク三代目柳ノ英ニテ学校ニ通ハセテ学ハセタガ本ニテ身代夫フヤウニ成リテハツマラネハ学問サセヌガ増シナルカラ悴モ退学サセテ草刈サスル續リ也ト云咄ヲ聞キ予大ニ嘆息シ論メ云成程尤無理ナラネト少シ意見違ヒ有カラ予ガ云所ヲ聞玉ヘ其ハ全体足下ノ料簡ト云ハ徳川比ノ儒學者ノ如ク專ラ詩文ニ心寄せ或ハ酒ニ耽リ聖經賢傳ヲ講シ物理経済農學等ハ信才キ己カ身ニ行フ工夫モ爲ズ到底学問ハ田基双六茶花其他明清學ヲ學フト同類ナル一種ノ道楽

ノ本ト思ハル、世ト料簡有ルカラノコナレトモ今日ノ学ハ实用ノ学問ニシテ昔ノ死物ノ学ニハ非ス活物ノ学ニシテ商ハ商人ニ必要ナル算術又帳ノ調ヘ安キヤウノ記帳法ナトヲ学ヒテ何万何千何百円ノ出入差引ニテモ一目ニ分ルマウニ書載ルコト出来又其他大工木挽夫々ノ職業ニモ必要ナルコトヲ学フが今日ノ普通学ト云学問ゾ殊ニ農ニ付テハ第一地質学或ハ植物学動物学等ノ学問ヲセネハナラヌ訣ノ者故ニ政府ニテモ乙学校ヲ全国ニ建テ年々文部省ヨリ若干ノ補助金ヲ各校ニ下附セラレ学齡ノ兒童ヲ就学セシムルコトヲ勤メ玉フ訣柄也併シ余ラ農學ハ一種ノ専門学ナレハ村内ノ小学校ニテ学ヒエラル、丁ニハ非レトモ古人ノ語ノ通り遠ニ行クハ近キヨリスト云ヒ又高キニ登ルハ卑キヨリスト云カ如ク農學ニ上進シテ家ヲ富マシ国益ヲモ起ス子ヤ弟ヲ持ント思フ人ハ先ツ子ヤ弟ノ幼キ時ヨリ村ノ小校ニ通ハセテ書ヲ讀習ヒ算術其他何商賣何渡世ニ限ラス人トシテハ知ラネハナラヌコトハカリテ敢ル下等小学上等小学也依テ小学丈ハトモカク卒業サセ夫レヨリ随分ヨク出来サウナラバ又農學ヲ学ハセル手順ニ爲スヘシ其子弟カ農學ヲ励ムヤウニ成レバ自分モ親類モ近村モ大ニ便益ヲ得ルニ至リ延テ一國一縣ニ及ホスニ至テハ国家ノ御爲ニモナル可キト也然レハ農民トテモ何学問ヲ不用也トスルヲエンマ猶此ノ上ヘ分ラヌトアラハ明朝來レ予ハ今ヨリ用事有リト去ル

唾豆

蚊 死

南

明治十三年十一月十二日  
愛知新聞 十三年十月十日

七七七、三河国の名の起りは矢作豊河大平の三大河有ル故と聞リ矢作は殊に巨流にして本源信濃ノ国より發シ本國に入り廿八里余を経過して海に注ぐ其水源の一川北設楽郡納庫村辺



より来る者は同郡川手村に至り巨瀑を為ス直下ニ丈余幅ニ丈を過テ落下する中、點穴たる巖角あり水爲メに激して紛々の噴沫烟霧を生し声万雷の畏くが如く人語を通せず其將に落々むとする処に平坦なる一片石の二疊を敷べき物あり登りて下を臨みは戰栗せしむ滝壺は深淵をなし其狀桶の如ク水流下する処は狭クして深からず然して函の深サは幾百尺か知らず上ニ記す幅の尺数は平水の時也出水の時幅丈を過テといふ 此地山間の極奥僻在にして經過ノ人少ク此滝を知者稀也 川手村は三川の極北にして一帯水を隔て美濃の小田子 明治十三年十月十三日 豊岐日報二百十七号

七七八、東加茂郡医学研究會ノ実事及ヒ同地方ノ風土病ノ討議

謹テ東加茂郡医師諸君ニ呈ス 容歳吾曹在熱海入浴中偶一友ヨリ我郡医学研究會與ノ爲ニ果ス不能バノ遺憾不可言フ故ニ拙劣不文ヲ獻ハズ一編ヲ寄ス 抑天地間經濟上緊要ナルヲ衛生ニ如クハ元シ我郡同僚諸君茲ニ見アリ昨年三月足助村ニ医学研究ヲ置キ毎月十五日ヲトシ會期トシ連綿止マス又本年ニ至リ縣廳ニ乞ヒ巡回訓導ヲ仰キ日二月ニ其隆盛ヲ極ントス古來未曾有、美事ニシテ永世不朽ノ光榮ト云ベシ夫レ本縣ノ如キハ衛生道尤モ盛ニシテ公立病院ノ如キモ已ニ尾三ノ兩所ニ設ケ惠民保護ノ道ハ備ルト云モ可也而シテ公立病院ハ他ノ独立医ト素ヨリ同日ニ不可語者ニシテ結局国家一般ノ惠民ヲ支配スベキ者ニ非ス如何トナレハ地方税ノ幾分ヲ以テ設立スル所ノ公立病院タル主トシテ窮民治療ノ場所ニシテ自由独立ノ權利有ル患民ハ皆独立医ノ管理スヘキ者也故ニ彼ノ公立病院ノ如キハ其趣旨ノ当ラ得サル者ノ如シト虽モ是開進度其他位ニ至ラスシテ不得止者ノ如シ。夫レ医タル者ノ

職任ヲ貴ルニ在朝在野ノ別ナク人命ヲ主宰スルノ重キニ至テハ敢テ尺寸ノ差ナシト虽亦他ニ稍異ナル者有リ今試ミニ之ヲ説ク 独立医ノ主任スヘキ患民ハ果シテ何人ナルカラサルニ此患民ハ果ニ至重ナル自由独立ノ權利ヲ保有スル人ニシテ自ラ命ヲ公立病院ニ委ネテ一府縣人民ノ膏血ヲ吸ル可キ者ニ非ル也自ラ費用ヲ投擲シテ曾テ己ノ信シテ毫モ疑ヲ不容、処ノ独立医ニ委ヌル人ト之ガ委任ヲ受ル所ノ独立医タル者ハ其意務自ラ不可不重、是独立タル者ハ學術ヲ研究シ其重任ヲ負担セザル可ラサルハ是司命ノ官タル所以也如斯、独立医ノ職任太々貴重ニシテ都鄙ノ別元ク學術不可不研究也而我医学ノ如キハ他ノ学派ト異ニシテ地方ニ依テ的的ノ論ナク固ト生理学上ニ起レル者ト虽モ當時一ツノ止ムヲ得サル事件アリ他ナシ開進ノ度ニ關スル也請試ミニ之ヲ説ク 都府ノ如キハ卑既ニ其學識高尚ノ域ニ進ムモ鄙地ノ如キハ即今之レト均シク從事スル能ハズ是即今都府ニ在テハ日常ノ見聞廣ク人知開進モ亦速ニシテ僻陬ハ文ニ反ス例之ハ世上未開半開開明ノ三域ハ自然不可免者ニシテ各其界ヲ經過シテ始テ開明ノ度ニ進取相到ル也故ニ未開ヲ以テ開明ニ比準スルモ到底画餅ノ説ニシテ敢テ活用スルヲ難シ 明治十三年十一月三日 愛知新文三三三三三四号

蓋シ斯ク順序スル者ハ世上事物ノ階梯ト齎シク悉ク此範圍内ニ籠絡セラレ、ハ至然ノ勢也我医学ノ如キモ亦然リ故ニ初歩ヨリ高尚ノ課ニ着クモ豈容易ニ送ル可シヤ目下迂遠ニ似タリト虽モ初課ヨリ漸々登級シ終ニ高尚ノ課ニ至ラハ多クハ他力ヲ要セスシテ瞭解シ得可キ也例之ハ今茲ニ外科書ヲ讀ム何ソ貴重ナル動物神經ノ如在タルモ自ラ知ルニ由無し豈一々



質問ニ暇有シヤ蘇テ解剖書ニ湖ルモ亦理化ノニ学ヲ修メサレハ不便不可言、實ニ至ラハ卷ヲ掩テ歎息スルニ至ン夫レ各課連累下シテ可省者ナキヤ抑如此故ニ高キニ上ランニ必低キヨリ成サズバ端点恐クハ同一ニシテ其学ノ深味ヲ失フノミナラス輒ハ半途廢棄ノ患ヲ醸スニ至ラム然レトモ今日開業ノ輩ヲ以テ書生ト同ク見做ス丁元シ又諸君八年來其業ニ從事ノ事故忌憚ナク銘々ノ得意ヲ顯シ次第ニ各課ニ涉ラセラレ尚且藥劑学ノ如キハ開業医師ノ急務ニシテ不斷研究ナカラサルヲ得ス以上記載スル者ハ從來吾曹カ実践ニシテ敢テ誣言ヲ吐露スルニ非ス請フ諸君ヨ冀クハ務テ社会ノ協和ヲ厚クシ日常毎会ノ学味ヲ試ミ今日ヲ以テ尚一層ノ奮發シ江湖ニ愚昧ノ悔リヲ受ケサラン丁ヲ要ス重テ政府ノ御趣旨ヲ省ヨ衛生道ノ擴張可<sub>レ</sub>知シテ各郡医董モ亦争テ先鞭ヲ揚ル際仮令居郡ノ如キ僻邑ト里彼ノ獨立医ノ職任豈可不<sub>レ</sub>盡マ是レ吾侪カ懇望ニ所<sub>レ</sub>耐ヘニシテ請フ諸君モ亦輕忽ニス可<sub>レ</sub>ラサル処ナラムカ

医療統計表ヲ製スヘキ議

苟モ我司命ノ官タル常ニ學術ヲ研究シ彼ノ患民ノ爲ニ重任ヲ負擔セサル可<sub>レ</sub>ラサルハ素ヨリ論ヲ俟タスト虽モ亦社会ノ立法ニ因テ迅速ナル有リ迂遠ナル有リ是レ同心協力攷究シ彼ノ患民ノ爲ニ便益ヲ不可<sub>レ</sub>計所以ナリ今日各地方ニ於テ最大急務ト可<sub>レ</sub>称ス者ハ流行病ノ豫防地方病ノ検査是レ也抑本郡タル外銀ハ人民健全ノ地ニ似タリト里眞ニ而ル可<sub>レ</sub>キ風土ニ非ル也而シテ寒位花氏ノ十三度ヨリ廿五度ニシテ暑熱ハ八十度乃至九十度ノ間ニ止リ又土地ノ廣大ニ比スレハ人口極メテ僅少也幽谷疊峰ヲ隔テ、居所ヲ占ム而シテ各村落ノ方向タル

東西トナク又南北ト元ク惣テ山脉ノ起伏ニ沿ヒ戸々ニ亦山腹洞底ニ拠リ管嶺四面ヲ圍擁シテ多クハ平坦開闊ナラス又森林鬱々トシテ日光不射及ビ換氣ノ不<sub>レ</sub>宜<sub>カ</sub>アリ又或ル村落ハ水原密布シテ乾燥ナラス爲ニ枯木落葉ノ汚穢物アリ故ニ縱令隣接ノ近村ト里断然其景况ヲ異ニシ隨テ氣候即チ寒暖雨量氣困氣ノ乾湿等一般ニ之レヲ測候スル丁難シ故ニクハ人民ヲ虐タル処ノ疾患モ一ニシテ不止ハ天然ノ勢也是他郡ト太タ其趣ヲ異ニシテ地方在苗医ノ默視ス可<sub>レ</sub>ラサル可<sub>レ</sub>ニシテ特ニ後ニ意ヲ注キ人民ノ生活ヲシテ全ウセシメサル可<sub>レ</sub>ラサル故也因テ聊宿志ヲ開陳シ諸君ノ熟議ヲ仰ントス

蓋シ統計ハ事與ノ徵驗ヲ表示スル者ニシテ凡百ノ世務皆不由<sub>レ</sub>之其調査ヲ成ス爭ヲエズ就中衛生ニ於テハ尤モ緊要也トシ其基礎トナスト云モ過当ニ非ル也斯ク必需ナル者ニシテ保健事業ヲ興起セシニハ此統計ニ不<sub>レ</sub>依<sub>ラ</sub>シテ何ソヤ別テ本郡ノ如ク数多ノ病原ヲ蘊藏ス可<sub>レ</sub>ク又各医員ノ論鋒モ亦岐々タラムトスル際之レカ一結點ヲ檢出セシニハ此統計ヲ表示セサル可<sub>レ</sub>ラサル也夫レ之レヲ可<sub>レ</sub>製<sub>ス</sub>件ニ至テハ屢々可有<sub>レ</sub>之ト里吾曹カ責任ニ非ルヲ以テ敢テ贅言ヲ不<sub>レ</sub>費也因目下措キ難キ件ノミ陳述セム夫レ本郡病原数多ナルハ已ニ記ス如ク然リ而シテ當時之カ搜索ヲ遂ントシテ千辛万苦スト里施行上却テ破格ト成ル可<sub>レ</sub>シ然セムヨリ之カ要領ヲ盡サント欲セハ寧口各自ノ日常管理スル所ノ患民ノ病名ハ漏ナク研究会所ニ月報シ而シテ統計表ヲ編製統録シ若症候ノ曖昧タル者ハ則チ巡回訓導ニ質シ尚机上ニテ了解シ能ハサル分ハ實際検査ヲ仰ニ及フ如斯シテ歲月ヲ積テ不止ハ知ラス識ラス此統計ニ表示セラレ終ニ



其成績ヲ得ルヲ決シテ難カラスシテ刀圭蒙ノ裨益之ヨリ大ナルハ元ラムトス以上八目今標  
的ト成ス可キ草案ヲ一覽ニ付スルノミ整理方ニ至テハ事緊要ナルヲ以テ他日ニ譲ル諸君モ  
意見可有勿吝明治十三年十一月五日  
愛知新文

七七九 乙百八十号 小学補助金累年越額等配附方本年当縣乙百三十四号相達置候処石ハ詮議ノ次第有  
之取消シ更ニ別紙之通管下各小学校へ配付候條此旨相達候事明治十三年十一月十五日  
愛知縣

別紙

一金壹万二千百九十円九角四分厘

但明治十二年学事年報統計調管内学齡人員拾七万七千八百八十六人ニ記村シ一名ニ得ル処ノ

金六角八厘八毛三七一四一ニ則右ノ割合ヲ以テ各郡區へ附与スル処ノ金額左ノ通

一金千廿七円六十七角七分厘 一万四千九百廿九人 名古屋區

一金千八十一円六十三角八厘 一万五千七百十三人 愛知郡

一金三百一円九十八角八厘 四千三百八十七人 東春日井郡

一金五百八十四円十五角六厘 七千三百八十二人 西春日井郡

一金九百七十五円九厘 一万四千六百六十四人 羽栗丹羽郡

一金九百五十七円八十角 一万三千九百十四人 中島郡

一金千四百四十五円六角一分厘 一万六千四百六十六人 海西郡

一金千三百廿四円七角一分厘 一万九千三百廿二人 知多郡

一金千六十四円六十三角五分厘 一万五千四百六十六人 碧海郡

一金八百十三円五十一角七分厘 一万千八百十八人 幡豆郡

一金五百十三円九十三角八厘 七千四百六十六人 額田郡

一金三百廿四円七十七角四分厘 四千七百八十八人 西加茂郡

一金二百一十一円八十八角一分厘 三千七十八人 東加茂郡

一金二百七円六角三分厘 三十八人 北設楽郡

一金二百六円二角五分厘 二十九百九十七人 南設楽郡

一金五百四十八円四十九角四分厘 七千九百六十八人 宝飯郡

一金七百六十二円六十四角七分厘 一万四千七十九人 渥美郡

一金二百四十九円九十四角八分厘 三千六百廿一人 八名郡

七八〇 稲種 安場氏が令たりし頃肥後より菊池川ノ流名と云極×て水ニ強き稲種を七種程  
勸業課ニ取寄セ西加茂郡挙母土族阿部定七郎試種を命せられければ之を芦や荻の叢生せし  
廢田へ一段一畝程に植付しに本年は雨三度暴風雨に何レも稲穂水に久しく没し居しが彼村  
池川の流斗りは水腐せず青々として瑞穂豊登せり 之に反して昔より挙母辺に一本とも百  
本とも其故は苗を一本植て船旅 極×て水ニ強き稲は十八九は腐水しも菊池川ノ流の如き  
稲は珍ラしとて皆々來年は其稲種を配分せられよと四方より懇望せり阿部氏は稲種一斗と  
縣廳へ差出せり 明治十三年十一月十五日  
愛知新聞千三百八十五号



七八一、渥美郡田原の松村愛藏は同郡有志者の惣代として期成同盟会に列する爲此程出立し濱松にて内藤魯一重原に會し共に上京せり又田原にて有志者がかねて周旋して組立たる恒心社は追日増加する由也 同三百八十四号

七八二、碧海郡の木綿職等が十一月十日尺巾改正ノ事にて知立豊島屋に集會し以來は木綿の中綿九寸五分丈ケニ丈八尺と決定せり 同

七八三、碧海郡藤井村は近比馬耕法にて開墾す御者も馬も遂日熟達して思ヒの外シト事業分増々來觀の人々馬耕器械の至便至妙に驚かぬ者なし 同十月三十日

七八四、余去年縣會議員タリシ時岡山縣ノ有志者國會開設願望書ヲ政府ニ捧呈セリト其写ヲ寄贈セラレタリ余固ヨリ同志ナルヲ以テ各議員其他有志諸君ニ示サント欲シ新聞紙ニ登錄シテ其意ヲ表シタリ尔來諸縣ノ有志者陸續奮起輩數ノ下ニ輻輳シ或ハ建言或ハ請願書ヲ捧呈スル者日々其多キヲ加フト聞ク是レ則チ人心ノ向フ所ニシテ時機已ニ熟スレハ也蓋シ我政府ノ文ヲ開設セラル、ハ其遠キニ非ルヲ信ズ抑我カ社会近年ノ現象ヲ熟考スルニ明治更始茲二十有三年幕政ノ末路ヲ回顧シテ誰カ驟々乎タルニ驚嘆セサラムマ是全ク明治政府ノ賜ニシテ誰カ之ヲ奉戴セサラムヤ而シテ國歩ノ進歩スルニ從テ國事ノ多端ナルハ固ヨリ不俟論ヲ所ニシテ外國ノ情ヲ察シ同心戮力益ス国力ヲ興起シ今日ニ於テ海外各國ノ右ニ出シテ不謀ハ焉ソ永遠ノ安寧ヲ得ルニ到ンヤ此時ニ當リテ國民タル者共義務ヲ不サハ不可有是即諸縣ノ有志者率先首唱シテ力ヲ國事ニ盡ス故也我輩譚劣也ト虽國民タルノ義務ヲ放棄

シテ豈可マ黙止ス以是去十月廿五日左ノ主意ヲ以テ一書ヲ元走院ニ捧呈セリ同志諸君モ亦吾輩ト心ヲ一ニシ共ニ國民タルノ義務ヲ竭シ陸續請願セラル、ト有ラハ大ニ國會開設ノ日ヲシテ今早ヲ得ヘシ若シ國會開設ノ日ヲシテ使早カラ社会ノ幸福豈加レ之ニ者有ンヤ

明治十三年十月廿一日

愛知縣三川國守飯郡森村三翁地 武田準平

青木英二殿

近時諸縣ノ有志輩力陸續踵ヲ接シ國會開設ヲ輩下ニ請願スル者其幾許ナルヲ知ラズ是レ國會開設ノ一ハ時機既ニ十分熟スレハ也如此人民カ政治上ニ思想ヲ注射スルニ至リシハ知識進歩ノ度ヲ徴スヘクシテ與ニ國家將來ノ爲ニ深ク慶賀ス可キ所也而シテ政府モ亦人心ニ从ヒ衆意ヲ容レ喜テ速ニ開設セラル可キ也然ルニ願議未タ之ヲ不サ許セハ人心尚茲ニ一掃セスト思考セラル、ニ因ルカ是レ大ニ不サ然者有リ我愛知縣ノ如キ從來敢爲ノ氣象ニ乏キ景情有ルニ係ラス其下等ニ位スル无学ノ人民ハ固ヨリ論スルニ不足ト虽中等以上ノ人ニシテ少ク文字アル者ハ国会ノ開設ヲ望ム大早ノ雲霓ニ於ルカ如シ今忠義同志ヲ募ラハ之ニ應スル者少カラサルハ吾輩信スル所也我縣ニシテ然リ滿天下推シテ可知也夫レ國勢ハ既ニ此ニ進メリ依違躊躇スヘキ時ニ非ス請速ニ奏上願議ニ決セラレ許可有ントヲ望ム國勢果シテ吾輩ノ説ク所ヲシテ信ナラシメハ天下ノ志士ヲシテ徒ラニ悲号泣死アラシムルハ固家ノ爲ニ痛惜ニ不堪所也茲ニ國會不可開設理由ヲ上陳セサルハ世自ラ公論アリ予カ言ヲ不サ俟セ也只冀フ輿論衆意ノ歸向スル所ヲ察セラレ速ニ國民ノ請願ヲ許可有ントヲ若シ予カ一己ノ言ナルヲ以



テ信認セラレズハ愈々全志ヲ募リ連署シテ其言ヲ信ニスル所アラントス云々  
日 明治十三年十月廿七日  
後岐日報千二百廿号

七八五、足助街道開通式

明治十三年十一月十二日午前七時整列神官五名足助川橋上を板清シ給テ神官五名八十歳以上ノ走男二人戸長始各役員大工土方続テ消防夫（いろうるよ）五組渡橋す該橋ノ西方ニ高ク神殿ヲ南面ニ設ケ神前ニ柳ヲ植テ五色ノ旗風ニ懸ル各村ヨリ献備ノ餅神酒如山左右裏面ハ白幕ヲ張廻シ前面地上ニ新葦ヲ敷左右ニ椅子ヲ設ク午前九時縣官岩淵ニ等屬長土木係隨官三名ハ西ノ方ノ椅子ニ着ス額田西加茂碧海東加茂郡長四名各郡書記ヲ引卒シテ東ノ方ノ椅子ニ着ス続テ沿道村々戸長始各役員未座ニ列神餅ヲ供シ祭文終テ縣官郡長郡書記各祝詞ヲ述式了テ近接ノ祠掌某ノ居宅廣間ニ於テ祝宴ヲ開ク此人員凡五十名又各村戸長始役員ハ近接ノ村役人某ノ宅ニ於テ同時祝宴ヲ開ク此人員凡百名而席共ニ午向口時宴終ル  
神前ノ神酒甘樽余見物人ニ施与ス 午後四時神前ノ傍ニ設ル高臺ノ上ヨリ五十俵ノ餅ヲ投ク此餅ノ中ニ木札ノ印章ヲ入ル之ヲ拾フ者ニ手拭ヲ授与ス 午後二時ヨリ烟火上ク此五百箇也 同夜五組ハ消防夫ハ五ヶ所ノ詰場ニ燈火シ場火連ハ一番組ヨリ廿五番組迄各詰場ニ燈火ス此光昏ヲ欺ク 夜ノ場火ハ五員ノ余ニシテ後九時ヨリ始メ三時ニ了ル一時ニ廿五ノ乃至百員等ノ玉敷空中ニ開ク音ハ雷鳴ノ如ク火色ハ白日ノ如シ 此日夕ヨリ小雨ト星幸ニ揚火ノ大雷タラス  
縣道足助街道改修開道式ノ祝詞 本郡足助村ヨリ額田郡岡崎駅ニ産スル道路ハ縣道ノ一ニ

シテ其足助村ヨリ郡界中垣内村ニ至マテ四里廿九丁余其間山ヲ環リ溪ニ沿ヒ崎嶇凸凹ニシテ行旅困苦シ駄馬蹶跌シ人民運輸不便ノ歎ヲ懷ク丁年アリ維新以來政化漸ク淡ク人々道路ノ改修セサル可ラサルヲ知り其議ヲ發スルモノ徒ニ文アリト虽モ合一脚力ノ機至ラスシテ遷延果サス郡區改正ニ至ルニ及テ更ニ改修ノ議ヲ起シ沿道各村ノ有志輩同シテ金員ヲ集シ之ヲ縣廳ニ請願ス縣廳速ニ之ヲ允許シ本年三月工事ニ着手シ 夜睡勉炎熱ヲ冒シ盤根ヲ剋除シ巨巖ヲ破碎シ數尋ノ山ヲ鑿開シ幾丈ノ谷ヲ損壞シ崖ヲ削リ石ヲ疊ミ刻苦經營凡ソ七度ヒ月ヲ閲シテ工事始テ成ルヲ告ク就中足助村ハ巴川ニ架スルニ新橋ヲ以テシ 長サ三十間 中二間半 道ヲ川東ニ移ス丁十有餘町岩神村ヲ終テ野林村ニ至ル野林村亦新橋ヲ創メ 長サ三十間 中二間 之ヲ川西追分村ニ通ス且追分村ヨリ則定村ニ至廿餘町ノ間旧道最峻岨ナルヲ以テ更ニ巴川ニ傍フテ新道ヲ開ケリ其工事ノ如キハ足助村ヲ除ク外悉皆縣廳ノ負擔也其經費ノ總額ヲ概算スルニ道路敷地ノ爲メ新ニ減スル者田ニ於テ九畝一畝十一歩畑ニ於テ二町九畝七歩山林ニ於テ一町八歩荒畑草生ニ於テ三畝五畝五歩合及四町三畝六畝一步此地價金九百廿五円五厘道路改修工費金九千六百一十円四十二分三厘ニシテ該額之内沿道各村ヨリ民費支出金千四百四十四円余足助村支出千三百八十五円同村及九久平村岩倉村今朝平村有志者十五名ヨリ特別出金千六百七十五円其民費總テ四千五百四円余也他ハ縣廳ヨリ支出セラル而テ面加茂郡古瀬間村モ亦此道路ニ屬シ其官民費金二百円余之レニ次キテ隣境額田郡栗原村細川村岩津村モ亦道路改修官民費金千六百八十九円余也ト云於是乎縣道數里ノ闊險難ナル者ハ平夷ト成



リ迂回セル者ハ直徑ト成リ但見洞通ノ功ヲ奏ス是素ヨリ縣官ノ厚意尽カニ因ルト虽モ奥ニ沿道十六ヶ村并ニ特別有志者ノ協力有ルニ非ハ焉ゾ斯好結果ヲ見ルニ至ンマ今ヤ工事竣ルヲ以テ本日ヲトシ縣廳へ具狀シテ長官ノ賞賜ヲ乞ヒ聞道ノ典ヲ奉行ス

郡長祝辭 小官職ヲ本郡ニ奉スルヲ以テ亦陪典ノ榮ヲ辱シ欣沐ノ至リニ堪ズ夫レ本郡ハ山僻ノ瘠地ニ位シテ地盤稍大也ト虽モ戸數少ニシテ寒家貧村概シテ其メ其半ニ居ス然ルニ斯夥多ノ民費ヲ募出ス之ヲ他ノ平夷沃饒ノ戸稠密ノ郡村ニ較スレハ奥ニ勤タリト云フモ詎言ニ非ルヘシ嗚呼今後足助村ヨリ額田郡岡崎駅ニ達スル一條ノ道路坦々然ト開ケ車馬ノ往來百貨ノ運搬商客行旅ノ經過共ニ便利ヲ得本郡人民ノ幸福繁榮ヲ増加スルニ論ナク廣ク世間ニ便益ヲ与フル又浅少ナラサルヘシ矣ニ我郡土功ノ大ナル昔ヨリ未嘗テ聞カサル者ニシテ此舉郡中道路改修ノ嚆矢ト称スヘシ豈賀ス可キノ美事ニ非スマ一言以テ之ヲ祝シ併セテ該工事ノ屢察ヲ陳ス

明治十三年十一月十二日

愛知縣東加茂郡長 辻左 右

七八八、乙百八十七号

明治十三年度小学補助費地方税ヨリ支出ノ分別係仕訳書ノ如ク配付候条

此旨相達候事 明治十三年十一月廿四日 眞貞代理 愛知縣小書記官野村賀真 金千五百円

但明治十二年学事年報統計調管内学齡人員拾八万三千五百九十六人ニ割当一名ニ付得ル所ノ金八厘一七七糸一一二六糸之レヲ各郡區へ配付スル左ノ如シ

名古屋區	二万四千九百三十九人	金百廿一円九十七銭一厘
愛知郡	一万五千九百十三人	金百廿八円三十七銭七厘
東春日井郡	九千九百九十四人	金八十一円六十五銭二厘
西春日井郡	七千六百〇六人	金六十二円十四銭二厘
中島郡	一万四千四百八十一人	金百十八円卅一銭一厘
豊田郡	一万三千九百十四人	金百十三円六十七銭九厘
海東郡	一万六千四百〇八人	金百三十四円〇五銭五厘
知多郡	一万九千三百廿三人	金百五十七円八十六銭三厘
碧海郡	一万五千四百六十六人	金百廿六円卅五銭九厘
額田郡	七千四百六十六人	金九十六円五十五銭四厘
西加茂郡	四千七百十八人	金六十円九十九銭八厘
東加茂郡	三千〇七十八人	金三十八円五十四銭七厘
北設楽郡	三千〇〇八人	金廿五円十四銭
南設楽郡	二千九百九十七人	金廿四円四十八銭六厘
宝飯郡	七千九百六十八人	金六十五円〇九銭九厘
渥美郡	一万四千〇七十九人	金九十円五十一銭七厘



七八七、**瘧毒** 宝飯郡医学研究所ニテ柴田郡平

瘧、奥中毒實際試験

明治十三年十一月廿一日午後一時十分瘧ノ奥  
ヲ細末ニシ羊瓦我國ノ五分強ニ当ル魚肉ニ和シ雄犬出生後ニ与フ五分ヲ過ギ午五時ニ食ラ一回吐出ス次テ身体ノ不安ノ徵ヲ成シ白沫ト食トテ吐ク一ニ回小便一行ス後五分時ニシテ五分時大便一行此糞次テ泡ト食ヲ吐シ歩行躊躇散ス後五分ニシテ十分時四足戰慄次テ呼吸困難全身大痙攣屈筋ヲ侵シテ伸筋ヲ侵サズ恐クハ瘧奥ノ小量ナルヤ他日再興驗セシ煩悶ノ狀ヲ現ハシ瞳孔縮張機ヲ不失五分時ヲ経テ痙攣止ムト鼠次テ臍汁交ヘタル泡沫ヲ吐出ス一ニ回後二時廿分ニ至テ冷水ヲ与ルニ甯副シテ直ニ吞漸々快方ニ赴ケリ然レトモ歩行躊躇タリ四時ニ至テ諸徵去リ少ク衰弱ヲ残セリ愛知新文千三百九十二号 同千四百号 赤ノ書入ノ方

七八八、**渥美郡野依村ノ大浦長太夫ハ幼ニシテ母ニ別レ父ノ手ニ養レタルカ存心深クシテ年久ク父ノ病ヲ看護シテ怠ラズ癆疾ニカ、レル弟ト多病ノ妹ヲイタハリテ倦ムコトナク能農事ヲ励ミテ父ガ治却シ田畠ヲモ追々ニ買戻スナド奇特也トテ縣廳ヨリ金ニ円ヲ下賜セラレシト云** 存子ヲ訪テ物なとおくりテ 御代ノ歎誠心も奥のりけり 蓬宇 同千三百九十七号

七八九、**岡崎連尺町本綿買繼問屋頭取船岡丘橋外教名協議シテ近比本綿巾ガ長短有テ東京ヘ輸送スルニ寸尺不極ヨリ同商ノ信ヲ欠商況ノ盛衰ニ関スル故以來織立ル本綿ハ上等長サニ**

丈八尺巾九寸五分、下等二丈五尺六寸巾九寸二分ニ一般改正シタキ旨本縣へ出頭セリト云  
同千三百九十五号

七九〇、**北設楽郡大野瀬村ヨリ西加茂郡平井村迄ノ里程十三里廿丁ノ道路ヲ矢依川ニ沿ヒ車道ヲ開鑿セハ其道直線且間本通ヨリ殆ト三里余近ク公私ノ往來物産輸入ノ便ヲ得ル丁不少** 乃ヲ以テ發起人北設楽郡川手村山田又七、東加茂郡牛地村安藤弥七郎同小渡村粕谷源介西加茂郡平井村今井磯一郎ノ各氏ハ東奔西走シテ其方法ヲ求メ有志者ヲ募リテ共ニ協議シ其費用凡一万円ノ見積リノ内若干金ハ民費ヲ以テシ余ハ官金支給ヲ嘆願セムトテ大野瀬村平井村マテ矢依川沿村ノ人民ニ謀ルニ各村雀躍シテ我レ先ニト五千余円ノ金ヲ投シテ車道開鑿ヲ企望セシカバ各氏ハ其五千余円ノ金ヲ基キトシテ當時本縣へ嘆願中ナルガ各沿村ノ人民ハ恰モ旱天ニ雲ヲ仰キ雨ヲ望ムカ如ク焦心シテ居ルト云 同号

七九一、**予官命ニ依リ矢依川ノ強弱並ニ水積ヲ試ルニ稍洋和ノ比例ヲ得タリ其概畧** 土水課 中野庄一  
抑該水ノ河口ヨリ翔ル丁凡ソ十二里余ニシテ西加茂郡平井村ヨリ上流ハ既ニ河中狹隘ニシテ両岩トモ巖石屏立シ河底ニ至テハ数多ノ大石縱横セリ又河線往々ニ二三尺ノ高低有テ之ガ爲ニ水勢激動シテ甚急流也平井村根中ノ近傍ニ至テハ流水ノ速力凡ソ一分時ニ平均一百四十四尺七寸ニシテ當時該川最モ渾水ノ時也ト鼠モ其水積凡ソ一分時ニ四万九千四百〇九立方尺也而シテ一晝夜ニ殆ト七千五百〇〇〇立方尺ノ水量ヲ海中へ注入ス彼ノ垂米利加洲ノ「ミシ、ツピ」河ノ如キハ千水ニシテ一分時ニ四千〇六十五万三千百九十五立文



尺又藤格蘭ノ「クライデ」ハ一分時ニ四万八千八百四十立方尺也カ、レバ天保川ノ水積ト彼ノクライデトハ凡ソ同一ニシテ「ミシシッピ」河ノ水量ハ凡ソ矢作川トハ百廿倍也ア、大ナラズヤ 同千三百九十二号

七九二、豊橋。新城。御油。海走。田口。上津貝及ヒ中久名本道間ヲ往復スル郵便線路ノ方法ハ十一月廿日限り終テ廢止セラレ更ニ十二月一日ヲ始トシテ豊橋ヨリ豊川ヲ終テ新城ヲ通り田口中久名ヘ廻リ信州新野。飯田。松本ヲ終テ篠ノ井迄一線路トシ順次遞送ノ方法ヲ施行ニナル由 同三百九十号

七九三、豊橋ノ報ニ渥美郡ニテハ追々國會請願者増加シ同名数百人ニ付不日總代人出京スル噂○宝飯郡渥美ノ両郡ハ近年稀ナル鱒ノ大漁ニテ村々ノ漁獲金高ノ多キハ一万円少キモ三四千円漁夫共ハ大喜ナルガ物價高貴ニ付元手モ多クカ、ル故利潤ノ割合ニ少キ方也ト云同七九四、晒シ木綿屋カ合同結社シテ新堀社ト名付木綿ヲ大手辺ニ晒ス「ニ取極メタル由也 明治十三年九月 愛岐日報千七百七十六号

七九五、岡崎近況 本駅ハ東海道ニ属シ戸数四千余戸ノ都會也 額田郡役所ハ祐金町専福寺ヲ仮ニ用ヒ目今建築ノ催アリ 郡長竹本氏ノ走練実着ニシテ人望宜シ書記ハ凡廿名何レモ勉強 名古屋裁判所岡崎支廳ハ康生町ニ新築最中 警察署ハ傳馬町ニ在 病院ハ康生町ニ新築院長南部氏評判可也 近比公園内ニ東照宮社殿建築トムト有志輩盡力 眞宗東派小教校同康生丁ニ新築本月廿五日新始ノ由 学校ハ連尺玉山岡崎根石ノ四校ニシテ教員何レモ

勉強ニテ学業進ムト虽惜イ哉生徒昇退校往返ノ行儀甚タ悪シ先生注意アリタシ 説教ハ眞

宗盛也余宗ハ及ハズ 本月廿六日同所郷社祭礼ニ付揚火ヲ奉納スル由今ヨリ支度最中 米穀騰貴ニ付難遊者日々ニ多シ就中士族ハ公債証書ヲ追々売却ノ様子 明治十三年九月廿五日 愛岐日報千七百七十六号

七九六、碧海郡藤井村宇長先原ノ開墾場ヘ出張サレシ勸業課ノ佐橋友近カ其地ヨリ歸聽セラレシ故事業ノ景況ヲ聞ニ即今馬九頭ニテ開墾セリ農夫耕馬モ日々練熟シ一日大抵千坪前後ノ場所ヲ深サ七八寸開墾スレハ今一層熟達スレハ千五六百坪ハ開ケル見込也ト云全体勸業課ノ趣意ハ此耕法ノ現場ヲ廣ク農業社會ノ者ニ縦覧サセ便利ヲ熟知セシメラル、筈トカ且樹木ノ切株ヲ坂キ取器械ハ石便利ニテ周リ七八寸ノ株ハ一人カニテ扱得ル由 愛知新聞千三百九十八号

七九七、頃日宝飯郡豊川村大木村辺ノ松林ニ黄色ノ虫ヲ生ス普通ノ松虫トハ異也長サ一寸二分ニテ嚴寒ニハ土中ニ蟄伏シ暖氣ニ向ヘハ両ヒ発生シテ松林ヲ蚕食シ去月ヨリ四方ニ蔓延シ豊川村ニテ反別百五十四丁歩余大木村ニテ廿一町ニ反歩其他近村ニモ少シツ、虫害有ル由同郡農事通信委員今泉新衛ノ通信ニヨリ直ニ縣官郡吏員出張シテ戶長ニ協議シテ農時繁忙ノ時ナレトモ弃置置シトテ人夫ヲ出シ駆除方ニ着手セラレシガ其費ハ其虫一分ニ付何カト定メ松林所有主ヨリ人夫ヘ償ハシメシニ若我レ先キニト競テ駆リ出シ三四日ノ間ニ株盡シタリ其虫ハ豊川ニテ九石一斗大木ニテ四石三斗有キ村中寄せ集テ燒殺サムトテ焚火ヲシテ居ルト一人ノ旅客 上州者ノ由タギニ 天參詣ノイデ 通りカ、リ皆様何事カト尋ル故上ノ次蕭ヲ話スニ客云此虫ハ瓶ニ入レ土中ニ埋ル幸五六ヶ月ニシテ最上ノちやんと成ル虫也可惜天造物ヲ廢物ニ



セラル、物哉ト云ニ一両面ヲ見合セ半信半偽ナレトモ試ニ五斗程残、虫ヲ入レテ土中ニ埋メタル由果シテ其説信ナレハ以來此書虫モ亦價ヲ増ベシトテ村人ハ彼ノ客ハ叱呖尼天ノ化身ナラムト云由愛知新聞千三百九十九号 明治十三年十二月

七九八、西加茂郡長田中正幅ハ東春日井郡赤津村ト西加茂郡折平村ノ両郷ヘ跨ガル外越坂ノ開鑿ヲ發起シ柴田順平一等郡書記ヲ郡長ノ代理トシテ東春日井郡役場ヘ差向ケラレ土工ニ付キ出夫等云々ノ照會有リ既ニ同郡内渡合村戸長田財八十二郎木瀬戸村戸長山内伊八郎大坂村戸長三村作十郎ノ三氏盡力ニテ郡内ノ人民年十五歳ヨリ五十歳迄ノ壯丁ヲ鼓舞シ其土功ニ就カシムル誓約セシニ東春日井郡長林金兵衛愛知郡長心得高木延等皆郡内ノ人民ヲ引率シテ其大工事ニ加勢スル手順ニ成リシト云ガ近來未嘗有ノ大義開ト云ベシ之ニ加ルニ今坂鑿坂長ナル水谷忠厚当区小川丁土族モ亦其沿道ニ鑿スル美濃国土岐惠那郡ト合カシテ其工事ヲ復クルト聞シガ同氏ハ奥ニ己レヲ忘レ切ニ国ヲ愛スル人ニシテ縣下ノ各郡區ニ富豪自シテ戸位素餐ノ櫻爛ヲ怒雷一撃ノ下ニ破却セムトスル勢也トソ明治十三年十二月 愛知新聞千三百九十九号

七九九、名古屋本重町養牛舎ニテ目論見居ル牧牛場開設追々順序ヲ追テ既ニ三河額田郡宮崎石原村ノ山野凡千町歩程買入レノ約定整ヒタリ東春日井着手ナルヘシ 同号

八〇〇、設楽郡船橋村古瀬源六ハ世々里正タリ郷里ノ人ヲシテ節儉ニ从ハシム四十年前一村戸毎ニ杉二千本ヲ殖シメ其手入急ラス方今頗ル成木スト聞ク同村ノ最貧ト云者モ一戸一十円ノ不動産有リ是レ無他毎戸二千本ノ杉ヲ持ル故也ト譬ヘバ極藤ニテ一本五十キト見積ル

モ即千円ト成ル況マ他ノ不動産ヲ有スル者ヲヤ愛知新聞 千四百二号

八〇一、頃日内藤魯一荒川定俊宮本万樹等国会請願惣代トシテ東京ニ出從來東京ニ在ル同郷ノエト共ニ明治十三年二月二日愛知縣懇親会ヲ神田區旭燐ニテ開ケリ而シテ宮本荒川ハ協會セス各員言ント欲スル所ヲ演ヘ甲唱ヘ乙和シ同郷ノ誼ヲ盡セリ同千四百二号

八〇二、或人云近代三河ノ国安部山人都ニ上リ名アル遊女ノハケル履ヲ採テ歸リ笛ニ作テ阿部山中ニ入之ヲ吹ニ鹿ノ多クヨル事常ノ履ニテ依レル笛ヨリモ増リテシルシアリト語待ル徒然草 野槌抄

八〇三、幡豆郡口口村良藏五十歳刀ヲトキスマシ本家常七戸長カ家ニ行此日年ノ暮ニシテ面三人集リ勘定シ居タリ常七云予貧ク成テ金ヲ借シニ償ハズトテ田畑ヲ奪ヒ取レリ固ヨリ本家新家ノ間ナレハカク情ナクカクスベキニ非ス田地ヲ返サズハ刃傷セムトイキマキタリ此勢ニ恐レテ皆逃去レリカクテ良ハ相人元レハ家ニ歸テ情思フマウ今日乱暴シタレハ此報有ベシ家ニ在テハ危シトテ面尾戸一郎家ニ在テ有増語リテ臆レ居タリ信常七家ニ集リ居シ者トモ云良三ヲ弃置ナハイカナル丁ヲ引出サムモ計リ巨シ縛縛シテ辛キ目見セムト村人ニ語レハ一同ヨケム騒立テ其夜良カ宅ニ押入テ探索スルニ居ラズ家内中ヲ皆縛リテ行方ヲ問フニ云ハズ其中ニ細痴子有リ我ヲ縛ルナ父ノ在所云ベシト云扱問ヘバ面尾戸一方ニ在リト云即赦シテ一同面尾ヘ在戸一ニ問ニ元シト云ヘバ奥ヘ乱入シテ良ヲ捕ヘ縛シテ村方ニ歸リ繩ナカラ釣オキ村中守リ居タリカクテ岡崎裁判所ヘ訟テ入牢セシム數日有テ願下ケテ請フニ既



ク罪ニ落テ返シ巨シト云教月有テ罕死セリ其後良ヒカ子ナル良作或曰願ニ居ケルニ己カ家  
火ト成テ赤カリケレハ喫驚シテ飛出看ルニ火災ニハアラテ死去セシ父カツ、レ衣着テ立居  
タリ良云我レ生涯悪事業報ニ因テ甚難苦病セリ汝等モ勉テ悪ヲ去善ヲセヨト云弃テ消失タ  
リ其後良作追善供養シケルニ或夜佛前ニテ看經スル時又良來テ云汝等佛事ヲイトナメトモ  
猶苦報タエズト云キ此良ニハ世間ニ云傳フル烟ノ如ク髣髴タル者ニ非ス正シキ姿形ナリキ  
ト云リ 西尾梅女咄

八〇四、神武天皇より代始リテ三河国廣田とて候は帝王の御田とて扱おき候天神七代地神五  
代十二代をは神の御代とてさておき候正月ひと日の日は出雲の大社のごしゆんでんに御入  
とて打始するに候三日の日は伊勢天照大神の御神田に御入とて打始めするに候三日の  
日は関東守護三島大明神の御神田に御入とて打始するに候それよりはしめ申し国々神々  
の御神田に御入とて打始するに候候とて候候とて候候とて候候とて候候とて候候とて候候と  
にて候程にかの所の杉山大明神の御神田に御入とて打はしめするに候此辺いなん人とや  
あらう。さう承り候何事もよき事をは是より東よりして始候へ。 杉山神壽哥

八〇五、愛知縣ノ産、馬講習所ハ兼テ北設楽郡ニ設置有シカ充分振起セサル模様有テ困難ノ情  
実モ見エシカ今度東面加茂南設楽等ノ諸郡ヨリ種馬改良ノ儀ヲ縣廳ヘ願出タル由斯ク隣郡  
ニ於テモ講習所ノ有益ナルヲ了解シタルハ是近当局者ノ忍耐盡力ニ依ルヘシ 明治十四年三月  
愛知新文 千四百四十三号

橋ヲ過テ湾ニ入ル其上流東ニ爲ノ嶺山アリ西ニ長篠アリ其北ニ鳳來寺アリ国ノ中心ヨリ稍  
西ニ松平アリ其西南ヲ岡崎トス皆徳川氏ノ故地也矢作川北方ニ発源シ西ニ流レ南ニ折レ東  
足助川ヲ合ヒテ岡崎ノ西ヲ過キ又東ニ大平川ヲ合ヒテ海ニ入ル国中小山多シ木綿石炭ヲ産  
ス

南北朝ノ時一色吉良ニ氏之ヲ分領ス其後新田氏ノ裔世良田有リ八世ノ孫ヲ徳川家康ト  
ス家康ノ幼ナルヤ織田氏來リ侵ス今川氏之ヲ救ヒ小豆坂ニ戰ヒテ之ヲ走ラス家康長スル  
ニ及ヒテ岡崎ニ居リ漸ク国中ヲ平定シ己ニシテ治ヲ遠江ニ移ス其後織田信長ト力ヲ戮セ  
武田勝頼ヲ長篠ニ破ル豊臣氏東征ノ後徳川氏ヲ関東ニ移封ス關ヶ原役後復々徳川氏ニ歸  
ス 兵要日本地理小誌上

八一、二、車道 北設楽郡大野瀬村ヨリ西加茂郡平井村迄ノ十四里ヲ矢作川ニ沿ヒ車道開鑿這  
田弘々各村白長周旋ノ尽力ニテ着手成リ就中北設楽郡川手村山田又七郎東加茂郡牛地村安  
藤清ノ両氏ハ東西ヘ奔走シ大ニ盡力ス沿道ノ人民ハ昼夜寝食ヲ忘レ開鑿ニ従事セリ抑此里  
路ハ名古屋岡崎ヨリ信濃ヘ往來ノ要道也從來岩石屹立峻坂崇迂ニシテ人民ノ困難少クヨリ  
隨テ土産輸入運搬ノ便リヲ欠クヲ以テ經費金一百万円ヲ沿道各村ヨリ支弁スル目的ニテ開石  
スル趣此工事落成ノ上ハ道路直線ニテ僅ノ凸凹无ク岡崎ヨリ信濃ヘ通スル馬通街道ニ比ス  
レハ殆ト三里余リ近ク大ニ便利也ト云 明治十四年一月四日 愛知新文

八一三、初代 追福壽花集 文政十三年集

獻 咲哥園百丸撰 四谷庵月良撰



松間樓

木のまもるしくれ櫻の花の香にけふはそまりてみゆる松かえ  
 三川 渡松園 近 隆  
 松かえのうへにおほひてさく花は今につもりし雪にかも似る  
 〃 便窪園 仲 好  
 松かえの琴のしうへもまてしはし風をいとへる花のさかりは  
 西ラ 波菴園 文 門  
 さくら花木のまにさきぬ心して松のけふりによこさすもかな  
 〃 渡江園 静 波  
 ある深き松間に雨の染あけて浅葱さくらの色そまされる  
 三川 便雪園 文 麻呂  
 青空の松の木の間に出でて月夜さくらの花はくまなし  
 足耶 便燈舎 折 主  
 手まくらの松の本かけの夢見草みれは中々目のさめし色  
 〃 便窪楼 千代女  
 さく花の雪をかしらにいた、きし松こそ山の走木なるらめ  
 〃 便酒亭 連  
 忍かきぬるすまの浦わの風情なり松のしたなる塩かまさくら  
 イホ 便礼堂 菊 成  
 姫松のいたきてすかすおもかけやこのまにわらふ児さくら花  
 衣 便月堂 湖 文  
 姫松のしけみにさきし山さくら花もこほる、笑かほなりけり  
 岡崎 三賢園 鹿 雄  
 あらし山嵐をまつにへたてして花はかけのみちる大ぬ川  
 三川 洗壺菴  
 たかさこの松のこのまにみる花は走かかしらに雪にかもにる  
 ラカサキ 六波園 友 江  
 湖辺春雨  
 鳩の海やつりたれぬるもあまか家ののきはに糸のさかる春雨  
 西大平 暮茶ヤ 春 清  
 春雨のつ、く足にもくらふらむ日教をふれるせたの長はし  
 上ノ山 便春亭 菊 成

松風のことのねたえて春雨の糸かけわたす走いの海つら  
 伊保 便礼堂 菊 成

八一四 西尾ノ景況 ト介 當地ハ幡豆郡第一繁盛ノ市街ニテ戸数凡ソ二千余戸有リ商業繁昌  
 也。人氣ハ概ネ爽直ニシテ狡猾ナル代言者流无シ。警察署ハ可也事務ニ勉勵アリ署長某警  
 部ハ頗ル人望宜シ巡査ハ得色アリ。郡役所ハ旧郭内ニ在リ事務多忙ノ様子郡長長坂氏人望  
 宜シ然レトモ警察ト同ク属吏ハ頗ル権柄アリ。学校ハ充分振ハズ是レ教員給料ノ支給方不  
 宜ニ依ル。戸長役場学務委員郵便扱人ノ権柄モ強シ是レモ上流ヲ見習フ者カ。当地ニハ愛  
 国交親社員二百五十名程アリ頃日該社員廿名集會シ談話ノ末某云ク若シ英雄割拠ノ世トナ  
 レバ如何セラル、マ各異見ヲ述ラレヨト発誠シタレハ僕ハ三河ノ領主トナラム吾輩ハ尾張  
 ラ領セム拙者ハ幾内ヲ略セムト段々論力大キクナリ終ニハ四国ノ取合ニ論ヨリ腕力ニ移リ  
 一時大喧嘩ト成リ負傷人モ有シ由真実ナル民権黨ノ元キハ可嘆併シ此中ニ一ニ謹直流モ有  
 リ。演説ハ会開毎ニ随分聴衆有リ井田某野村某ノ二三名來リ市在五六ヶ所へ発會スレトモ  
 警察署長其人ヲエタル故頗ル寛大ニ扱ハル、由。青楼ハ一般ニ景氣宜シ近來米價ノ騰貴故  
 在中ノ才百ガ傾ル強氣ニテ出掛ルト見キ藝妓ハ凡廿余名モ有ガ茶ヲ挽者无シト云フ併シ客  
 ノ懐中ヲ見テ三絃枕モ聞有由。旅店ハ十五軒有リ上等ハ和泉屋古川屋 中等江戸重鈴木屋  
 下等ニ武藏屋土屋等有リ何レモ本裁ハ余リ好クナシ生モ凡廿日間当地ニ在テ宿ヲ代ル丁三  
 野旅館料ハ十五大券ヨリ廿大券余客ノ風俗ヲ見テ取捨スルニハ吃驚ス。米ハ一円ニ白米八升  
 三四合隨分貧民モ多シ土族ハ一般ニ窮且ツ貧ト云ベシ前途ノ目途有ル者十数人ノミ  
 併シ腐リ  
 テモ鯛ト



ト云氣 当郡中ニ学吉ト唱ル者筒井秋山ノ二名ノミ 頃日皇蒙学ヲ兼タル野村某当地ニ來リ演古ヲ以テ三川  
込ミアリ 五斗米ニ終リ名聲 地方ノ人氣ヲ歌舞セムト志ヲ立タレト因ラズ失脚シテ  
落シハ何ノ子細カ 密賣淫ハ一タ廿天 牛屠場ハ一頭屠レハ三日間ニ食フ 肉食者  
多シ 十四年二月 愛知新文十回百  
大号

八一五、演説會

明治十四年三月 本月十日夜ヨリ十二日マテ内藤魯一 重原ヲ招テ豊橋町水ニテ  
政談演説會ヲ開ク初夜演題日本人民ノ心。魯一 勢論 加藤 國會尚早シトハ何ノ理由乎 村松  
松 發燦論 佐 二夜目、自由論月給ヲ領收スルハ何ノ故ナル乎 佐 明治十四年命運ハ如何 村  
松 組稅論 日本人民心得ノ統 魯一 議論ト請議トハ似テ非ナル采 平吉 三夜目、紙幣増發  
ノ弊曹ヲ述ベ救助ノ策 魯三 壓制政府ハ人民ノ權利ヲ擴充スル基ナル乎 發 國家ノ精神ハ  
何点ニ在平。壓制政府轉覆論 魯一 協心同力論 魯三 等ニテ毎夜三百余名ノ聴衆有リ近來ノ  
大會也ト云又同地方ノ有志輩相謀リ地方人民ノ卑屈心ヲ覺破シテ其精神ヲ活潑ニシテ民權  
自由ノ貴重ナルヲ知ラシメムト欲シ遊佐村兩如台富田等ノ諸氏ハ本月十二日ヲトシ豊橋ノ  
花園玉楼ニテ大親睦會ヲ開キ同志數十名ハ共ニ協力團結スルノ約ヲ爲シ酒池肉林ノ大會ニ  
テ席上演説有リ魯一ハ各地人民團結ノ景況ヲ陳シ村松ハ自由ノ勢力ヲ論ジ関口良氏ハ智能  
論等ニテ種々談話演説有テ午後六時解散セリ之ヲ自由黨親睦會ト稱ス其要旨左ノ如シ  
自由黨團結ノ主義 各人カ此世ニ処シテ至重ノ幸福ヲ享受シ至貴ノ安樂ヲ保全シ得ル所以  
ノ者ハ何ソマ他ナシ天稟ノ自由ヲ發揮シ固有ノ權利ヲ伸暢スル有ラ以テ也故ニ苟モ自由ニ  
シテ其發達ヲ欠キ權利ニシテ其伸暢ヲ得ル有ルニ非スハ至重至貴ノ幸福モ得テ不可望也至

重ノ安樂モ得テ不可期也明ケシ吾黨切ニ双眸ヲ掃テ我邦目下ノ情況ヲ通觀スルニ自由ノ發  
達權利ノ伸暢亦タ其充分ヲ以テ不可目有アリ然ラハ則チ至貴至重ノ安樂幸福モ亦其全キヲ  
欠ク感有ルヲ不免 ヤ 蓋明カ世吾党ハ進ンテ自由ノ發達ヲ希図スルモ寧口退テ其委縮ニ安  
ンスルノ徒ニ非ル也起テ權利ノ伸暢ヲ請求スルモ寧口坐シテ其屈廢ニ甘ンスルノ人ニ非ル  
也則勇進敢歩シテ其伸暢發達ヲ實際ニ達セムト欲スル者也以是苟モ之カ主義ヲ共ニシテ之  
カ精神ヲ同クスル者ハ相与ニ益、振テ不祥ノ烟雲ヲ一掃シ去リテ我党諸士ト露然タル自由  
ノ境裏ニ逍遙シ永ク天稟ノ幸福安樂ヲ享受スル有ントス是レ本會ノ設ケ有故也 明治十四年三月  
十二日 發起人

八一六、明治十四年三月一日ヨリ尾三兩國ニ五等郵便局ヲ廿九ヶ所開設

- 海西郡 八島村 海東郡 勝幡村 愛知郡 岩作村 丹羽郡 柏森村
- 額田郡 深溝村 碧海郡 上野小笠村 西加茂郡 上甲保村 北設樂郡 三郎橋村
- 宝飯郡 上長山小坂井村 八名郡 加茂上野小笠村 東加茂郡 直垣内小妻廣岡村
- 八一七、西加茂郡近況 本郡ハ教育金頒布以來各校共大ニ進歩ノ兆有リ而シテ本郡内ニ校數



世三分場一訓導一名権訓導廿一名授業生四人其余ハ助教トス  
區畫ノ如キハ專ラ地理ノ便ナラ計リ四部ニ畫シ郡ノ西部挙母近傍ヲ第一部ト云ヒ天保川ノ  
東部ヲ第二部トシ加納嶺校山ノ卒ノ近傍ヲ第三部トシ飯野駅ヨリ西北部ノ山間ヲ第四部ト  
ス各校皆盛ナリト虽外ニ隆盛ヲ極ルハ第一部衣学校宮口学校打越学校有リ衣学校ノ如キハ  
生徒ノ買ニ百數十名ニ及フト云第二部ニ寺部平井御立ノ学校有リ第三部ニ加納学校有リ第  
四部ニ道點白川川ルノ各校有リ以上掲ケル各校ハ資モ二千円以上ニシテ委員其人ヲ得訓導  
モ亦活潑ニシテ德行ノ良師タリ頃日教育ノ演説会授業上得失商議會研究会等有志輩ノ企有  
リト云  
明治十四年三月  
後知新聞

八一八、後藤氏 東加茂郡牛地村後藤清九郎ハ温良大度ニシテ村内ノ頑民ヲ誘導シ開明ニ趣  
カシメムト焦心苦慮シ居ラルレトモトカク山間僻地ニテ村民等ハ更ニ時世ノ何タルヲ不知  
ヨリ後藤ハ之ヲ遺憾ニ思ハレ此ノ旧弊ヲ一先スルニハ土地ヲ開クヨリ外ニ手段无シト百方  
工夫ヲ廻ラシ先ツ道路ヲ修繕シテ戸教ヲ増殖シタイトテ自宅ヨリ建築ヲ始シニ村内ノ若等  
ハ同氏ヲ狂氣カト嘲リ笑ヘトモ後藤ハ毫モ頓着セズ表ハ呉服店ヲ開キ購求ニ來ル者ニハ原  
價ヲ以テ賣リ捌キ望ノ者ハハ資本ヲ貸シ夫々村ノ便利ニ成ル業ヲ營マセ是モ高利ヲ取ラセ  
又仕方ニナシタレハ自ラ四方ノ旅客ハ路ヲ牛地ニ取リ往來スルヨリ通行ノ繁キト市街ノ如  
ニ成リ村民等モ他人ト交際ガ開ケ智惠モ村キ以前ノ人民トハ見違フ程ニ成リシハ全ク後藤  
ノ恩徳ニテ終ニ近キ村マテモ其功ヲ欽慕セサル者无キニ至レリ就夫美濃国恵那郡夏目吉衛

門ト云人ハ後藤ノ店ニテ百円余ノ負債カアル上ニ物品ヲ借受ケ其他ニモ多クノ負債有テ困  
窮ニ迫リ妻子モ飢餓ニ陥ル場合ニ成リ夜ヲ日ニ繼テ勉勵スレトモ何分負債多クシテ湖口不  
出來ヨリ終ニ自ラ縊レテ死タルハ親族並ニ村人集リ相談シ有合ノ家財ヲ以テ債主ニ返済セ  
ムト協議シ親族ノ若後藤ノ宅ヘ行キ夏目吉衛ノ貧ニ迫リ自死ノ由ヲ語り負債返済ノトモ談  
スルニ後藤泪ヲ流シ此方ニハ貸金无シタトヒ百マニ百ノ負債有ルニモセヨ縊レテ死タルハ  
先祖ヲ思ヒ活計ノ立タザルヲ思ヒ迫リタル筋合ナレハ其筋ノ與書ノ有ル分ハ止ヲエネトモ  
相對ノ貸金ハ何程有トテ親族ノ心配ニハ不及ト証書ヲ卷テ差返スニ親族ハ只見合セ拜謝シ  
テ返リ又借後藤ハ近頃白長ヲ拜命シ其職ヲ盡スト有テ縣ヨリ月給ノ半額ヲ賞与有シトソ  
明治十四年三月十八日  
後知新聞

十五年

八一九、二月廿七日野村少書記官ハ砥鹿神社奉幣使ノ歸路碧海郡藤井村ヘ立寄開墾事業ノ景  
況一見シテ 歸廳セリ 同郡同地方開墾ノ試業ハ迫々人馬共ニ熟練セシ故最早大丈夫ノ見込ナレハ工夫モ  
古ヨリ追割ノ常吉同様ノ場所也シカ此度開墾ニ村老松茂  
弗ヒニ成リ抜刀遂ノ巢窟蕩尽セリ 同

八二〇、奇児 八名郡黄柳野村松下坂太郎妻じゆん 年 一月廿日ノ夜俄ニ産氣付キ類ニ腹痛  
必死ニ至ル夜明テ廿一日ノ朝出産ス母ノ才米赤子ヲ見レハ頭ニ一寸程ノ角トモ覺シキ瘤ニ  
本有リ唇ハ四方ヘ裂ケ舌ニ寸程出シ両足ハ黒クモヲ生シ踵ハ内ヘ曲リ奇体ナレバ驚愕シテ  
詞モ出テズ間モナク児ハ死ニ続イテ産婦モ死又皆云フ母お米が心得不宣ヨリ如此誠×ラレ



シモ天然也ト云 明治十四年二月  
愛知縣、

八二一、打込学校 西加茂郡第六番小学打起学校ニテ過日秋季試験有リ受験生五十余名何レモ卒業シ郡役所ヨリ夫レニ賞与有リ又引続キ全科卒業ノ大試験施行ニ付郡長田中正幅及ヒ郡書記川崎種次郎ノ両氏臨席一等賞 半谷 郡書記川崎種次郎ノ両氏臨席一等賞 五狀 受シ生徒ハ増岡 安三郎 小山啓三郎 也安三ハ平素ノ勉強ヲ賞シ郡長ヨリ修身訓一与ヘラル如此山間ニテ生徒ノ昇等等有ルハ全ク教員大沢雄信ノ励精ニ因ル者也 同三月

八二二、東加茂郡廣岡村中井玄二郎ハ昨今戸長奉職ス生質温順ニシテ其業活潑也官民ノ便ハ挙テ云可ラズ別シテ部民ヲ受育スル事恰モ父母ノ子ヲ受スル如シ去年ノ冬村民七名ト謀リ宇境ノ洞ト云共有山ヲ開墾シ衆ヲ殖村養蚕ノ業ヲ盛ニシ村ヲ富マサムト昨今其開墾ニ着手セリ 明治十四年三月三日  
アイチ新文

八二三、綿種 伊豆国三島取ノ三枝又平ハ農業特志ノ人也又平ノ綿ハ毎年以外ノ上作ニテ他ノ凶作ナルモ又平ノ綿ハ必豊作ナレハ此程当国農事会ノ節又平ニ其故ヲ聞ニ毎年三州ノ綿種ヲ取寄セテ土地ノ種ヲ不用ニ困リ斯ク他ニ違テ豊熟スト語リシカハ會員ハ皆妙ト呼ヒ直チニ議員等三州ヨリ綿種ヲ採寄セムト伊豆全国ノ村々ヘ其旨ヲ傳ヘ各村ヨリ申込有リ君沢田郡方長ヨリ三州ノ郡長某ヘ綿種教石回送有度キ旨依頼有リ又当国ニ走農ノ聞エ有ル某ノ依ル米麦ハ毎年上作ニテ他ヨリ多クノ收穫有リ他ノ不作ノ年モ大ニ豊熟スル故或人其方法ヲ問ニ米ハ古ヨリ三百餘種ト云テ買多ク有中ニ其年ノ時候ニ適シテ豊作ナル種有リ時候ニ

不適シテ凶作ナル有リ然レトモ人之ヲ不知何ノ種ト元ク蒔付不作ニ逢フモ天運ト成シ措テ不問ハハ元智ト云ヘシ今左ノ方法ニ因ラバ火災虫害ヲ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>ヨリハ決シテ不作凶年ト云<sub>レ</sub>有ル可ラズ諸其年ニ適シテ豊作ナル種ヲ見テ蒔ク也其種見分ルハ十數種モ綿種類ヲ集メ少シツ、袋ニ入レ寒ノ入ヨリ寒ノ明近世日間寒水ニ浸シオキ寒明キテ後袋ノ中ヨリ出シ見レバ必新井ノ生方ノ勢ヒ善キト悪キト又丸デ井ノ生エ又ト少シク生エシ物有ヘシ其生方ニ依リ尤勢ヒ善キハ其年ニ取テ豊作ナルヘキ種子也勢ノ悪シキヤ井ノ出又ハ其年ニ取テ凶作ナルヘキ綿種也因テ種ヲ下ス時ニ勢ノ吉キ種ヲ蒔ケバ其年ハ必豊作也又麦ノ豊凶ヲ知ルハ平常ノ蒔時ヨリ少シ前ニ數十種ノ麦種ヲ覺エラヤシ類ヲ分ケテ蒔置キ暫クシテ掘リ見レバ根ノ多ク張ルアリ又勢ノ悪キアリ根ノ張ラ又有リ其根ノ多ク張ル方ヲ採リ其類ノ種ヲ蒔カバ其年ハ必豊作也斯クナケバ決シテ不作ナシト故ヘシ由也試ベシ 十四年愛知新文

八二四、西加茂郡福谷村溜池ノ工事ハ明治十四年三月廿日迄ニ落成ノ見込有レバ四月一日ニハ各村ノ人民集合シテ楊花火ヲ催ス由也 同

八二五、樹木ヲシテ美花ヲ開キ良果ヲ結バシメムト欲セバ則チ先ツソノ根幹ヲ肥長セシムベシ国家ヲシテ開明隆盛ノ域ニ赴カセント欲セバ則チ先ツ其国用ヲ富饒セシムヘシ若其根幹ヲ肥サズ其国用ヲ富サズシテ良藥ヲ得開明ニ達セムト欲セハ豈ホニ執リテ魚ヲ求ルニ異ナラムヤ故ニ君子ハ先ツ其基本ヲ鞏固ナラシムルヲ是レ務ム夫レ本立テ而シテ后道生ルハ天理ノ常自然ノ數也然ラハ則チ如何カシテ国用ヲ富シ以テ開明隆盛ノ域ニ赴カシムルヤ云ク唯殖産ノ業ヲ興シ務メテ節儉ヲ本トシ无用ノ冗費ヲ省クニ在<sub>レ</sub>ノミ今我<sub>レ</sub>国盟ヲ万国



ニ結ヒ有元相通シ彼レヲ以テ是レニ給シ之レヲ以テ彼レニ易ヘ彼此互ニ其利ヲ得テ其便ヲ達シ日ニ月ニ開明隆盛ノ域ニ赴カムトスル秋ニ於テハ徒ニ我國固有ノ物品ノミヲ仕用シテ可ナラムヤ豈又專ラ歐米諸州ニ心醉シテ洋品ヲ仰テ可ナラムヤ必適度ヲ量ラサルヘカラス苟モ此点ニ着目セスシテ輸入スル所ノ物品日ニ増殖スルトキハ徒ラニ國債ヲ増加シ国力ヲ衰弱スル基ニシテ幣ニ開明ニ赴カザルノミナラズ終ニ彼ノ碧眼兒ニ制御セラル、ヤ智者ヲ埃タズシテ知ヘシ故ニ我ヨリ与フル所ノ物救彼レニ取ル所ノ品ニ適ヒシメムト欲セバ則殖産ノ業ヲ興シ内國ノ物産ヲシテ益々多ク繁殖ヒシムヘシ虽然、空美ヲ好ミ虚飾ニ走り易キハ人情ノ常也試ニ看ヨ世人力樓基道路家屋器械ノ壯麗ヲ以テ目シテ文明開化ノ具トナシテ他人ニ誇揚スル弊有ルヲア、幸ニ殖産ノ業ヲ興シ少ク物産ヲ製出スル有ルモ徒ニ先ツ器械家屋園庭等ノ皮相ノ虚飾ヲ主トシ而シテ之ヲ製出スル実量ニ至テハ甚タ此々タリ若如此ニシテ止ラハ畜ニ國産ヲ繁殖セシメサルノミナラス却テ其冗費ノ爲ニ増加スルニ至マ昭々タリ如斯ニシテ而シテ國家ノ開明隆盛ヲ希望ストモ豈得可シヤ若之ヲ憂ヘバ眼ヲ節儉ノ一点ニ注キ有用ノ道ニ仕用セハ國家ヲシテ開明隆盛ノ域ニ赴カシムルニ至ン乎今ヤ我大政府ハ蓋シ茲ニ見ル所有リ故ニ万事節儉ヲ主トスル公布一ニニシテ止マズ幸ニ此公布ノ如クナラシメハ余輩眼ヲ刮テ我帝國ノ必真ノ開明隆盛ノ域ニ達スルヲ俟ベシ虽然、檢ト各トハ其模樣甚タ相類似セルヲ以テ在上ノ賢者ハ必シモ然ラズト虽モ下等社会ニ至テハ之ヲ誤認セサルナキヲ保ス可ラス若一タビ之ヲ誤認セサルナキヲ保ス可ラス若一タビ之ヲ誤認スル時ハ有益

ノ功業モ一朝ニ廢物ニ歸スヘク從ツテ産物ノ製出ヲ杜絶シ國用ノ缺乏ヲ招キ以テ無限ノ大害ヲ醸スニ至ベシ当路ノ君子深ク察セサル也 碧海郡 田部井御太郎 明治十四年三月 アイチ新文千四百六十八号

八二六、明治十四年二月廿五日 西加茂郡田鄉村種子交換会開場本縣勸業課員ノ祝詞

種子ヲ交換シテ増殖ヲ図リ農談會ヲ開設シテ衆智ヲ進ムルハ即今農務上尤缺ク可ラサル要務也本郡先キニ農談會ヲ各部落ニ開キ走練農夫ヲシテ其実験良法ヲ年々ニ講究セシメ今又種子交換ノ場ヲ本郡ニ開設シ以テ農業進歩ノ基礎ヲ創立ス是固ヨリ本郡有志諸氏ノ農事ニ勉勵スル精神ノ致ス所ト虽モ抑又郡長始メ戸長諸君ノ平生措置ノ宜キヲ得ルニ非ルヨリハ焉メ能此ニ至ラム小官幸ニ縣命ヲ奉シテ斯會ニ関ルヲエタリ豈一語ヲ以テ此盛事ヲ祝且ツ將來ノ企望ヲ可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>述ヘヤ我聞ク種子ヲ精擇シ之ヲ交換スルハ農産ヲ繁殖セシムル階梯ノ初步ニシテ之ヲ年々ニ試ミ審カニ收穫増減ノ期ヲ認メ始メ其適否ヲ可<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>也然ルニ或ハ新種ヲ喜ヒ珍ヲ求ルカ如キ又初年ノ試作ニ於テ收穫減スルトキハ之ヲ地ニ適セサル物トシ敢テ顧サルカ如キハ種子交換ノ本旨ニ非ルヘシ況ヤ農事ハ深ク熟ク慮リテ之ヲ實施シテ試ミ凡ソ一期ノ試験ハ六十年即チ一甲子ヲ度トスル確言有ルニ於テヲヤ蓋シ農ハ天地造物ノ化育ニ参リ之カ培盛ノ宜キヲ司ル無盡藏ノ業ナレハ也切冀クハ諸君益々期會ヲ永延ニ維持シ本郡農産物品ノ年々ニ増殖スルノ高域ニ至ンヲ

明治十四年二月廿五日

愛知縣勸業課員 則武鉄蕉謹テ祝ス

アイチ新文

八二七、三河川谷ノ殖産会社名古屋舟入町ノ肥物会社トモ昨今商業振ハサル由風説有リ此ヲ



八二八、東加茂郡宮口村六所山ハ樹多ク生茂シ土人採テ佛前ニ供ントテ瓶中ニ挿シオケハ群  
雞來リ其実ヲ食ヒ盡シヌ數時経テモ苦痛セズ恰モ人ノ美味ヲ食セシカ如シ其訣ヲ土人ニ聞  
ニ柳々此近傍ノ諸山ニハ樹繁茂シ奥熟スレハ皆諸鳥ノ餌食トナリ食ヒ尽ス也若シ其実ニテ  
中毒セハ小鳥ノ死体堆ク在ルベキニ未タ之ヲ見シ者无シト云如此鳥ニハ害无クシテ人獸ニ  
害アルハイカナル訳カ博識教示アレ明治十四年一月

八二九、東加茂郡牛地村牛地学校ハ併合四ヶ村ニテ戶數百餘名學齡百餘名學校設立以來全科卒  
業生徒ハ一人モ无リシニ先年教員山田氏在勤ヨリ勉強シ定期試験ハ更也臨時試験數回有リ  
去年十月初メテ下等全科卒業生ヲ三名得タリ然ルニ三名ノ内ニ名ハ該村學務委員安藤清ノ  
長男ト二男ニテ外百餘戸ニ一名トハ少キ様ニ思フ故父兄達油斷ナク注意有ベシ同

八三〇、東加茂郡宮口村ノ幼童尿水舉リテ不通身體大ニ腫膨ヒリ医藥効无シ或ル走人故テ云  
古木ノ茶苔煎服スヘシト云服スレハ忽快通シ壯健ト成レリ又同村ノ飼馬ニモ此病有リ是モ  
前方ニテ愈タリ或人茶苔ノ煎法ヲ記シテ送ラル同

八三一、明治十四年一月五日岡崎傳馬丁額田郡ノ有志連ガ親睦會ヲ開キ正副会頭及ヒ幹事四  
名撰挙シ毎月第二ノ日曜日祝文演説等有リ  
八三二、東加茂郡廣岡村深見清三ノ男民三郎明治十三年九月十六日同村河合要造孫てつ阿稻川  
ニ落タリト聞キ駈ケ付水中ニ飛入援上タリ縣ヨリ金五十兩賜ル同

八三三 行過論

三川平坂 芳賀 煤 裕

俗語ニ云イキスギ又ナマイキ是レ何ノ謂ヒソヤ例ヘハ婦人ニシテハ切ラレ与三ノ阿雷然ト  
シ田舎牝猫ガ都府花街ノ大牝猫然トシテ大鯨公ヲ採ル勢ヲ成シ或ハヘイ今晩ハト出掛タト  
キ又調子ノ紛メサヘ合ハヌ小貓モ老猫然トシタル者ニ於ル皆入娘ノ藝妓然トシ妻君ノ淫ヲ  
脱シ眉ヲ生シ権君然トシ下婢ノ御内実然トスル者ニ於ル何ソナマイキト云ンカ又イキスギ  
ト云ンカ而シテ男子ニ至テハ偶マ飛出シテ漸ク東京ノ日本橋ノ名標位キハ誦ンテ來タ壯年  
輩ノ突然何ンカベランメイノ語ヲ發シ所謂君子然タル者ニ於ル或ハ未タ訴訟法ノ何タルヲ  
并知セズシテ訴訟文例及ヒ證券印紙貼用規則ノ袖珍ニシテ洋紙堅使ナルヲ懷中シ在リト云  
ヤウナ面ホ付キニテ代言然トシテ四方ニ奔走シ或ハ郡書記ノ如キ幸ヒニ〇長ノ郷里ナルヲ  
以テ傳信給ニ有リ付キ郡廳ニ出頭スルニ赴任然トスル者或ハ戶長ノ如キニ至テハ始テ当票  
セラレ初メテ安堵ノ思ヒヲナシ袴ヲ着帽ヲ戴キ只ニ月給ノ活計ニ不足モ有頂天ニテ意氣揚  
々トシテ判任然タルモ彼ノ郡書記ニ判任タリ或ヒハ田舎役者ノ大哥舞枝ヲマネスルモノニ  
於ル又或ハ皇國一ノ大論者也ト曰ヨリ出次筋ヲ吐ク吾輩愚者ヲシテ何ソ同シクナマイキノ  
隊長又イキスギノ親玉ト云ハスシテ何ソマ生マ行ハ天狗ノ分身ニシテ行過ハ高慢ノ本家也  
而シテ之レガ兄弟トスル者ハ四ツ有リ曰ク自贊曰ク我慢曰ク得手勝手曰ク強情是也抑此眷  
族ノ流行スルヤ尤甚シ而シテ先ツ其一ニヲ揚ンニ當時賣菜營業者ノ自贊・土佐宗民権家ノ  
我慢。〇〇ノ得手勝手・南薩〇〇府ノ強情。是レ皆天狗党ノ一郡也ア、何ソ此党ヲシテ亡



滅スル策莫ランカト呼々ト嘆息シ明口ノ又ビヨリ矢ハリ生マ行ノ筆ヲ取り朝野ノ諸彦ニ質  
サムトス 明治十三年十二月廿一日  
愛知新文千八百九号

八三四 渥美郡吳服町中村丈三 蒸商 明治十三年十一月十三日縣廳伺

結晶石炭酸販賣方ノ義ニ付伺

本年一月太政官御布告第一号某品取扱規則第四條 第三号 蒸品ハ医師ノ処方書ニ依テ調合ス  
ル外医師化学者製薬者工職者等ヨリ品名量數需用ノ目的年月日及ヒ在所姓名ヲ詳記シタル  
証書ヲ以テセサレハ販賣或ハ授与ス可ラズト就テハ自今虎列刺病ハ勿論其他傳染病豫防ノ  
爲警察署郡役所及ヒ各郡町村戸長衛生委員ノ名義ヲ以テ結晶石炭酸請求致度旨申込候節ハ  
其溶解方法注意ノ上前頭官名ノ証書販賣販賣仕候義ハ不苦候哉此段奉伺候也 指令書面伺ノ  
通

八三五 農談會 空飲郡ハ今回郡立農談會設置シ一月十九日郡内中央地瓜郷村ノ滿光寺ニテ

發会シ郡書記出張有テ各員ニ演説ノ旨ハ「柳農事ハ吾国第一ノ急務ニテ決シテ輕忽ニ付ス可  
ラス実ニ農事ノ業タル上政府ノ力ヲ扶ケ下利用厚生ノ道ヲ宏ニシ国库富饒ノ基ヲ開クハ農  
商業ノ勉力多キニ居ル故ニ爰ニ是ノ會ヲ開ク所以也」ト有リ夫レヨリ各員農談會委員ヲ撰挙  
シ郡内ヲ六部ニ區分シ一部内ヲ三名ト定メ總員十八名ヲ委員トシ來ル二月初旬ニハ郡役所  
内ニテ農談會ヲ開筵ス可ト決シタル由 十四年一月 アイチ新文  
八三六 明治十四年 縣會議員名 額田郡 一 番 深田三太夫 五三 中田与八郎 十三 石橋重則

東加茂郡ニ番 鈴木利十郎 廿六 岡崎千朝

西カモ 四三 杉田多十郎 廿一 松本但朗

空飯 廿三 好太一 廿三 山本三太郎 渥美郡 九 山本八郎 廿五 原田万久 廿七 服部弥八

南設楽 十五 阿部玄喜 廿四 大原紋三郎 山崎健吾 北設楽郡 四十五 村松大郎 三十七 山崎健吾

八十九 鈴木麟三 四十一 深井九郎三郎 四十九 鈴木傳次

嶮豆 四十二 島山清吉 廿九 太田善四郎 三十 岡田希信

碧海 廿八 早川龍介 四十六 石川八郎 四十 太田佐兵衛

八三七、学校 ポンプ 空飯郡下地村学校新築ニ決議シ聖眼寺前ノ堤ニ定メ豊川ノ流へ五間築  
出シ四面石組ニヒムト願出又同郡一番組消防方ハ出火ノ備ニポンプヲ購求セムト津田下地  
ノ面村へ出金ヲ乞フ 中村源六夏目平六石黒富三白井与依ノ四名大ニ感獎シ有志者ヲ募ル應  
スルモノ多ク四百余円ノ義金出來リ注文セムトスルトキ夏目七ニ云此美事ニ異説ヲ唱ヘカ  
ル無益贅物ニ大金費スハ可惜ト也ト數回討論ス此七ニハ一時神官ト成リ專ラ神葬祭ノ首  
唱セシガ免官後ハ佛道ニ復歸シ近比三百五十円費シ佛壇購求スル程ノナレハ議論此ノ事  
ニ波及シポンプト佛壇ト何レカ益アル者ト討論スル者有ルヨリ遂ニ一場ノ笑ヒト成リポン  
プ購求ニ決シ去十七日注文ノ爲本多新作東京へ出立セリ本月中ニハ四日市へ到着スヘシ  
十四年一月 アイチ新文

八三八、医 獸病診察申付候條獸病流行ノ節ハ左ノ医ノ診察請求候様布達 明治十四年二月廿四日  
国貞 康平

梶子中野隆輔 アイチ新文  
前澤村 兼康良三 康カス分 伊藤春溪 西カス分  
脚七新田 片岡儀兵衛



八三九、加茂郡長同

寺院什物品ノ内本寺ヨリ未寺ヘ分与致度旨願出候者有之双方佳職

並檀方惣代連印支障ナキハ御分任第十九條ニ準シ聞届可然哉此段相伺候至急御指揮有之度候也

指令伺ノ趣ハ其時々本廳ヘ出願致サセ候義ト可心得幸

八四〇、加茂郡四鄉村ニテ種子交換所ヲ開キ二月廿五日ヨリ三日間種子交換施行ニ付豫々各村ノ委員ヨリ種子運搬シテ陳列ス就中珍キハ中切村深見源七カ出品南仙草ハ幹ノ回り五六寸丈一尺五寸蔓様ニシテ又サナカラ種ノ一枝ノ如キ刺有ル枝ヲ生シ未端ニ光沢有ル黄色ヲ帯ヒタル玉ノ小形ナル有テ恰モ人工ノ有セ玻璃製ノ如ク葉ハ竹葉ニ似タリ此品ハ十里余山奥殊ニ幽谷中ニ生タルヲ得テ移植シテ或官貴ヲシキ人見テ是ハ伊ノ南仙草也ト云リ初メテ名ヲ知レリ今般ノ出品表ニハ價五十円ト有レトモ品主ハ千円ニテモ辞スト云氣込也

八四一、一月十八日東加茂郡長ヨリ租税課ヘ照会並回答

從來酒類受売ノ者明治十三年七月以後飲食店ヲ開業シ其税金前半季分即納済ニ候処這般酒

八四二、一月廿日渥美郡長ヨリ租税課ヘ照会並回答

八四三、一月廿五日碧海郡役所ヨリ庶務課ヘ問合並回答

八四四、一月廿五日別所ノ通警部巡查巡回ノ際渡船賃請求ノ義ニ付伺出候処請求不苦義ト相考候ヘ共明治八年十二月別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八四五、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八四六、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八四七、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八四八、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八四九、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五〇、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五一、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五二、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五三、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五四、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五五、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五六、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五七、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五八、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八五九、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六〇、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六一、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六二、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六三、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六四、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六五、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六六、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六七、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六八、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八六九、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七〇、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七一、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七二、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七三、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七四、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七五、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七六、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七七、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七八、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八七九、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八〇、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八一、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八二、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八三、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八四、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八五、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八六、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八七、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八八、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八八九、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九〇、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九一、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九二、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九三、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九四、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九五、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九六、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九七、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九八、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

八九九、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

九〇〇、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

九〇一、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議

九〇二、一月廿五日別所寫ノ通御達ノ趣モ有之候間真ニ白長ヨリ所轄警察署ヘ協議



爲致可然哉此段及御問合候也  
別命渡船賃銀請求ノ義ニ付伺

所轄警察官吏巡查等該擔当内巡回ノ際渡船賃請求相成ラス候哉

但官服着用ノ節ニ限り平服着用ノ節ハ公用私用ノ區別无ク舟賃請求ノ候テ可然哉

同上然レハ縣下一般警察官吏ノ義ハ擔当内外ヲ不論官報着用ノ節ハ元賃通行ノ制規ニ候  
哉 但囚人護送ノ際該囚人モ同断ニ候哉

右ハ本村渡船夫ヨリ伺出候條至急何分ノ御指令相成度此段相伺候也

明治十四年一月廿五日

碧海郡川端村戸長 丹 羽 惣 松

碧海郡長 市川貫一殿

回答 警部巡查巡回ノ際舟賃等請求方ノ義ニ付川端村戸長伺書添碧第四十八号ヲ以云々御照會

ノ趣了承右ハ明治九年三月内務省甲第四号布達ノ通持区内巡回ノ節制服着用ノ若ニ限り賃  
銀請求不相成其他ハ請求致可然義ニ候條此段及御回答候也 アイチ新文

八四四、加藤太七 額田郡岡崎連尺町 仕立職

六七八十三年ヲ首ニ五人ノ子アリ仕立ノ拙線ギニ不足勝テナル世ヲ送レバ他ヲ顧ルニ暇マ  
ナキ活計ナカラ同町ナル伊藤桂三ガ故エ有テ妻ニ別レ子供ハ皆他ヘ出線ギサヒテ憑ム方ナ  
キ独身ノ剩ヘ病ヒガ子ニテ屢バ病褥ニ就キテ且夕ノ烟サヘ立テ兼ルヲ太七ハ殊ノ外ニ氣ノ  
毒ニ思ヒ長女ノ房ヲ介抱ニトテ日夜去三ノ枕上ニ付ケオキ食事万端ノヒワモ一切太七ヨリ  
十年

惠ムノミカ時々見廻リテ憂ラ慰メカラ添ルナド親類ト虽モ行届マジキ程ノ深切ニ何レノ時  
カ此恩ヲ報イント去三ハ泪ヲ流シテ悦ビシガ病重リテ死ニシ後モ其子共ノ方ヘ告知ヒ

埋葬ノ丁マデ心ツケシ善行ノ始終一ノ如クニテ何<sup>ユカリ</sup>所縁モ无キニ斯迄深切ヲ尽スハ尋常ノ  
看ノ難キ丁トテ町會議員感賞シテ金若干ヲ惠与セリトソ 明治十三年一月 芳譜雜志百九号

八四五、南設樂郡守義村原田仲造ハ所有畑地一及三畝 代金 百円守義学校敷地ノ内ヘ寄附願出テ又  
又知多郡鴻崎村山下三五郎ハ囃頭学校学資ヘ金十円寄附 明治十四年 愛知新文

八四六、土木課長黒川四等屬ハ西加茂郡溜池工事落成式ニ付 四月廿九日出張 同

八四七、宝飯郡下佐股村新田深谷勘三郎ハ過般靜岡ニテ綿砂糖茶繭生糸ノ四縣聯合共進會ノ  
幹事トナリシガ農事熟練就中綿ニハ功者ニシテ綿ノ審査員ニ撰バレ出品ノ綿ハ賞与ヲ受シ

ホドナレド余暇ニハ風流ニモ心掛テ各員ノ内ニテ詩哥連俳書画都々逸等ニ至迄種々詠出ア  
リ其詠ニ

編 ぬちちやおまへに 紗糖 ことまであかし 製糸 おうたがひならせいしかく

八四八、西加茂郡白川村ノ白川学校ハ兼テ校舍新築有シカ工事全ク落成セシカハ五月二日開  
校ノ典ヲ施行ス 同

八四九、宝飯郡三藏子村ノ三藏学校敷地トシテ該村ノ共有地 野添 一反廿歩ヲ佐藤八衛門金廿  
円廿夫ニテ購求シ学校ヘ寄附シタキ旨出頭セリ 同



八五〇 宝飯郡伊奈学校開業式祝詞

実学ヲ以テ実行ヲ脩メ実業ヲ以テ実地ニ施ス学問ノ始終是ニ於テ始テ全シ蓋シ人生レテ知識有リト虽モ不<sub>レ</sub>磨<sub>ハ</sub>其明ヲ發スル能ハス之ヲ磨カント欲セハ書ヲ讀ミ術ヲ講シ師ニ從ヒ反ヲ擇ヒ以テ其益ヲ求ルニ非スハ焉<sub>ソ</sub>其明ヲ發越スルヲ得ンヤ夫ノ私智ノ固陋ニ在セ直情徑行以テ其慾ヲ恣ニスルカ如キハ則チ陷リテ肉行尸走ノ徒トナラサル者殆ト稀也是レ乃チ古今学問ヲ以テ人毎ニ不可關<sub>ク</sub>ト爲ス所以ニ非ヤ然ルニ學術有リト虽品行不正之ヲ口耳ノ学ト云フ実業ヲ以テ実地ニ施ス能ハサル之ヲ无用ノ学ト云フ学者ニシテ口耳ニ止リ无用ニ陥ルハホタ始ヨリ不<sub>レ</sub>学<sub>ハ</sub>勝レルニ如カサル也則チ学校ノ設ケモ亦將ニ虚構ナラムトス近來各地学校ノ設立大ニ備ハル而シテ就学ノ徒知識進ムト虽品行不正論說巧ナリト虽実行不<sub>レ</sub>学<sub>ハ</sub>ニ驕奢ト成リ倨傲ト成リ輕薄浮靡ノ俗ヲ媒介スルノ弊无キニ非ス今ニシテ教ル者之ヲ不<sub>レ</sub>戒<sub>レ</sub>学者之ヲ鑑セズンハ其弊終ニ不可救<sub>フ</sub>トス本郡ノ如キハ敢テ此弊ヲ視ルニ非スト虽茲ニ伊奈学校新築功ヲ竣ヘ開校ノ典ヲ奉ルニ方リ聊カ前言ノ意思ヲシテ満場ノ諸子ニ告ケ愈益將來ノ盛挙ヲ期望シ以テ本日ノ祝辭ニ當ツ

明治十四年四月二十三日

愛知縣令從五位 貞 廉 平

夫レ英国ハ人口二千九百万強ニシテ宇内ニ雄飛シ支那ハ人口四億万ニシテ東洋ニ雌伏ス国ノ大小人口ノ多寡ハ天也其雄飛スルト雌伏スルトハ人也大ニシテハ国タリ小ニシテハ村タリ小積テ大トナル豈可不<sub>レ</sub>勉<sub>マ</sub>ヤ爰ニ伊奈村ノ地形平坦方域廣濶東ハ東海官道ニ跨リ南ハ三

巴江灣ニ枕ミ北ハ佐岐ノ原野ヲ帶ヒ官道ニ海岸ニ原野ニ地勢其最モ宜ヲ得タリト云ヘシ此地ニシテ爲ル<sub>レ</sub>无<sub>シ</sub>ハ將タ何レノ村カ能爲ンヤ虽然<sub>ト</sub>其人ヲ得サレハ山間僻陋ト虽モ亦能富且貴カル可シ其人ヲ得サレハ沃野天府ノ地ト虽貧且賤カル可シ然ル時ハ国ノ強弱貧富ハ教育ノ善否ニ關スル照々タリ爰ニ本村今泉太田両氏ノ如キ孜孜々固ヲ履シ世ヲ履ヒ其他有志之ヲ補佐スルアリ務メテ人材ヲ養ントス因テ大ニ校舍ヲ建築シ結構輪奐タリ本日ヲ以テ開校ノ典ヲ奉ク余赴任以來二年強新築開校スルモノ殆ト十ヲ以テ算フ未タ如此<sub>ト</sub>宏壯美觀ナルヲ見ス且縣令閣下特旨ヲ以テ臨場ヲ辱クス必ヤ此村將來大ニ爲ル所有ントス是レ独リ伊奈村ノ爲ニ祝スルノミナラス国家ノ爲ニ祝ス

明治十四年四月廿三日

宝飯郡長 竹本 長三郎 アイチ新文

八五一、満平 三河国宝飯郡水泉村ノ百姓満平慶長七年生レ寛政八<sub>年</sub>百九十四歳也享保年間云々ノ慶賀ニ因リ徵シテ江府ニ参レリ迺チ白髮ヲ猷ラセ御米若干ヲ賜フ<sub>一説ニ月俸ヲ賜フト云</sub>今茲丙辰ノ年復タ参レリ享保ノ故事ノ如シ前後何レノ日ニマ吏人満平ニ問ク汝が家何ノ術有テ長生如此ナルヤ答テ言フ他ノ技ナシ僕が家先祖ヨリ相傳シテ三里ニ爰ヌ其爰法毎月朔ヨリ八日ニ至テ較<sub>ヤム</sub>年中月毎ニ間斷アルコトナシ其教同カラス如左、

- 右 朔八日 二日九日 三日十日 四日十一日 五日十二日 六日十三日 七日十四日 八日十五日
  - 左 朔九日 二日十日 三日十一日 四日十二日 五日十三日 六日十四日 七日十五日 八日十六日
- 寛政八年満平百九十四歳妻名氏 百七十三歳子名氏 百五十三歳孫百五歳曾孫以下尚百満タサ



ル者多ク在リト云或ヒハ滿平カ敷地ニ壘水有リ其井底悉ク辰砂也古ヨリ此水ヲ汲用ル故ニ一家如<sup>レ</sup>此<sup>レ</sup>長生スト云リ 但此<sup>レ</sup>傳聞也虛實不詳トモ録ス 東國合筆記 別卷ニモアリ 玄同放言三ノ中

八五三、八橋集序

半掃菴也 有

はるく來ぬるあとの年月にはあらず昨日はけふの昔男有けり参河に序草とよはれて風雅に耽るあまり此国に迹ふる名によりて八橋集選んと思ひわたりしたのむましき世のはかなくも水行川の泡と消てかけはてさりしうらみの弁かたしとて二三の門人遺志をつきたしてかく一部の功なりぬされは名をかりて容からず必しも蜘蛛手にかけて姿にか、はらて只四季の表をならへて是を八ツわたせるや是且選春の洒落なるへし我は其澤に咲花の紫のゆかりにもあらぬと有し世には物いひかはし此集のあらましをもちたり物せし言の葉のつましあれは 小を はる走のまさな 何のはえかありむと辞するも辞し得ずす、ろ言を書て贈るに猶謝していふことあり 駟馬の車にのらすはと青雲を望みし賢き人のしわざには似すかの順礼とのふ看行過かてにはは、かうす筆塚てかくあらたなる八橋にもはしたなく物書つ、我只かれかたくひならしもし見苦しと人の惜まは橋守の心にまかせて削りらむもよしや安かるべし 鶉衣篇

八五三、菊合賦 与成田某

世 有

此<sup>主</sup>の菊作るにすけるすかすは誠にかくあらましやされは作るへき花のこれならて何ならむ白は吉野の雲をなひかせ黄は玉川の露を争ふあるは二月の紅にまさりあるは八橋の紫を

うはひて詩客の車も停むへし昔男の袖かもぬれなむ深濃淡の色は更世花形は百種の新奇を咲て年々に其目を驚かし国々に其名を聞ゆ昔陶氏か菊に名立るは只有のま、の色香にとまりて自の翁にはいふべくもあらず春の雨に鍬を入ては栽るに橐陀か手をくたき秋の露に篇をあて潤むに在国か心をなやますむくつけき土大根たに恩をしる心あればまして年月の變を重ねていかてか此宿の千年を守らさむいのでや世に此花ありとも此人あらずは此色にさかしあるしや此主ならむ菊や此あるしならんといふにあるしは其譽を菊にゆつり菊は其功を主にゆつりてこの挨拶の果しなくは世にいふ水懸論にして秋やむなく暮ぬらむいさ我判看せむといふに物定の博士にはあらぬと只賦つくりて其日の笑とはなせりける、

蝶々も土ふまぬ日やきく台 鶉衣拾遺

八五四、寐物語後序 應安田氏之需

横 井 也 有

瀧橋に危を挙て陽関の曲を諷ひ八橋に鉤をひらきてから衣の歌よみしも同し旅の露けさなからそれは見ぬ国の花鳥をかしからす是はやまと詞にさへられてにけなきわさはいひもらすふし、も多かるべし昔我翁河はたの弁子に物なけくはせ芋洗小女をも詠すてさりしより世に其風を学ふ人多くは杖笠の姿情をしたひ紀行まことに牛に汗すへしそれか中にも此一軸の殊に縦横自在をえてあるは猿渡の舟に無上を觀ししつか嶽に忠義をしたふ小谷の城の跡をとへは物おほえよき男出來りて昔語り竹杖も朽しつへく今庄の駅に宿をかれは笑上せ の女有て酒あみに草鞋の疲れを忘る寒悲見るうちに行かふ中にかの金津の里には



いとなまめいたる女はらからそみてそこの旅ねの枕にそ背盤の山の岩つゝし忘れかたきかくろへことも思ひやるにねたかりぬへしさを此作君は蕉門の俳士とこそ聞く千万言のうちになとや一句の吟もなし是や無絃の琴を撫したるに琴意の尋常ならず音立る調にも勝れる争をひそかに此寐物語に聞侍る 鶴衣拾遺

八五五 望嶽樓記

樓成れり成りて望嶽とよふ事は(か)に名高き富士にむかへばならしそも此樓の眺望東南北にひらけたればかの望嶽の一つならず千里吟眸の内田あり野あり村落あり神社佛閣のこるものなく画に似て画には及ふへからず龍興寺に龍吟して花まつ雨を催し猿投山の猿の手に雲なき月を擎く下戸は餅にもつく名とて蓬か島に頭をめぐらせは上戸は酒のゆかりを思ひて翹か池に涎を流すへしもとより主翁文章に冒れはこゝに來り遊小客皆一時の英才にして新詩百篇瞬く内になり雅談一日欠をしらす扱や好文の花もこゝに向ひて色香を増し天津空の徳星もこゝを会所とは定むるならむ玉も錦も争かくましきもあるし詩歌の遊ひに餘りて狂夫に非語の文を請へり其心(か)にそやさては知ぬ磁石を拾ひて玉を琢き灰汁をもとめて錦を浚はむの爲かそれたにも不才なる何を以て磁にあて何を云てか灰汁に代むされとも我賀する事あり世に祭の祝鋪の幕毛襪に飾れともわつかに燼花一日の榮をなすは其見るものの動いて過ればなり此理によれば此樓はたしかに松樹千年の久しきを期すへしさるはその見るものの動かすしてしかも時しうぬ名山なればなりしかればあるしも走をしらす共に幾

代の齡をたもち平には此樓に簫を吹て風を駕して登山せむとにや我居も幸にこゝに近しもし長寿の契あらは木の葉衣の着替を負ひて其日の供にははつるへかりすとぞ

月花に配れ富士見る目の餘り

八五六、小林松次郎後家みつ女 庵豆郡東庵豆村三百廿六番 明治十四年世七十八年

みつは生質温順にて能父母に事へしか松次郎は一昨年八月鰯網の漁舟に乗り出しに暴風怒浪の爲に十一人魚腹に葬られぬ其後みつは十二歳の女子を頭として七人の子を養ひ父母に孝養を盡し長男市三郎 八年前 下等五級生となり女子には裁縫を教へ粉骨碎身して夜を日につぎ勉勵なれ孝貞の道を保全せしかは全郡挙て稱揚す 明治十四年五月 愛知新文十五百四十号

八五七、庵豆郡役所新築費の内へ津平村大竹彦助より金廿円寄附す 同

八五八、教徒紛議 余輩曾て聞ク愛知縣下三州地方ハ佛陀教信徒 均ハラス希臘教頗

ル蔓延シテ之ヲ信スル者不少カラ而シテ往々彼此ノ間ニ紛議ヲ惹起スト現ニ明治十三年十一月額田郡ノ教徒紛議ハ較々其甚キ者ニシテ今ニ其結局ヲ結ビ得サルガ如シ余輩豈黙止シ得ンヤ 世ノ未開マ宗教ヲ以テ政事ヲ置替ヒシメ社会ヲ利益セムト欲シテ一ノ故ヲ擇テ国教ト成ス而シテ国教ノ開明ヲ補益シ社会ニ利益スル丁固ヨリ多シ然レトモ之カ爲ニ人ヲシテ多事ニ苦シムルノミナラズ時トシテ名吹ス可ラサル惨酷ニ陥ラシムルコト又不少焉是レ国教ノミヲ保護シテ他教ヲ保護セサル影響遂ニ彼此ノ信徒ヲシテ相仇視セシムルニ至ルハ至然ノ勢也佛人ノ「カトリック」英人ノ「プロテスタント」ニ於ル如ク般鑑明カ也疾ク此曹ヲ



除カント欲セバ偏廢ヲ止メ均ク保護ヲ与ヘスバ月ル可ラズ苟モ偏視セザレバ国安ヲ妨害シ風俗ヲ壞乱スル者ニ非ル以上ハ同ク之ヲ不問ニ置テ可也各自ノ信スルマ、ニ附シテ害ナシ何ソ希臘教ト佛陀教ト別タンマ先キニ徳川氏ノ令ヲ發シテ耶蘇教ヲ禁シ人民之ヲ奉スルヲ許サレザレトモ正政復古文武ノ制度大ニ改マリ外國交通ノ道開クルニ及テ耶蘇教ヲ信スル者日月ニ多ク苟モ繁華ト称スル土地ハ該教講義所等ノ設ケアラサルハナシ之ニ由テ見レハ該教ノ儀式ヲ以テ埋葬スルヲ許サザルモ其教ヲ奉シ之ヲ倍スルヲ允可シテ其葬儀ヲ用ルヲ不許者ハ柳何ノ理由ナルカ政府ノ深謀自ラ其間ニ存スルナラム英國ノ「フロテスタン」教ノ寺院ニ地租ヲ課セズシテ但タニ「カトリック」教ノ寺院ニ地租ヲ賦スルカ如キ偏廢ノ所爲ニ非ルヤ明カ也然レハ何ニ因テ彼此信徒ノ間ニ仇視スルノ有様ヲ出現セシメ余輩甚ダ之ヲ解スルヲ好マス否之ヲ不<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>モ可也蓋三州京教紛擾ノ顛末ヲ略叙シ詳ニ解剖シ去レバ其意自ラ顯然タレハ也 額田郡ハ岡崎地方ニシテ佛陀教徒有リ又希臘教徒有リ而シテ兩教徒常ニ好カラズ而シテ彼此ノ間ニ紛議不<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>カ去ル十三年冬希臘教徒若林軍次ノ妻死ルニ會シ之ヲ累代ノ墓地現今共有墓地也葬ラント欲シ之ヲ寺僧ニ謀リテ或ル夜密カニ布臘教ノ式ヲ以テ埋葬セリ翌朝村民其共有墓地ニ十字架ノ樹ヲ有ルヲ見テ大ニ怒リ告ズシテ共有墓地ニ埋葬セシ理由ヲ詰リ直ニ死体ヲ掘去ルベキヲ若林ニ迫ル時ニ若林ハ自ラ制令ヲ犯シテ神官僧侶ニ頼ラスシテ埋葬ロシ罪不<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>ヲ知テ之ヲ自首シ贖罪金ニ円五十美ヲ納ム然レトモ紛議尚ホ和ヒズ遂ニ村民之ヲ法庭ニ訴フ而テ一月十三日五ノ宣告アリ

埋葬引拂ノ詞訟審理ヲ遂ル所原告於テ原告共有墓地へ明治十三年十一月九日被告力無断ニ埋葬シタルノミナラス鈴木利吉ノ女子ノ墓碑ヲ取毀キ及遺骸ヲモ発掘シタル旨ヲ以テ埋葬引拂ヲ求ムト虽モ被告ニ於テハ原告力共有墓地ト称スル万徳寺境内墓地へ累代埋葬致シ來リタル故古來ノ慣行ニ因リ万徳寺ニ報シ同寺ノ指揮ヲ受ケ埋葬シタル義ニテ無断ニ埋葬シタルニ非ス他人ノ墓地ヲ発掘シタルヲ云ヒ其元断ニ埋葬シ及ヒ鈴木利吉女子ノ墓地ヲ発掘シタルトノ原告ノ陳述ハ証明スヘキ証左アルナク而シテ原被告並万徳寺住職本多了順及關係人等ノ陳述ニヨリ当時ノ事情ヲ推測スルニ抑モ被告カ天主教ニ信仰シ爲メニ神官僧侶ニ頼ラズ自葬シタルヲ以テ其所爲ヲ嫌惡シ埋葬ノ引拂ヲ求ルノ原因ニ外ナラスシテ被告ガ葬シタルハ万徳寺ニ告ケ同寺ノ指揮ヲ受ケ爲シタル者ト認ム故ニ原告ニ投議セサル迎無断ニ埋葬シ及ヒ鈴木利吉女子ノ墓所ヲ発掘シタル旨ヲ口實トシ埋葬引拂ヲ求ルハ又不條理トス依テ判決スル左ノ如シ

原告ニ於テ被告ニ對シ埋葬引拂ヲ求ル理由無之候事  
但訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ償却スヘシ

如<sub>レ</sub>此判決ヲ得シモ原告猶ホ其理ニ服セズ之ヲ上等裁判所ニ上告セリト是レ是ニ近來給ナル教徒ノ紛議也余輩又彼我ノ情况ニ就テ一ニヲ論シスレカ是非ヲ開闡セサルヲ得ズ 明治十四年二月廿九日 愛知新聞 千五百四十一号

八五九 私立病院 森野忍鈴木玄仲等發起して豊橋に設ぐべき渥美私立病院ハ資本金一万円



にて一株百円づゝを出す方法なれとも強<sup>カ</sup>一時に出金せずとも各自の手許に預り置て年一割二分ノ利子のみ出たすを妨<sup>ゲ</sup>ず加<sup>ル</sup>に充分の保護を衛生課に仰<sup>グ</sup>べしとの事にて其<sup>レ</sup>余ノ方法等も穩当なれば有志ノ人々宜<sup>ク</sup>加盟有<sup>ヘシ</sup> 明治十四年六月三日 愛知日報

八六〇、碑石、碧海郡新用水の源頭に本縣より建設せらるゝ、記功碑は丈ヶ一間幅二間にして其四面には用水路開鑿ノ起原より落成迄の諸員の功勞を物せられ之を不朽にせらるゝ、由其材は根府川石にて既に大坂より運輸し來り現に堀川に着す其文字を施スにはまつ松板に模形すへしとの事にて六月二日縣廳まで挽來りたり 同四。

八六一、岡崎警察署開業式、明治十四年五月廿九日岡崎警察署ノ開業式は縣令所勞にて不参岩判一等屬代理。本署よりは下五等警部其他各署警部十三名岡崎裁判支廳よりは野中判事上田判事補名古屋監獄署よりは平野看守長其外郡吏員監獄吏員公立病院医員駆梅院医員縣會議員町村吏員其他都合百四十余名猶當日は該署部内の消防夫も五百人出揃<sup>テ</sup>階子<sup>ハシ</sup>乘して盛大也又其署の構造ハ悉<sup>ク</sup>日本風にして輪奐離奇の見ルべきなしと虽モ近比官署ノ家作には珍<sup>ラシ</sup>其署長石川氏は嘗て工部省に奉職し又陸軍大尉に轉し工兵方面に出仕せし人故今度の作事には十分に其技倆を施されたる看也不然ハ僅<sup>カ</sup>二十円ニ不<sup>レ</sup>充<sup>テ</sup>金額にて此良工事を成<sup>シ</sup>得<sup>ン</sup>事は難<sup>カ</sup>るへし翌廿日には縦覽を許されたり其祝辞曰

警察ノ事務タル直接ニ一モ地方ノ安否人民ノ休戚ニ不<sup>レ</sup>関<sup>セ</sup>者ナシ而シテ其區域頗ル廣大ニシテ事情又甚<sup>ク</sup>繁雜也故ニ苟モ警察ニ注目スル者誰<sup>レ</sup>カ諸君平生ノ焦慮苦心ヲ察セサラムヤ

今マ修築功成署内各部位置全ク備ル望ムラクハ諸君從是益勵精署務ヲ整理シ人民ヲ保護シテ聖明ノ治ヲ補翼有<sup>ン</sup>事ヲ本日開署ノ盛式ニ臨<sup>ミ</sup>敢テ自ラ度ラス妄リニ一言ヲ陳シテ祝辞ニ換<sup>フ</sup>諸君幸ニ諒焉 明治十四年五月廿九日 愛知縣一等屬 岩 淵 惟 一

岡崎警察署新築成<sup>ル</sup>明治十四年五月廿九日ノ良辰ヲトシ茲ニ其開署式ヲ行<sup>フ</sup>此日縣廳其他各官衙ノ長臨席ヲ辱<sup>ウシ</sup>其他有力有志ノ士民雲ノ如ク來集謠<sup>ヒ</sup>日鷗<sup>ハ</sup>不肖亮歡喜ニ堪<sup>サ</sup>ル所也 夫法度紀綱教化政刑ノ具全クシテ後文明語ルヘシト古人ノ言至レル哉我愛知縣曩ニ警察署管ノ區域ヲ改正シ縣ニ十四警察署ヲ置<sup>ク</sup>岡崎其一ニ居リ三河軀軸地ニ位シ額田一郡ト地勢ニ因リ碧海郡一方ヲ割<sup>イ</sup>テ管ス抑改正ノ旨趣タル旧時ニ比スレハ縣下一般其部畫ヲ縮<sup>シ</sup>テ視察誘導ノ便ヲ得<sup>セ</sup>シム者<sup>ハ</sup>如シ是レ又法度紀綱教化政刑ノ具全キ者ト云ツヘキカ然ル<sup>レ</sup>ハ此ノ署ノ新構ト同ク勉勵夜白斷斷ナキノ職務ニ從事シ大政ノ流行ヲ察シ苛寬ノ權衡ヲ宜<sup>ウシ</sup>視查誘導所管六万ノ人民ヲシテ僉<sup>ナ</sup>良民タルノ域ニ路<sup>ラシ</sup>メ維新ノ偉業ニ体<sup>シ</sup>縣令閣下ノ旨ニ報<sup>イン</sup>テ此ノ具ノ全キ者ニ就<sup>テ</sup>後<sup>ヲ</sup>施スヘキ也則祝スルニ古人ノ詩ヲ誦<sup>シ</sup>テ曰淇<sup>ニ</sup>ハ則<sup>チ</sup>岸<sup>アリ</sup>濕<sup>ニ</sup>ハ則<sup>チ</sup>岸<sup>半</sup>アリ

愛知縣岡崎警察署々長 四等警部 石川 亮  
八六二、田中氏 田中正幅<sup>兼</sup>是近郡内施募券ノ内へ年々金五円寄附シ來リシニ目今施募ノ方法相立シ由ニ付尔來右金円ヲ郡内小学校生徒賞与費ノ内へ寄附致サルト云 明治十四年六月 アイキ日報  
八六三、留題 設樂郡富永村<sup>旧夏</sup>の野辺神社<sup>天</sup>の棟札裏ニ織田中將信忠朝臣留題ニ



代々を経む松風さゆる宮居哉 中將 とあり此社は天曆年中創建にて祭神は菅公也其裔  
 孫該地ノ領主設樂左馬頭重清正和元年 明治十四年マテ 五百八十年 に於て先世設樂強正大弼貞衡の靈を合祀  
 して更ニニノ宮天神と改称す天正三年五月長篠の役に信忠朝臣此地に陣し其社の羽目板ニ  
 前題有り同十一年十一月領主設樂越中守貞通該社を修補再建せし時其前題ノ板を切り採り  
 煉札となして不朽に傳フと云フ今猶存せり筆力遑暢毫も滯滞なし 同  
 八六四 種痘 豊橋紺屋町ノ神楽寺ニテ種痘ス接種人員七百九十三名 同  
 八六五 夢蚕 豊橋近在の夢作は昨年來の寒氣が障りしにや收穫寡少なる由養蚕は盛んにし  
 て上出來 同七月

八六六 養蚕 北設樂郡船崎村住岡田伊三郎は嘗テ養蚕に志シ深く数年心を潛大ニ得ル所有  
 しかは其名郷里ニ普ク十四年春縣廳の擧と成り岩代国掛田駅ニ至リ養蚕の名家大橋氏に从  
 て火力養蚕法を傳習し來りて官に復命す尔來郷黨衆庶の爲に推れて養蚕教師となり其傳習  
 所を本村ニ披き郡下有志者をして該業を學ブに遺憾无カらしむ其開場の祝辞に曰  
 火力養蚕傳習所祝詞 星霜相重世運交遷盛衰悲嘆常ニ世ト浮沈ス毀誉交替殆ト朝露ノ如シ  
 我家負債多クシテ措置如何トモ爲ス可ラス恭惟ルニ近來養蚕ノ道大ニ進歩セリ伊三郎力家  
 養蚕ニ從事スル後二年アリ復養蚕ヲ嘗ミ家道ノ衰頽ヲ回復セムト欲シ断然決心セシニ幸哉  
 縣廳ヨリ養蚕師上州之人小茂田氏ヲ興郷ニ差向ラレタリケレハ嬉々然トシテ從事スル一歲  
 ニシテ弥養蚕ノ由來スルコト久シ源ヲ遠ク天照大神保食神ノニ柱ニ發シ而シテニ柱ヲ伊勢

神宮ニ奉安セシヨリ以來我ニ河内ヨリ赤引糸ヲ以テ御衣料ニ奉リシコト古典ニ歴然タリト  
 國中世ニ及ヒ治乱相踵キ政権武門ニ落ク其事絶ニ及ヒ更ニ知人无シ豈慨歎ノ至ナラスヤ  
 伏テ惟ニ我ニ河内占來神衣織成ノ生糸ヲ獻ルト得シハ是地味桑ニ適シ氣候蚕ニ宜キヲ以  
 テ也豈偶然ナラムヤ今ヨリ研究セハ良繭美糸ヲ生セムト必セリ然ラハ各自報本反始ヲ旨ト  
 シ一層奮發勉勵セスンハ有ル可ラサル也亦ニ外交日新貿易上其当ヲ失シ国帑殆ト匱急ヲ告  
 ントス国家ノ安危職トシテ之ニ由ル爲國ノ士奮進ザル可ラサルノ際孰回勘スルニ輸出品ノ  
 高位ヲ占ムル若ハ生糸ヲ措テ何カ在ル柳此製糸タルヤエ女精ニシテ美ヲ呈スルニ非ス器機  
 良ニシテ麗ヲ奏スルニ非ス独り繭ニ依テ生糸ノ美否ヲ生ス然レハ養蚕ノ道精練セズンハ有  
 ル可ラス是ヲ以テ有司諸君或ハ養蚕教師ヲ招聘シ或ハ傳習生徒ヲ該業精練ナル各地ニ派遣  
 シ其術ヲ得セシメ殖産ノ道ヲ擴張シ我聖天子ノ宸襟ヲ安シ奉リ且衆庶ト共ニ鼓腹ノ樂ヲ成  
 ントスル美意豈欣戴セサル可ンヤ伊三郎篤也ト虽モ幸ニ明縣令ノ管下ニ在リ瞭郡長ノ治下  
 ニ居リ且古橋暉鬼氏ノ盡力ニ依リ遂ニ縣命ヲ奉シテ昨春岩代国掛田駅大橋氏ノ門下ニ游ヒ  
 稍其法ヲエテ復命スト国モ學才有ルニ非ス天稟敏ナルニ非レバ其術ヲ究ル丁能ハス豈ニ其  
 方法ヲ得ル耳豈凶ンヤ郷党ノ篤志者切ニ余ヲ推シテ矜式ト爲シ法ヲ傳ヘ業ヲシテ弘張ナラ  
 シメ国恩ニ報酬セムト伊三郎再三固辭スレトモ得ズ乃チ火力養蚕傳習所ヲ創メ四方ノ篤志  
 者ノ責ヲ塞ク篤志者入場ヲ乞フ若ハ一ニ夜以テ日ニ繼キ孜孜勉勵余力足ラサル処ヲ補ヒ宜  
 ク採收ノ良結果ヲ期スヘシ伊三郎固ヨリ諸君ニ對シテ教授スルニ非ス各其意ヲ表シ實地研



究便否如何ヲ顧ル自今開業ノ良辰ニ會シ固陋ヲ忘レ脚鄙表ヲ吐露シ開業ノ祝辭トシ併セテ  
傳習所規則概略ヲ述フ請フ諸君其レ誤認スル丁勿レ 明治十年五月 岡田伊三郎 規則略

八六七、岡崎ノ近況 人民は唯淳朴にして妬心狐疑の性なし然とも不活潑にして格別商業に

熱心する色を見ず從來佛辟地にて敬神などは知らぬとも云べき程世しに近比は神道説教所  
を街衢ノ中央に設ケ屢々講師の出張有り且ツ近里神宮毎月神道説教所に集會して説教あり  
何レも奮発一方ならず小学校は市中ニ連尺。玉山・岡崎。根石の四校有り熱レも既ニ新築

ノ挙あり細リ根石学校のみ未タ着手せず故ニ今度深田天野西委員ノ益力にて大ニ振起し將  
ニ新築に着手せむとす二季定期試験には竹本部長自臨て教員諸氏に懇論せらるゝ爲に教育

大に進歩せり女紅場にては毎土曜日衛生演話會あれとも寥寥として傍聴人更に无シ傳信局  
本願寺小教校何レも目今新築に着手す警察署は新築落成して当廿九日開署式あり娼家は百

五十余軒にして娼妓は二百五十名藝妓は五十余名あり娼妓場代一上等六十夫より下等廿夫  
に至る藝妓花代一上等廿五夫より十夫ニ至ル割烹店有名なるは沫雪楼三景楼を以テ最ト

す土地の紳商等が親睦会或新年会忘年会等を催す必此楼に於てす昨今物價は酒一分ニ付十  
七夫より廿六七夫米は一円ニ付九分五六合油は一分ニ付三十二夫也 福壽蓬菴

八六八、奢侈ハ凶國ノ基 人トシテ美ヲ好ミ醜ヲ惡マサルハ无ク富察ヲ欲シテ貧苦ヲ厭ハサ  
ルハ元シ是レ世情ノ常誰カ又之ニ反スル者有ンヤ虽然各自固ヨリ其分有り而ルモ若シ其分

ヲ守ラスシテ而其分限ヲ超過セムト欲スル時ハ則チ虚飾ヲ逞クシテ人望ヲ求メ謗計ヲ回ラ

シテ利徳ヲ貪リ一時僥倖其意ヲ達スルヲ有ルモ畢竟是レ烽火ノ烟柳ノミ何ソ久ク持テ得ヘ

キ理有ンヤ斯ク云ハ論者或ハ之ヲ咎メテ云シ方今日進歩ノ時各々競フテ其知識ヲ磨キ

其事業ヲ究メ其功績ヲ顯ハシテ世ニ益シテ國ヲ富マス昨日ノ貧夫モ今日ハ富翁ト成リ去年

草茅ノ小屋ニ窮居セシモ今歳ハ煉瓦ノ大廈ニ安住シテ劣ヲ捨テ優ヲ取リ醜ヲ去リ美ヲ得何

ノ失力之有ンヤト嗚呼是レ何ソ開闢ノ危漏ナルヤ嚮ニ云ハスヤ各自其分有りト知識ヲ磨キ

事業ヲ究メ其功有テ位置ヲ進ムルハ是レ超過ニ非ル也是レ應分ナルノミ其レ然リ虽然位置

ノ分限ヲ外ルル者世間往々是レ有ルヲ見ルヲ如何セム凡ハ夫レ分ヲ守ルト云ハ進ムヲ知テ

進マサルヲ云フニ非ス産スルヲ見テ産セサルヲ云フニ非ス智ハ磨ク可ク事ハ究ムヘク醜ハ去

ヘク美ハ取ルベク貧ハ惡ムヘク富ハ好ムヘシ只十分ニコボルヲ知テ則チ超サルヲ云フニ試

ニ西洋諸邦ニテ今日開化ノ鼻祖ト稱セラル、人及ヒ百名ノ諸大家ノ一枝一葉ニ其妙ヲ極メ

タルカ如キスベテ爲スアルノ志有ル者ハ曾テ多年苦ヲ吞ミ酸ヲ嘗メ塵衣塵服ヲ耻ザリシ  
ト近クハ西国立志編一部ヲ通讀シテモ知ルニ足ル故ニ古來ヨリ都人士ノ外自ハ頗ル美ナル  
モ柔弱ニシテ何用ニモ立ヌ者ヲ敗付シテ之ヲ執矜子ト稱セシ世情ニ惟ニ我國建國以來社  
會ノ武歩ハ徐々ニ履行シテ徳山氏ノ末ニ至リ忽チ一大衝撞ヲ得テ蹶然トシテ起躍シ疾歩奔騰  
スルカ如ク今日ニ至リテハ儀典文章ノ華服食什具ノ美遊娛歡樂ノ具ニ至ルマテ燦然トシテ  
見ルベク爛乎トシテ眩スベシ而シテ奢侈ノ弊害漸ク方ニ旺ニシテ曾素ノ風已ニ地ヲ掃ヘリ  
文化ハ猶九鼎ノ美味ノ如シ美ハ則チ美ナリト虽モ毒モ亦其中ニ存ス或ハ奇蒸ヲ服スルカ如



シ神経ヲ鼓舞シ血脈ヲ疏通シ概不奇功ヲ奏スト虽モ亦瞑眩ノ憂ナキニ非ス或ハ過烈ノ酒ノ如シ精神ヲ澆愉快歎娛ヲ覺コト虽モ眼界矇矓聳拳忍累ノ過ナキヲ保セス殆々タル文明界中ノ人士美味ヲ食シ奇菓ヲ服シテ又過烈ノ酒ヲ飲シテ醉脚蹠踰踰踏トシテ能ク蹴蹠蹠踏ノ虞ナキヲ得シヤ何ヲカ蹴蹠蹠踏ノ虞ト云フ云ク奢侈ヲ喜ミテ質素ノ風ニ易フル即チ是也昔テ羅馬ノ起ルヤ全都ノ士民百工製産ヲ事トシ質素ニ从ヒ市井次第ニ繁栄シテ而シテ版図モ亦漸々弘張ス此時ニ方リ英雄豪傑ノ士ノ生スル有リテ社会ノ勢潮ニ乘シ東征北伐ヲ勉メ遂ニ希臘諸国ヲ服從セシム而シテ羅馬ノ社会希臘ノ文物ヲ得テ其国歩ヲ進メ駭々トシテ上達シ遂ニ文化ノ高点ニ達セリ然レトモ華ヲ食ヒ美ヲ貪リ突ヲ遺シ果ヲ失シテ文飾雖レ勉シテ惟、耽リ文弱ノ氣泊々トシテ全土ニ塞カリ土崩瓦解潰裂四出又終ニ救フベカラズ此ノ大國滅亡ノ原因ハ固ヨリ幾多ニ係ルト虽モ奢侈ヲ喜ミテ質素ノ風ニ易ヘタルニ職由セスハ非ル也之ニ由リテ見レハ國ノ榮枯存亡質素驕奢ノ間ニ決スル者ヲ往昔元ノ太祖ノ崇信シテ長信宮ニ居ラシメ道ヲ問ハレタル丘眞人ハ或時一富人ノ請ニ應シ其家ニ至ル富人云ク新タニ家ヲ造ル一言以テ福ヲ爲サムトヲ希望スト眞人默然トシテ語ナク持ツ所ノ鑿杖ヲ以テ窓下ノ壁數ヶ所ヲ毀リ而シテ出去ル富人怪シシ再拜シテ其故ヲ問フ眞人云汝力家美ニシテ且全シ全タアレハ必ズ毀ル理勢然ラサルヲエズ吾今之ヲ毀ル汝常ニ此ノ理ヲ思ヒ克ク慎ミテ保全スヘシ若シ然ラハ則チ子々孫々其終ヲ全ウセムト眞人ノ語真ナル哉近 聊感スル所有テ之ヲ記ス大方ノ諸君此語ニ感ナキヤ否マ

岡崎 森 貴之

十四年六月 後岐日報

八六九 林氏 碧海郡知立に尔有りと知れし林文二郎或人代理となり官林地の一部分拂下ケを本縣廳へ出願なし置たるは先比の争なるが山林樹の齊藤七等属には飴でも甜られしか將、何か甘御異見の在しにや其地を林氏より後に出願せし者の方へ回、されたり其に何たる都合かは知らぬと争の体爲余りに不当也とて林氏は縣廳に参り縣令代理の野村少書記官に對ひ太く其不当を鳴、せしかは書記官は猶能、取しうべし上へ回答すべしと申されしに依り林氏は一ト先ツ引取しが此ほどに至り齋藤氏は右の願、にて等外とか受付とかにて迫下ケられ書記官よりは其旨書面に認め深く林氏の方へ謝られたるよし也物は何に限りすかく公平にありまほし 同七月十日

開田耕筆一セ六  
 温美郡村松山中 御油取 谷口村 ナトヨリ申飲出シテ  
 三義雜記四二出

八七〇 鐸 宝飲郡平尾村山本佐平治四月十七日同村宇源祖と締る共有山へ薪樵りに行キ山ノ七合目許リ水无、平坦、処に青色なる物有、を見付、鏝にて土を搔、除見、に銅也猶深く穿、見れば大なる器なれば鏝を携來リ掘出し見れば豎二尺五寸回り二尺五寸にして三貫目あり鐘にあらぬは是、所謂古代の鐸ならむと云リ本縣より農商務卿へ届出、博物館へ御廻、に成たり

アキ

八七一 花火 内国勸業博覧會宸賞授与式祝賀として六月十二日不忍池にて举行せし場火、枝、数術、内、元、喝、水、を得しは三河近藤氏が生、鳥、数、羽、を打上、中天に発して数鴻、点、々、東、台、方、へ飛去し



と鍵屋が早打にて正直輪、今十二本を要間開かしのしにて夜分の枝中尤見事也しは近沢カ細工にて博覧会場なる雇の噴水器と金田出品時計台を模せしは掛物也しと之同

八七二、懇親會 自由党懇親會は六月十八日岡崎駅大地藏町、八景楼耕吉にて開場し又十九日は同駅傳馬町、女紅場にて政談大演説会を開く 同

八七三、建築 額田郡井田村、八幡学校は教育其宜を得て生徒増殖ニ付舎新築せむと盡力すれと僻陋頑民なれば苦情を唱して立消となりしが其に引換へ井田村坂上に一の観音堂を建築せむと云発議には村中惣起立にて日ならず一字を建立し其落成式に当りて毎戸父走多分損財をして祝酒やら餅枝やら大賑なりしとぞ嘆息の至也 同

八七四、学校金 西加茂郡御立学校新築付金二百廿五円十八夫 御立村、平松初メ、金九十七円九十夫 森村、神尾初メ、金二百廿六円八十八夫 野見村、鈴木、寄附 同

八七五、検査 東加茂郡五校、北設楽郡四校、学校巡回 学務課 片桐代、優等生徒百八十人、上等賞十二名、中等賞十二名、下等九十五人 同

八七六、学校金 北設楽郡古戸学校学資金ノ内へ金千四百五十円 伊藤左々木、松村、金千四円 伊藤六、松下等ヨリ、寄附 同

八七七、專賣 宝飯郡三谷村水谷雪三平生工業、不振を患へ六月十九日元走院へ向、專賣免許條例を設け發明家を保護誘導せられむ事を建白せり 同

八七八、種痘 従前天然痘を免む爲牛痘を接種す初種より年々再三種に至り二ヶ年を以て終

りとす而、其再三種の如きは善感稀也余明治十三年より種痘後七年を経たる年長の男女を試るに善感甚く不感稀也由之本年種痘につき受持し村落六ヶ村於所謂五ヶ年目六ヶ年目毎

に感受性の期至り再三種を施に其故を演説す干時其六ヶ村の内其村四ヶ村、戸長及衛生委員、願注意して例令天然痘落たりと虽判然せざる者又は種痘落にして証なく或は痘痕元者或は

御規則前種痘せし者の如きは多く初種なるを以て此等の輩に懇々説話したる由之に依り再三種志願者夥し而戸数大小有、且其村再三種志願者於廿五年以下二百廿八人内善感百六十七

人不感五十四人某村、齡十八年以下廿七人内善感十六人某村、廿二年以下十三人内善感三人某村、齡十九年以下廿一人内善感十五人、合計三百二人、善感二百八人也斯再三種、於善感夥多なるを

見れば実感受性の期なるか虽然、一は苗の良否にも因、か例令初夏六七度の苗代には落痴或再三種苗等余浅学にして未、其理を不究、と虽若本年天然痘流行をは斯二百八人、中多少非命に

陥者無由にしも非ず是全、注意に由り天花を免者、と云へし其免故は實に衛生委員、設有に其幸福豈大ならずや 渥美郡小塩津村、種痘医 守 壘 恕 十四年六月、アイキ日報

八七九、懇親會 小塩 開會前、当り愛知縣尾三両国、志士三河岡崎耕吉、於本月十八日自由

黨懇親会を開、旨を近江美濃飛騨越前伊勢遠江等有志諸士、報道せり扱、折悪、驟雨にて泥濘道を没し且当日は暴風雨にて舟車、通せざる地方も有、かと憂慮せしに何、凶、意外、來会にて各部、惣代其他、有志相会する者六十八名此日接待會計受付、三課を設、事務を分担す午後一時杵声、應し



て會員一同宴席ニ就ク時、内藤魯一等立本會成立ノ主旨及各地方諸氏、電信返翰等朗誦し藤森  
 彦男は遊佐亮に代て其祝詞を讀次ニ協和、説開口良改進論、岡島博途、加藤平吉、天爵解、竹内  
 竹五郎、車ハ熱心ニ成ル説、村松愛三、奨励論、太田松三郎、世界進歩、景况、内藤六郎、自由論、相馬政徳  
 慷慨論、林文三郎、進歩ノ針路、村上五郎、語代交々起テ演説す此時宴已酣にして満場恰浦カ如相  
 与、快樂を究、會員各翌日、會議を約して散す、十九日午前九時開會、決議左の如し  
 自由党要旨、我党ハ自由ヲ伸暢シ、権理ヲ擴充シ以テ社会ノ改良ヲ圖ルヲ以テ主義トス  
 規則

第一條 三河ノ本部仮リニ岡崎ト定メ尾張ノ本部ハ名古屋ト定ム但當分ノ内事務取扱ノ姓名各々  
 第二條 尾三左ノ廿部區劃ス三河国渥美、額田、八名、幡豆、碧海、南北、談、東、西、加茂 郡 尾張国海東、海西、丹羽、羽栗、東、西、春日、中島、愛知、知多 郡  
 名古屋區

第三條 部内誘導ハ其部内ノ責任ト定ム

第四條 毎年通常會ハ二季ト定ム四月十五日ハ名古屋ニ八月十五日岡崎ニ開クヘシ但緊  
急ノ  
事故アル場合ニ於テハ臨時  
會ヲ開クイアルヘシ

第五條 我党ノ目的ヲ達スルニ緊要ナル事業有ル時ハ會議ノ決ヲ以テ之ヲ興起スルヲ有  
 ヘシ

第六條 総テ規則ノ義ハ二期ノ會議ヲ俟テ改削増減スルヲ有ヘシ 同アイキ日報

八八〇、學術演名會 東京交詢社委員として神戸より京坂及東海道沿道ノ社員を訪問、爲巡

回せらる、波多野承五郎、高木喜一郎、高島小金治、三氏三河地方ニ至リ、付額田、碧海、西郡、社員相謀  
 リ三氏を大濱村に請招シ六月廿四日西方寺於學術演古會を開キ、小幡方郎會主、爲リ近藤坦平  
 同東衛門早川、竜介、石川八郎、次市古七郎、平岩田伊平等之ヲを輔ク、竜介起テ聴衆に向テ交詢社大意  
 より本日此會を開キ、事由を并明シ了テ高木氏は外教論、高島氏は変遷論、波多野氏は時ヘキ  
 は其唯中等社会平の論題にて演説シ午後より知多郡社員を皆來集シ新入社も数名有リ聴衆  
 満堂喝采、声如沸ナム佛連ノ走婆モ來場スルアリシモ漢語交リノチンファンニテ 晚際舟を海灣に泛ベ蓬間ニ親  
有カタクモナク退席スルアリヲカシクモ又キハドク  
 臨會を開キ酒間學術を論シ時勢を議シ或は詩を賦シ或は筆を弄シ或は糸竹合奏セリ又傍漁  
 舟を催網を投せしめ鮮魚をえ割烹して下物と爲し夜に入テ蓬窗に紅灯を掲浪越名産輸出  
 する數匹を呼來リ杯盤狼藉各敏を竭テ岸返リ三氏は廿五日豊橋へ出發矣、海賊未曾有、盛挙也、  
 治十四年六月豊岐日報

八八一、東加茂郡書記三宅長男は西加茂郡書記十六等相当 月給金十円 小平井多治は西加茂郡書記十六等何レモ  
相当  
 十四年六月廿九日任せられたリ 同

八八二、連合會 豊橋市街聯合會は總議員五十余名議長は関口良副議長は大口喜六幹事は長  
 尾三九二佐藤市十郎杉田権次郎三名にて同所八町ノ高等学校内の議事堂は十四年七月四日  
 より開會也 同

八八三、劇場 豊橋八町に新築せし劇場朝倉座は既に落成棟上式を行ヒ二日間子供連の手踊を  
 催し近々舞台開をする由也 同



八八四、鳳來寺 南設祭郡鳳來寺は古刹なるが年久く珍藏せる大般若經六百卷あり是は振草ノ莊設祭ノ郷領主設祭四郎資時が納る物にして一卷毎に連久四年十月四日設祭四郎資時納之と有之を同寺の五重塔中に秘藏せり此塔は頼朝の建立にして醍原景時が普請奉行せし者也其棟札にも其由を存せしか明治九年の回祿に彼六百卷も塔中に在て烟灰と化したるを以更に大般若經を購求せむ爲其施主を待といふ但該經は手寫物也資時は頼朝仕へて後左馬介と改名せり 明治十四年七月十日アイキ日報千四百八号

八八五、美濃織會社 社長田中善兵衛は三川大平村紡績場を見むと額田郡役所至り郡長竹本氏面謁し懇切待遇をえて該場に至り一見して帰レリ 同

八八六、細野氏 加茂郡福谷村の士族細野清は西南役ニ功有 当時名古屋警察署ノ三等巡查勤ム 同

八八七、文章論 千歳ノ下ニ在テ千歳ノ上ヲ知ルハ何ソマ曰ク文章也万里ノ内ニ居テ万里ノ外ヲ識ルハ何ソマ曰ク文章也故ニ茫茫タル歲月之ヲ経ルモ其事ヲ弁スルヲ得森々タル洋海之ヲ隔ルモ其奥ヲ明ニスルヲ得聖哲ノ立言俊傑ノ行事後世ニ垂ルルハ其レ何レニ原スルマ一器ノ發明一物ノ経験天下ニ傳ルハ其レ何レニ因スルマ之レ文章ニ非スシテ何ソ况ヤ彼是ノ形勢ヲ察シテ世運ノ改良ヲ助ケ内外ノ景况ヲ知テ人文ノ進歩ヲ補フが如キ其功績他ノ之ニ比スル者无キニ於テラヤ然ラハ則チ文章ノ裨益ヲ社会ニ与フ僅々ニ非ル也豈貴重スヘキ者ニ非ス乎 夫レニ西ノ書之ヲ胸中ニ藏メ稀世ノ資之ヲ腦裡ニ保チ其才識古今ニ涉リ其才

宇内ニ秀テ博聞聰明懸河ノ余有リト虽モ文章ニ因ルニ非スハ馬ソ之ヲ千古ニ傳ルヲ得ン乎是ニ依テ之ヲ見レハ文章功績ヲ人世ニ羨シ一日片時モ存ツ可ラサル彰々乎トシテ明也豈講セズシテ可ナラムヤ然ト虽モ徒ラニ風月ヲ嘲リ花鳥ヲ弄シ山水ニ或ハ賞シ或ハ贅シ限リアルノ生ヲ以テ無用ノ文字ニ精神ヲ勞スルヲ云フニ非ル也又功ヲ一句ニ競ヒ妙ヲ一字ニ争フノ謂ニ非ル也進テハ国家ノ利ヲ論シ退テハ一家ノ益ヲ謀リ外ニシテ人民ノ進歩ヲ助ケ内ニシテ一身ノ知識ヲ開クニ在ル也古哲云ク辞達而已矣ト其レ然リ然ラハ則チ文ヲ草スルマ宜ク簡易ヲ以テスベシ何ソ形容ヲ須キンヤ奈ンゾ雜字ヲ之レ要セムマ只我意思ヲシテ彼ニ貫徹セシムルニ在リ虽然是レ固ヨリ易々タラサル也若シ之ヲシテ彼ニ了然タラシメムト欲セハ又幾分カ形容莫ル可ラス是レ感動ニ多少ノ差異ヲ現出スレハ也省應セズハ有ル可ラス嗚呼亦進イ哉然リ而シテ文章ノ用ハ唯簡明ニ在ルノミ 豊橋神田豊次郎 七月十日 アイキ日報

八八八、学校金 設祭村菅沼七郎 名ヨリ 三百五十円七十夫同村学校へ寄附す 同

八八九、渥美郡越戸村柳原忠兵衛は奇特者にて己が賸區にも非る全郡和地学校の土木中金三円を其工夫等へ酒料として惠し故皆大ニ喜び其筋へ届レ上と云に忠兵は固拒み何卒窮に受るやうにと云し由又同校開校式節も二百余名の生徒へ半紙若干葉ツ、各自へ惠与せしとぞ

愛岐日報 十月二日

八九〇、暴風 明治十四年九月にて額田郡井田村は潰家十戸有り何レも赤貧故同村太田常吉并足立清石工門等協議して玄米四石白米六斗四升倒家者共へ惠たり 同



八九一、渥美郡山中山は漁業を業として人性暴猛也 昨年迄学校は無用の物也と云居リしか明治の徳沢にや  
本年は学校を大切に思ひ不日校舍新築する由也 同  
八九二、金千二百五十圓

但明治十三年学平年報統計調管内学齡人員拾九万七百七人ニ配付シ一名ニ得  
ル所ノ金大銀五厘五毛四五七五余之ヲ各郡區へ附与スル金額左ノ如シ

名古屋區	一万五千七百廿五人	金百三十四圓十三兩六厘
愛知郡	一万六千三百七十八人	金百七十四圓五兩一厘
東春日井郡	一万三千七十七人	金六十七圓六兩三厘
西春日井郡	八千二百九十九人	金五十四圓四兩三厘七厘
丹羽葉栗郡	一万五千七百七十二人	金九十九圓四兩四厘六厘
中島郡	一万四千六百八十九人	金九十六圓二兩八厘
海東西郡	一万七千五百廿六人	金百十四圓九兩四厘一厘
知多郡	一万九千八百七十七人	金百廿九圓八兩九厘三厘
碧海郡	一万五千五百廿四人	金百一圓八兩一厘八厘
幡豆郡	一万四千二百八十七人	金七十三圓九兩八厘一厘
額田郡	七千六百八十八人	金四十九圓八兩六厘一厘
西加茂郡	四千九百五十六人	金廿二圓四兩八厘四厘

東加茂郡	三千六十八人	金廿四圓十兩九厘
北設楽郡	三千百十九人	金廿四圓十四兩四厘
南設楽郡	三千三百五人	金廿一圓六兩六厘三厘
宝飯郡	八千五百八十五人	金五十六圓六兩七厘一厘
渥美郡	一万五千五百七十六人	金七十五圓八兩七厘六厘
八名郡	三千七百廿五人	金廿四圓四兩八厘一厘

徳沢日報

八九三、資金 十四年十月七日 額田郡小員村此田正厚より金百十六圓全郡志賀久兵衛始六十八名よ  
リ金千四百廿六圓九十兩を全郡小員学校学資金及七新築費に寄附す○宝飯郡長沢村高田佐  
助外二百廿四名より金九百七十一圓九十兩長沢学校へ 碧海郡小山村藤井清七外二百五十  
二名より金五百六十九圓十三兩小山学校へ寄附 十二日は小山学校開校式 林守清出張 同



參河雜鈔

十二

八九四 統叢考

引馬 走龍子 編輯  
伊良胡崎 常 翁 訂補

嗟采夫和光之為德兮，天長地久而國人禱者不遑仰也。宜哉五日，鳳凰十日，麟兩，岬木，不変四時，色農  
父不爭井田，畔能和融，而无苛政之憂，不可不懼矣。我御馬之名世，尚哉口碑，所傳 人皇四十二  
代文武天皇大皇二 壬寅歲 至享保八年一十 太上皇持統帝行幸斯地，暫時設行在所，其旨引馬  
野，于是于彼有創，遷潤屋者，固是伍保，鄉党啓發，同年 天皇還幸大和，國世人懼頓宮地，雖建叢祠，崇  
御所宮，今則百廢存，旧墟於一堆，塚土草芊，茫茫在田圃中  
万葉一 大皇二年壬寅 太上天皇幸于參河國時歌 長，忌寸與麻呂  
引馬野，尔仁保布，榛原入乱衣，尔保波，勢多鼻能知師尔 民部卿為家

天本集 秋十一 千首

引馬野にほふ萩原露ながらぬれてうつさむかたみはかりに

堀川百首 金葉集一

大江匡房

春かすみ立かくせとも姫小まつ引馬の野へに我は來にけり



訂補同

仲

実

ひくまのかやか下なる思ひ岬またふた心なしとしらすや

訂補 続古今 四秋ノ上

式子内親王

かりころもみだれにけりなあつさ弓ひくまの野べの萩のあさつゆ

こ、を引馬野と称する事故あり太上天皇還幸の後四百余歳を経て八十二代後鳥羽院建久年中源二位頼朝御幕下の土此企後九郎盛長下野国住本名安達 祿乎當国宝飯郡の中にはむ時引馬を改の御馬邑と号す其故如何となれば宝飯郡多野今丹野 保国山全福寺の大悲大士は四十五代聖武帝神龜年中紙行基の開礎 手沢志願無双の美地也。永曆元年源武衛頼朝御幼維にして豆州に配謫せらる東海道を騒過し当国豊川の渡頭を通り給ふ時往來の走夫相共に大土利生の靈験のあらたなる争を語る御これを聞給ひて深く志願を發し豆州空居の年月常に普門品を誦し源家中興を企つ。同氏の諸氏土羽拜翼し壽永の交平氏を追討し終に征夷大將軍の院宣を蒙り建久元年上洛参内有て駕を關東に還し給ふ白赤坂宮路の駅に旅舎し給ふ往昔の志願の盈る争を感謝し大悲堂に詣て大塚多野山神の三保を寄附す藤九郎盛長当国の水主たるを以命令を承り鞍馬を粧ひ御堂山に奉る翌年辛の春を迎て彼馬騰々として村里に出此村に止り引馬の若草を喰む争数月也村人恐て畜者なし一日海辺に出て嘶く争数声終に海上を游て南方の小島にひける因て此島を飛馬島と名けり

私云此島世俗姫島と云事非也神代の書に姫島の名あり南海山陰兩道の間に諸島の名見えたり此島は姫島あり

此馬小島に至る前に數月此地に止る且石大將家の乘馬といひ又奉獻の駿馬幸に此所の旧号に便るを以て引馬を改め御馬郷と稱す自更久辛多至享保八卯年五百三十三年也

訂 前云引馬ヲ御馬ト唱ル丁壘合附会ニ相似タリ然レトモ偶合ト云ツヘキカ按ニ万葉ノ宇ツカヒ一甲坂名ニシテ宇訓守義ニ不步也引馬引真ノ唱ナルヘシ馬真守韻相通シ守義ナシ渥美郡伊良胡ノ名所ニ恋路浦アリ漁人コレヲコウダノ浦ト呼ブコレひふへノ通也海辺ヲスベテ濱辺ト呼約ノ通ヒ也

其後程なく民人多く軒を連る争昔時に十倍せり雞犬四方に達し遂に一大邑となる因て御馬の御所と称す御所川東北より南へ流。御所の辺を廻ルを以て御所川と号す此流に玉裏。宝鏡。法華堂と云あり以上の三所共に故実あり昔より深秘すかく大郷と成しかども物換星移りて足利家の時守内兵乱し各自に割拠し縦に止争なし此所も亦地境を争ひ分て三御とす其一を御馬御と云ふた川は小なるを以て他に屬す

按 国宝飯十二郷則屬望理耶然稱別郷是并崇御所謂乎其證 太神君所賜於松平上野介康忠之郷牒永百貫御馬郷云々彼牒在嫡孫松平市郎石工門昌興之家矣

上古里民の居処はこ、を去争五町余良農に相当り明德の交腴膏の田圃を各廻船魚網の目きに就て今の地を發て民屋を造る東海の駅路此地より北東へ隔る争一里貢田の畝歩は米津清右衛門尉某應長九年甲辰の檢竿を用て定らる。水牒一冊在焉参河国宝飯郡渡津莊御馬郷其号全備其故粗如上件

敬雄云此所國名風土記其外古哥共ヲ引テ三川ノイハレヲ委ク云リ今畧之



此説ウケカタン

渡津、莊或作渡免、此庄免足、御津中央也、隔二里、跨二所、神祠免津、共御

御馬の故実既に上に記せり然、其村名未詳、大凡民家は北と南とに郡居す上と下とに分つ詳に是を分つ時は上郷は荒井也市場也須賀也下郷は西段也中村等也元和未覽、永元に至りて産神牛頭天王、御敷地中戸数五十餘移居て一村と成宮殿村と名つく以上六邑也

敬雄云此間=保国山ト云ル漢文ノモノヲ載タリ今畧之此次御馬ノ産土神天王社ノ丁并赤社等ノ丁卷ク云リ今要ヲ摘シテ五ニシルス

御馬産土神頭天王社、八六十二代村上帝天曆年中始テ鎮座其後後鳥羽院建久二年再ヒ結構ス九十八代崇光院觀應元庚寅年此地ノ刺史今川五郎国範、駿河国守護代、建立之庄田五町八反を寄附す

享保年中に至て大破す城主細川治部大輔源政信再興あり其後今川氏領地と成る時治部太輔義元御天文初幕下土牧野石馬允成守岩瀬和泉守吉生に命して修葺す此時宮号とす義元討死の後所附し莊田若干廢闕す田畦宇し呼て元三田三月田菅蒲田社園田霜月田等といへ共徒名のみ残して祭礼儀式等絶けられ天正中冠火に神殿廢損す其後仮に神殿許を管しに寛永中又燒失す正保年中今の社地に遷奉也昔ハ半丁余成亥ノ方ニ御座候

社領證文之写

参河国御馬郷牛頭天王社領事

右従前々当家寄附之分五町八反任先例令寄附之者也仍如件

天文廿年五月廿八日

また八幡宮あり建久二年大願王藤九郎盛長窪田八幡宮を中村の北に勧請す明徳年中西段村に遷し万治三年今社地遷し奉る神殿御敷地前は塩濱・右へのぐりて入日を洗ふ海を望み常に塩やく業怠らず此所より牛頭天王宮、迎まですべて両宮の御敷地にて古へは安礼之崎とて鹽の住しとなむ云々昔此処より皇へ御塩を献りけるにより塩の名所と成しとなむ此間くさくの事あり今

昔は豊川の流の下は湖にして志賀須香と云る渡シあり古哥有り。面方は奥、大本松といふありと村疋の口碑も未詳今畧ス

御津濱は存元帝本国、行幸の日鶴首を此濱に奉寄因て御津湊と号と云り左右湖の中央の洲崎は安礼の崎といふ

丹葉何處尔可船泊、良武安礼乃崎、榜多味行、之相無小舟

上は引馬野也云々存元帝の御船は御津、湊に寄奉り供奉の傳馬は引馬原につれきしよりいひ傳へ後年右大將家より奉献の駿馬しはらく並りしより御馬郷と改名す古、凶にあらず。地形年を経ていつしか御馬の湊を埋ミ陸地となり引馬野は下民の躰に殿様の礎もなく志賀須香渡を止りて潮汐も遠さかり左右共にあれの崎とひとしく成ぬれは潮もなく洲崎と云、所もなし云々○又此辺ノ名所トモ、一ヲ云ル條ヌキ昔

二見道は宮路山の卒也此道より本野か原を経て豊川を渡り嶺野に至り塩見坂高師山橋本濱



名を渡り引馬今ノ瀨に出るは上道也

また二見道わかれ上の道路也宮路山岑つゝき岳の麓をよちて国府に出引馬野を過て志賀須香渡にかゝる是を下道といふあり小遠江の国にて出會事古今同し宮路山は二見道南也

宮橋は古へ御津明神の御山の禁まて舟の出入有し故所々に便りて橋を架したる也

大恩寺は御津大山の北の禁明神鎮座の南にあり昔肇蒼上人伊勢白子より此郷に遊歴し淨願寺を建立す次年大恩寺を草創あり明に文明十年也其昔新宮山の禁に大運寺と云古き寺あり今上人大明神を念し此山をひらき給ふ故に此山を山号とする也

猿樂山は御津郷古城山の北にあり廣石と国府との地堺也元享元年楠正成赤坂城没落の後軍謀の爲此所に來り關東の武威を窺ひ家臣恩地左近太郎滿一猿を廻し正成は袋を被猿樂をして往來の人に見せしむるれより再赤坂城に入しとなむ彼山は昔宮路より引馬野に出志賀須香渡にかゝる本道也川を隔て今の東海道を睨む其間十町に足す

○敬雄云天保八年四月已此猿樂山ニ上リテ見シニイカニモ古き城ト見エテ頂上ハ平地ニテ古松一本有テ古井モアリ石親音一又法師ノ墓ト見ユル石碑有テ天和二年ノ年号アリ後ニ建タルモノナルヘシ村志ニ尋ネシニコニハ古へ鵜殿將監ト云人居レルアト也トイヘリ

此郷古城將軍義滿時執事武藏守令細川石馬頭頼有築城守居之應安

永和明德比同舍弟頼頼長次兵部大夫時氏等居之永享享徳比細川贊岐守成之入道道空命幕下土細川治部太輔在城焉

諺宝飯郡三細川云々 兵部少輔勝久居于御津郷

治部太輔政信居此城 民部太輔敦春占其地居処不知 蘇之三細川也

應仁二年山名与細川及確執外戚酒辺河内守時重守防之文明擾乱時今川治部太輔善忠謀之時重出奔而陷疊疊ハ爾來荒墟也經數十年爲邑里稅地 至寛永中長沢家庶流松平澤威某嫡孫松平秀石衛門尉某者爲居館不幾屬松平越州定綱正保中移于勢州桑名振威於一色庶民少時占居於斯至元祿中再爲邑城因配給地宝永元春三月理墾墾阡陌伐竹樹爲圃此地刺史考所記与口碑往昔傳云御厨庄天延貞元交大江定基爲国司

○敬雄按宇治拾遺物語四三河入道直世此国風祭ト云事イケニハ諸ライケナガラオロシケルヲ見テ云々マカテソノ日国府ヲ出テ京ニ上リテ法師ニナリケルトアルト 扶桑略記廿七ニ一條天皇長保五年秋時參河守大江定基出家入道法号寂照トアルトヲ合セ考ルニ国司遷替四年ナレバ定基主ノ三川ニアラレシモ長保年中ノトキコエリ

治承ノ交參河国御目代大中臣藏人以通云々

○敬雄按此事東鑑十二ニミエタリ

鎌倉ノ石大將幕下藤九郎盛長守護於當国

東鑑云建久十年十月廿四日參河国御寄附太神宮之庄園有六ヶ所而守護人藤九郎入道蓮面蓮面代官善耀被被神妨之由自神宮依訴申之爲廣元朝臣奉行被尋問蓮面之処於六ヶ所者御奉免之後更以不交其沙汰之由善耀内々申之旨昨日進請文之間訓其狀於御教書被遺本宮奉免之後者可成其妨之由被載之云々

訂補 常按東鑑云太神宮寄進狀參河国飽海本神戶新神戶大津神戶伊良胡御厨遠江国蒲御厨尾張国一場御厨石六ヶ所庄園如旧云々



伊良胡御厨七郷ト云傳サレトモ今何レノ村ヲ指テ七郷トセムヤ近代新村多クシテ定メカ  
タシ一郡ノ口碑ニ和地庄伊川庄ト界西ハ海ヲ限トス云々 訂補四行ハ細注ニカクヘシ本ノマ、

高武藏守師直尊氏公ノ 敬雄云此事太平記十九可考合

次ニ水石京大夫義長食祿於當國矣。此丁モ太平記世五丁可考合

從觀應至貞治中今川五郎國範駿州領主領之

從應安至文明中始築城主細川石馬頭賴有終中至細川治部太輔政信及外戚酒辺河内守時重等細  
川數代爲此郷主

自文明至永祿元今川下總守後治部義忠同下總守後治部氏親同左京大夫後治部義元父子共三  
代吞食之

就中天文之初牧野石馬允成守今山家同年中牧野出羽守保成同預禦衆之

永祿三年太神宮御藏入岡崎

同五年秋八月賜松平上野介廣忠食此地至天正十七年

自天正十八年至慶長五年池田三左工門尉輝政主焉凡廿八年也

以下加補年譜如左

從慶長五年御藏入御代官彦坂九兵衛在國自十五年至十七年中川勘助在所自十八年至元和四  
年黒柳寿学在所自元和五年至寛永元年松平淨感長沢自同二年至同十一年松平清左工門長沢

淨感同十二年御代官鳥山牛之助在所鈴木八右工門在所保相印 以下畧之

これの統叢考上ニ卷巻尾に享保八年といひける卯月のはしめしるすとなりこたひ寺部  
宣光神主の本もてそここつみ出て写をへぬはた誤れりと思しき事また己か思ひよれる  
事ども末もて聊書入つ尚おのか引馬野の考は別考にものしつ 本書未キ書入  
ズト今ハ里ヲ写シ

天保四年五月廿四日

紀園主人 羽田野敬雄 宛  
御馬里人 三庭軒 鈴木光重

右一卷同翁に乞えて写之 御馬里人 三

八九五 参河国引馬野考

三河国宝飯郡御馬村は南に蒼海渺茫として白浪天を浸すまた東は大崎より西の伊良胡崎ま  
まで渥美の一郡さし出て連山奔波の如く見えたりし頗勝景の地 常葉云南ニ蒼海渺茫として白浪天を  
浸すとは地形を不知文也また東は大  
崎より西は伊良胡崎まで渥美郡さ  
し出て連山奔波の如く見えたりし  
頗勝景の地と云る奥世目の  
前にかゝる勝景あるを南に云々と  
いへるはいと心えす  
也此郷の北に一の曠野ありこれを昔より引馬野と呼り土人の口碑  
に在古孝元天皇此所に臨幸まししく此勝景を感有て御舟を海岸  
につながせられ御宴を張り給ふ是に因て此わたりを御津庄と呼と  
なむ其後大室中持統天皇も当国宮路山より此地に御幸なりて数日  
の御遊あり還幸の後土人その頓宮の跡を恐み一の培塿を築き祠を  
建て御所宮と呼り今に此宮掲焉として鎮りぬます 此宮御馬里の北の佐  
馬村にあり此村も昔は  
御馬の地とて則ち御馬  
村と呼ぶ所なり  
○段ニ御所宮ハ御所川ノ東ノ川ノ川ノ  
テ今下佐殿府ニ属ケリイハユル玉ノコ  
ツルギナド云ルモ佐殿ノ地内ニアル宇ナリ又御



所川ハ東海道御海駅ノ東ヲナガレ川ノ下ニテ宮ヨリ四丁許南ニテ海ニ入ルナリ川ノ西ハ即御馬ノ地内ニテ其橋ハ御所橋ハ御馬村ニ屬リ又御所ノ宮ノ西ニ都又法華堂天神ノトイフ田地ノ守アリ

れし今に宮路山には車引内山大御門御園殿後など(小地)の名山林田畑等に残りまた宮路山の西なる入口を関屋と呼べりこは御幸の時に関門を設て非常を戒られし跡也と

今人の語り傳ふ永亨四年飛鳥井稚世の富士一覽記に参河国豊川の宿の次ニ云山中宿にて御ひるまのほとにぎはしきも限なし此つゝきに関口と申処あり道廣く治れる代の関口はさすとしもなく守るともなしとあり是にても此地に古き名の有も一ツの証也けり

續日本紀云日大皇二年冬十月丁酉云々鎮察諸神爲將幸参河ノ至伊賀國行所經過尾張伊勢美濃伊賀等國郡司及百姓叙位賜祿有差  
○按九月癸未遣使五國行宮ヲ造ラシムトアルハ十九日ニアリ十月丁酉諸神ヲ鎮ハ三日甲辰ハ十日ナリ又十一月丙子ニ尾張ニ至マシト云云庚辰美濃十六日乙酉伊勢廿一日丁亥伊賀廿三日戊子還幸トアルハ廿四日ニアタレリカ、ハ甲辰十日ノ日ニ當國ニ着玉ヘルトシテモ十一月丙子十二日尾張ニ至ラストアレバ當日ニ御マリ玉ヘルハワツカ三十日ホトノ日數ナリ

昔は民より奉る年貢に租庸調とて三品あり租は田税也庸は天役也調は家役也此三の年貢のうち御幸の恩賞に騎士どもが家より奉る調を此を以て免さる、  
○天皇ヲ大御名ハ天文眞宗豊祖父天皇ト申奉リテ文武ト云ハ後ノ御論也改ラレシニハアラジ

大宝二年壬寅太上天皇幸于参河國時歌

引馬野尔に保布藤原入乱衣尔保波勢多皇能知師尔

右一首長忌寸奥磨

何所尔可船泊爲良武安礼乃崎嶂多味行之柵无小船  
石に出せるか如く万葉に三河村に幸ける時と有て分明に引馬野の哥を出し続紀にも参河国に幸となり又順徳院の八雲御抄にも参河国の野の部に引馬野を載給へり彼是を以て里人の口碑に符合する上は此所古への引馬野に

つかれる官人にて此哥をよめるなるへしまた高市連黒人も奥麻呂と同僚の人なとにてこの荒の崎の哥よめるになむ但この荒野崎といふ野を今は定かに知かたし三河の古事のはる本安礼の崎は望飯郡なり古へは東西に入江有て其中央の出崎也今は東西江埋りて崎といはむ方なしと見ゆ  
○仙覺カ万葉抄云三河ト云アリ御撰名所集哥枕名寄十九松葉集五等モミナ当國トシルセリ

のあれの崎の跡にしてこの河口は入江の埋のこりしにやあらむ是を拠にして考へは左右の入口の出崎なれば風浪のあらしは元よりなるへければ自荒の崎と呼つるを後に荒野崎と訛しならむされは黒人が哥には安礼乃崎と書て野は助守也されは黒人もこぎたみ行し柵无小舟とよめるならむ  
○郡タカヘハテウケカタシト云ヘカラスサレト平野ト云考マ



万葉略解ニ安礼乃崎ヲ和名抄ニ美濃国不破郡荒崎見ユ此幸ニ美濃ヲ經五フ由紀ニ見ユレバコレカサレド三川ナラムカ尋ヘシト云レド八雲御抄五仙覺万葉抄三夫亦抄御名所方角抄五松葉集御名寄秋ノ寮覺ナドミナ当国トセリ。統叢考ニ八御馬ノ産土神天王社ト八幡神ノ辺マテヲ安礼文崎トテ海ノ住シトナム昔此処ヨリ皇ヘ御塩ヲ献リケルニヨリ塩ノ名所トナリシトナムトアリ又此書ニ三河ノ古事書集ノ付ル本ト云ルハ元文元年ニアラハセル渡辺鶴翁三三河国藻塩草ノ下ナルベシ鶴翁ハ即チ御馬ノ里人也トゾ按ニ此書ニ御馬村ト梅敷村トノ境ノ小川ト云ルハ即チカノ御所川ノ下也

岩瀬尚則云アレノサキハ御馬ノ面隣ニ浮野ト云ル村海辺ニアリ此処ナルヘシ昔ヲヨシ梨ヲアリノミト云ル如ク後ニ荒ト云語ヲ忌テ改タルナルヘシサレ例ハ何処ニモ多クアル事ナリサテ彼ノ海辺ニテ南海ヲ見渡セハイラゴ崎ナリ大島小島阿鹽田カハナナド重リテ万葉ニコギタミユクト云ルニカナヘリトイフ

それより後の代の撰集にも引馬野の哥を多く載られたり今こゝに其一二首を挙

金葉一

春霞立かくせともひめ小まつひくまの野へにわれは來にけり

大江 匡房

続古今四

狩衣みたれにけりなあつさ弓引馬の野辺のはきのあさつゆ

式子 内親王

天本十二

引馬野にほふ萩原入みたれなくやをしかのあきのしらす露

爲家 朝臣

堀川百首下

引馬野のかやかしたなる思岬またふた心なしとしらすや

俊頼 朝臣

コノ哥堀川百首ニハ仲実トアリ哥宛名寄ニハ俊頼トアリ

千五百首哥合

姫小松ひくまの野へに子曰して予ことに千代をかさしつるかな

顯 能

コノ哥千五百首哥合ニハ顯略トアリ

なとありこは此比の人はまた三河の地と知てよめるなるへれされとやうくに物換り星移りて其国もさたかならぬにや永享四年足利將軍義教公の富士記云十六日橋本を立て引馬の宿にもなりぬ引馬野は三河国とこそ思ひならはし待るに遠江に待るはいかなることにかあしたの程野を分待しに虫のぬしげし

此記ハ義教公富士御覽ノトキ堯寿法師ノ紀行ナリ義教公ノニハアラス

あかなくにわけこそ來つれ虫のぬの袖をひくまの野への朝つゆ

また此時に義教卿に従駕せし堯寿法師の記に三川の花園山をよめる  
次に云引馬野もこのそかしこのつくなるらむと分明ならぬと

コハ堯寿法師ノ記ニハアラス同御時御共シ五ヒシ藤原雅世卿ノ紀行也イサカタカヘル阿レハ訂正シツ

旅人の兼より外も引馬野の野への秋萩はなやみたれむ  
こは三河にてよめる也又同時に在て、遠江に至り給ふ事も見えぬとも宿松宿をひくまのと云し事阿備尼記に見え東鑑にも建長四年泉尊親王の下り給ひし時引馬宿に宿り給ふこと見えたれはあのつからいひ來れる地名疑ひなきものか今も宿の北の方にて引馬坂といふを登れはいと大なる野の待り今は三方か原と云り此野の北はやかて三河の

以下加茂大人遠江哥考ノ文ヲ其マ、引ル也イサカタカヘル阿備尼ノ記トハいさよひの日記ノ下ニ彼記ト云ヒハひくま野の宿といふ所にと、まる此野の大かたの名は松といひし云々トアリ泉尊親王ノ御ヤトリトナリシ



つゝきたれは御幸のをり官人の隣国に至れる事有てよめるなるへし  
とのふ又別記に此御幸は隣国へは次手に御幸もあり又民を召諫する  
事も有て官人の遠江までも至る事も有へしとなむ

「八東鑑四十二ノ五運長四年  
三月廿四日戊申晝八次津夜ハ  
橋本廿五日己酉晝ハ引懸夜  
ハ池田トアリ

此考今は世に弘まりてより頓て引馬野は遠江国に定りぬ熟々案に是は本を弁て未を追ひた  
る胡説なるへしいかにとなれば此御幸は三河の地のいつくと云事を知明めて其上に近き国  
の地名までを思ひ寄せて考をなすへきを本国の事は聊も標索せずして其住る国のうへのみ  
考へて同じ様の地名のあれとおし当られたるはうけかたし元より遠江の引間宿に混じ來れ  
ることは永寺飛鳥井雅世卿の紀行の帰路の 廿三日この国の府中を立待りて云々 府中遠  
へし引馬野と申処も此わたりと聞待りて

惠ある君にひかれてひくま野や旅としもなき旅の道哉

廿四日今橋と申処に至ぬ 是にて見ればはや此比は三河の引馬野も遠江の引馬の宿に  
混合してさたかならぬやうになれりされとも鄙人はさすかに古との目に聞かれ待るにや義  
敬卿は三河と聞つるにと疑ひ給ひ堯孝法師はそのまゝ三河にしてよめり但シ雅世卿のみよ  
み給へるはやうく古とのすたれ待るなるへし又遙に年隔て林羅山先生の丙申紀行の三河  
の條に昔年菅野直道が史を讀しに持統天皇の三河に行幸の事を載たりしにいつこといふ事  
を記さす此比もはや傳を失しにや口惜と見ゆ又契沖の吐懐篇には引馬 吐懐篇印本下三十四六三河  
野は三河よりこなた也ともあなたには非すと書り是らの説も大方は三 是は三河にてもしたかはる

河わたりと思へるやうに見ゆ然を近比加茂真淵翁の遠江和哥考に万葉

れよりこなたえあなたには  
あらすトアリ

に載たる引馬野を定る其国の地也として其説云 此御幸は純日本紀第  
一冬十月見たりそれにも参河国御幸とのみ有て年中よりの事なるを翁

○按ニ年中ノ上脱文アリト  
ミユ

の今めかしく書れたるも心えず又同々に同地名は多かるものをまして  
遠江に引馬宿は侍れど引馬野と云はなしされは世の人の信を取むとて味方か原の三河ニつ  
ゝきたるゆかりとて引馬坂と云名を書なして引馬野引つけて書れたり又御幸の次手隣国へ  
も幸も有り云にはいともうけ難きにや此比は朝廷の文雅も盛に成て聊の事すらも餘  
さす洩さす典籍に書載られたる事なるをまして車 他国へ遷幸坐し事などはいかで洩さ  
るへき既に上に挙げ統紀にも幸の絶給へる国々の名は云に及はす号令恩賞の序までも変書  
載られたり然るを御幸の次手遠江までも遷幸ましくたらんにはなご国史に記ざるへきや  
又隣国へ民を課む事有て官人の至りてよめる哥なるへしなどの考は頗る支ひたる説なれば  
詳に論せずとも其非は明カ世いはゆる英雄人を欺くとはかゝる事なるへし

天保甲辰秋九月

七十四翁 鳩 臺 老人識

○按ニ大日本史七十四北條時行傳與本太平記ヲ引テ延元三年義良親王出テ鎮陸奥時行從京  
良親王航海先發於遠江今川範氏兵戰曳馬野之見土藤原雅康卿明應八年關東海道記  
ニ引馬の宿につきてあしたに野のあたりを見にまかりて 真萩原花咲秋になりませは猶  
や心の引馬のの露 十三日引馬を立てのほりけるに吉美の妙立寺にて曙のふじ有明の月  
にさたかに見え待りければ 横雲を引馬の里をへたて來てまたたくひなきふしの曙 泉



紙法師が名所方角抄に橋本は今の海道也世俗に引間と云ふ宿あり橋よりは五里也見付の府  
 と云ふあり府中と引間との中間天竜川とて二瀬をわたる大河有也 三河後風土記十一元龜  
 元年遠州引間城ヲ取立御普請事始アリ云々引間ト云ハ唱へ不吉ナレハ城地ノ名ヲカヘラ  
 ルヘシトテ濱松城ト改メラレケルトアリカ、レハ引間ヲ濱松ト改ラレシハ元龜元年ノ  
 丁ナレハ遠江ト云説モムゲニ<sup>説</sup>ナキ説トノミモ云カタカルヘシナホヨク考ヘテ定ムヘシ  
 サレト濱松トイヘルモイト古キ事ニテ和名抄敷智郡濱松<sup>破</sup>郡見土吾妻鏡ヲ治承五年閏  
 二月ノ条ニ遠江国住人云々到当国濱松庄橋本辺ナトアリ石外其辺ノ寺社ナトノ古文書ニ  
 濱松庄ト云丁ヲリ、ミエタリ委クハ予カ古哥名蹟考ニ云リ  
 安政四年巳十月コノ考ヲミテ富田常業云松下氏ハ度々逢シ人也彼人儒士ナレハ先年馬<sup>字</sup>  
 ノ丁ニ付己云漢音ハ常ニバ也万葉十卷ニ<sup>司</sup>馬野ト云ル旧訓アリ畧解ニハ集中馬ヲハ用  
 シ例ナシトテ<sup>司</sup>馬野ト改タリ然レトモ<sup>数</sup>々ニ云カケタル哥ナレバ旧訓ノ方勝ルベシ權馬  
 寮ノ馬モバニテ集中漢吳ノ音一定ナラサル例アルコト云リキ 其序ニ引馬野ハ旧訓ヒク  
 マ野トアルヨリ世々ノ哥人モ然ヨミ來ツレトモ此ハイナバ野ト云ベク思ハルイナ  
 ト云シ例ハ引佐因幡印南員余ナト見エタリ サルハ紀ニ麻績王流于因幡トアルハ国ノ名  
 ニハアラジニ河内ノ引馬ナルヘシ一子ヲ伊豆島ヘ一字ヲ血鹿嶋ヘトアルモ地名ニテ国ニ  
 アラス○野ハ今ノ伊奈村ノ原ヲイナバトモ云テ御馬村在麻績<sup>府</sup>官道ヲ隔本野原マテイト  
 廣キ平地ニテ其中ノ村里ニハ<sup>内</sup>稻葉山大善院因幡藥師稻場馬場村ナト引馬ニヨ  
 シアリゲナル地名ナリト云リキ  
 必此時ノコヲ云ルナルヤシ  
 コノ考今始テ見ルコトヲ得タリ

鳩臺再考には

て衣を染る物也されは此哥に衣にほはせと詠る世と云説ありこは書紀 書紀ハ統紀ノ誤ナルヘシ

に十月の御幸也と有を以て此比は萩花の有べきならぬはかゝる説を成せりされと古代の  
 に廣く物をよめる習也とてかゝるのやしき物を詠詠する事の有へきや  
 万葉と卵花を詠る中に榛を並へて萩山に詠るにて榛は萩なる事疑  
 なし萩に三河引馬野は萩花を詠る事世に名高けれは從駕の官人達の  
 時節はおくれたれと其まゝに萩を詠るなるへし又近き人の有に引馬  
 野をいなめ野とよめる説ありうけかたし予別にこの弁あり事長けれ

はこ、にもらしぬ 鳩臺老人の引馬野考千石コレ感心の至哉去ながら引現せる証例も有之又写ヒカメと見る処  
 も見え侍れは仰にまかせ末もて書入侍リ内賢 太田ぬしのみもとへに 敬雄  
 又此考に引もらし給へる古哥とも一つ二つ 敬雄

民部卿為家

前中納言定家

夫木十一秋二十首

引馬野にほふ萩原露ながらぬれてうつさむかたみ斗に

同 同 同

もろ人の衣するらしあつさひくまの野への秋はきの花

同 廿三雜四

承安二年同十二月東山哥合連日雪

清

輔

ひくま野にかりしめさせるあさち原雪の下にてくちそはてぬる

玉計集

子曰 忠度百首

忠

度

千代ふへき子の日の小まつ袖かけてひくまの野へにけふはくらしつ

秘藏抄



としく丸てさみとり月になりぬれは所さへなれ小松引馬野

右引馬野請羽田野敬雄主書寫之了  
安政四年八月下旬 御馬 鈴木光重近

明治十一年十二月十四日寫了

八九六 引馬野考

羽田野敬雄 稿

三河国名蹟考  
七卷抄出

・統叢考云持統帝行幸御馬地暫時設行在所其時号引馬野云々世人恐頓宮地建叢祠崇御所  
宮在御馬之東屬下佐岐村と云て建久年中藤九郎盛長引馬を改て御馬  
と号す 猶何くれと委云り或云  
今の佐岐野なるへし 本野が原佐岐原ヲツキ野トスルハ南北凡三里斗  
東西凡一里アマリモアリ

・三河藻塩草云宝飯郡也上古は廣野也しを四方より村落多出來て今

野と云むは僅に方十町余を存せり 來由は引  
馬誌に載ス

・二葉松云此所詳ならず弘三里許有とぞ知立野と云或は御馬野と云

・剛補松云未詳知立野 東牛田村野を云引馬の名に因て  
毎年馬買賣の市ありといふ 又御馬野と云又馬野また引真とも云

持統帝行宮所と云伊良胡明神も吉田城内天王も此帝を祀と云不分明 同名遠江国  
にもあり

・疫八雲御抄 十五ノ ひくま野 参河  
まはき 萬葉仙覺抄 十三ノ 引馬野三河也とあり。初撰名所集・哥

枕名寄 十九 松葉集 十五 等三河国とせり・藻塩草 六ノ 三河

・続日本紀 十五ノ 文武天皇大望二年九月癸未遣使於伊賀伊勢美濃尾張三河五国营造行宮冬

十月丁酉鎮祭諸神爲將幸参河国甲辰太上天皇幸参河国行所經過尾張美濃伊勢伊賀等国郡司  
及百姓叙位賜祿各有差十一月戊子車駕至自参河 类聚国史廿一 帝王同之 勝地吐懷篇 世四ノ  
此統紀文を引て云これに因は引馬野は三河吹但此時の五首中に伊勢の円方などをよめる哥  
もあれは定かたしといへ共先は参河にてもし違はそれよりこなた也あなたには非ず 又にはほふ  
はき原と  
ははりの水原也はりは日本紀兼獨衣と有て皮を服て染具に用る物也御幸十月なるにて  
意得へし 伴蒿疎か首書にも万葉考の説を引出てはりの説をうへなりと云り  
・加茂翁の万葉考 別記 云遠江国敷知郡濱松駅を古は引馬宿といひ 阿佛尼  
記見ゆ その城を近比ま  
て引馬城といひ城の傍の坂を引馬坂といひ其坂上をすこしゆけは大野 引馬坂トハ今ノ紺屋町  
ノ坂ナルベシト其国人ノ話  
ナリ  
ありそを古へは引馬野と云つと所に云傳へたり 此野三河原と云敬雄案六帖  
に三河原の哥あり其れは若飲  
別也さて此度三河国へ幸と有て遠江哥有るいぶかしむ人あれと集中には難波へ幸とて河内  
和泉の哥もあり紀には幸伊与温湯宮と有同度に集には讃岐の哥もあり其隣国へは次に幸も  
あり又官人の行至事も有し故今も其如也又思に幸の時近江の民をめし課る事紀にも見  
ゆ然は前だちて八九月の比より遠江へも至れる官人此野を過る時よみしも知かたし云々  
・同翁の万葉集遠江哥考にもまた東帰にも委く云れたり 万葉集解  
ア四十八モ  
此説によれり  
・按香妻鏡 五ノ 建長四年三月京尊親王關東下向条云廿三日丁未書鳴海夜矢作廿四日戊申書  
波津夜橋本廿五日己酉書引問夜池田  
・阿佛尼のいさよひ日記云こよひはひくまの宿といふ所にとまる此所の大かたの名は濱  
松といひし云々



・大日本史二百七十七 北條時行傳異本太平記引延元三年義良親王出鎮陸奥時行從京良親王航海先發遠江与今川兼氏兵戰曳馬破之

・堯孝法師永亨四年富士紀行云十六日はしもとを立て引馬の宿にも成ぬ引馬野は三川国とこそ思ひなうはし侍るに遠江国に侍はひかなることにか云々

・藤原雅康卿明應八年關東海道記云十三日引馬を立て上りけるに吉美キビの妙立寺にて曙の小じ有明の月にさだかに見え侍りければ痛本

横雲の引馬の里をへたて来てまたたくひなきふじの明ほの

・泉祇名所方角抄六十云橋本今の海道也世俗に引間と云宿あり橋よりは五里也見付の府と云有府中と引馬との中間天竜川とて二瀬をわたる大河有也云々

・本朝三國志五三河国卧蝶領主大河内備中守ト云者アリ中畧遠州引間ニ城ヲ築キ云々吉ナレバ城地ノ名ヲ替ラルベシト濱松ノ城トソ改メラレケルトアリ

・改られしは元龜元年の事なれば遠江と云説然むか猶能考べし ・されど濱松と云るもいと古き事にて

・和名抄敷智郡濱松波万郡と見え吾妻鏡六治承五年閏二月条遠江国住人云々到干当国濱松莊橋本辺ともあり猶森殿彈守加茂連久家文永十一年六月七日ノ古記新宮御領遠江国濱松莊内岡部郷云々

・濱松成子坂東漸寺今川氏在判文書遠江国濱松庄内東漸寺領分田畠屋敷之事云々永祿九年丙子八月大日云々駿河沼津辺ナル香貫村靈山寺鐘銘濱松庄引間廣沢山普濟寺云々永正二年二月十七日敬白とある由なれば濱松はオホナ大寺なるへし

・因云此靈山寺鐘ハ貞治三年遠州府中蓮光寺ト云寺ニテ鑄始ソレヲ三州興郡法藏寺へ持行キ永正二年ニ普濟寺ニ到來ノ由其銘ニ見エタリ其銘ハ新居人有鷹ガ写送レル也コハ渥美ノ郡高松村法藏寺ナル由旧寺旧墓焉ニ云ベシ

・万葉一 二年壬寅太上天皇幸于参河国時歌

長ノ忌寸與麻呂

引馬野尔保布藤原入乱衣尔保波勢多鼻能知師尔白松ホモ名

・投二年ハ大皇二年太上天皇ハ持統天皇ニます也

・此哥夫木十一秋ニにも載て二句にほふ萩原とあり

大江匡房

春かすみ立かくせともひめ小松ひくまの野へに我は來にけり白名モ名

・統古今 四秋上

式子内親王

かり衣みたれにけりなあつさ弓ひくまの野への萩のあさつゆ白名モ名

・此哥万代集 四秋上 秋哥中にと有て二句みたれにけり五句萩のれらつゆとあり

仲 実名哥俊頼トリ



ひくま野のかやか下なる思ひ草またふた心なしとしらすや 白松モ  
民部卿為家

引馬野にはふ萩原つゆなからぬれうつさむかたみはかりに モ  
前中納言定家

もろ人の衣するらしあつさ弓ひくまの野へのあきはきの花 本松  
此哥拾遺愚草には二句心なるらしとあり

万代集 四秋上 には覺喜女御入内屏風とありて二句心いるらしとあり  
從二位家隆

同 秋十三 家集秋哥中  
ひくま野にほふ萩原入みたれなくやをしかの秋のしら露 白松  
此歌壬二集にあり

同 廿二 承安二年閏二月東山哥合連日雪 清  
ひくま野にかりしめさせる浅原雪の下にて朽そはてぬる 白松  
忠 輔

玉計集 平忠度朝臣集 子曰  
千代ふべき子曰の小まつ袖かけてひくまの野へにけふはくらしつ 松  
忠 度

千五百番哥合 春一  
姫小松ひくまの野へに子曰して手毎に千代をかさしつるかな 白松  
顯 昭

富士紀行 引馬野も此国ぞかしのつくならむと分明ならぬと 藤原雅世卿

旅人の乗るより外もひくまの野への秋萩はなやみたれむ モ  
十六日橋本を立て引馬の宿にもなりぬひくま野は三河國とこそ思ひならはし侍るに遠江に侍るは 国 萩本  
いかなることにか あしたのほと野をわけ侍りしに虫のぬいとせし

富士紀行 堯 存 法 師  
あかなくに分こそ來つれ虫のねの袖をひくまの野への朝つゆ

引馬の宿 馬橋本 につきてあしたに野のあたりを見にまかりて 藤原雅東卿

關東海道記 まはき原花さくあさにならませはなほや心のひくま野のつゆ

同 十三日引馬を立てのほりけるに吉美の妙立寺にてあけほののふし有明の  
月にさたかに見え侍りければ

同 同横くもの引馬の里をへたて來てまたたくひなきふしの明ほの  
秘藏抄 としくれてさみとり月になりぬれば所さへなれ小まつひくま野

○安禮乃崎  
三河藻塩草云宝飯郡にあり古へ東面に入江有て其中央の出崎なれとも中由大風津浪の爲  
七〇一



に左右の江を埋めていま崎といはむかたなし

・統叢考云御馬湊の洲崎也 ・白云所は碧海郡なりといふ

・万葉仙覚抄<sup>十三</sup>安礼の崎<sup>三</sup>河国 ・八雲御抄<sup>五ノ</sup>あれの崎<sup>六</sup>万

・名所方角抄<sup>印本</sup>云然菅渡村あれの崎出生寺細に不用文

・松葉集・藻塩草<sup>五ノ</sup>・哥枕名寄<sup>十九</sup>・秋麻覚・类字名所集等當国トセリ

・岩瀬尚則云引馬野は御馬野にて今の佐藤原なるへし安礼乃崎は御馬の西隣に平野と云

る村海辺にあり此所なるへしさるは後に荒と云語を忌て<sup>四</sup>と改めたるなるへしさる例は

何処にも多く有番也さて彼海辺にて南海を見わたせば<sup>一</sup>らご崎辺大島小島蠅田がはなな

と重なりて万葉に榜たみ行と有によくかなへりと云リ

・万葉一

何所尔可船泊<sup>ハ</sup>為良武安礼乃崎<sup>多味</sup>行<sup>之</sup>柵無小舟<sup>白松名</sup>

・此哥引馬野にほほふ榛原の哥の次に載たり

・万葉略解<sup>四十九</sup>云あれの崎は和名抄美濃不破郡荒崎見ゆ此幸に美濃を経給小由紀に見

ゆればこれ歌されど三河ならむか可尋と云リ

・不木廿六雑八にも此哥を載て題不知<sup>あれの崎</sup>高市黒人万一<sup>いつくにか</sup>ふなとめすらむ

あれの寄こき出て<sup>い</sup>にしたななし小舟とあり

・藻塩草<sup>五ノ</sup>いつこにも舟とめすらむあれのさき漕出て行たななし小舟とあり

○御馬

・宝飯郡にあり

・東国紀行

野かひする時し待えて名にしあふ御馬の里にいさみやすらむ

・同 同し里の濱辺にてよめる 題しらす

わたつみのかさしにさせる白たへの波もておくれおきつしま山<sup>六帖三</sup>

・三川藻塩草云此哥古今<sup>十七</sup>雜部<sup>入</sup>哥のさまさも似たり書遣へたるにや然共多年此

通りにて書傳へたれば其ま、しるす

・牛久保密談記云柴屋紀行<sup>西</sup>細鵜殿三郎宿所書通り湯漬あり伊奈といふ所牧野平三

郎家戒一日逗留又興行 卯花や波もておくれ沖つ島 宗長 此城上島といふ名をよそへ

て後 わたつみのかさしにさせる白砂の波もてゆる淡路しま山 宗長 とあり

(毛) 三川国藻塩草 御馬入渡辺鶴翁著 類名所类字集 細川幽齋著

(目) 参川名所記 新城へ太田白雪 類秋ノ寐覚 有賀長伯

(名) 哥枕名寄 〃 〃 本类字名所補翼抄 契冲法師

(松) 松葉集 六字堂宗惠 〃 〃 外类字名所外集 同



統紀一 文武天皇  
大宝二年壬寅太上天皇幸于参河国時歌

長忌寸奥麻呂

七〇四

引馬野尔仁保布藤原入乱衣尔保波勢多皇能知師尔

引馬は世々の哥人ヒクマと訓、來れとも古書に三河、国の地にヒクマと云ヒシ証例見当ラ  
ず按に是は引馬なるへし引をイナと訓たるは和名抄遠江国郡名引佐伊奈また因をも国名

因幡ハ奈またムの音なれともマに通して用る坎又和訓兼、馬をマ

リ馬はメの音なれともマに通して用る坎又和訓兼、馬をマ

と訓ムはウマの略世唐音もマなりと云リ扱この馬、字は漢音

バなりバとマは古へ互に通はし用たる例多し古事記、久尔

能麻本呂婆、日本書紀には麻保羅摩と有リ、顯宗紀に天皇大

命良麻詔、武烈紀ニ御裔僕など猶詔詞に多見えたり、是らの良麻の麻は音の意なりむ音は物の中よ

含てある也然るを詔詞解に麻は、和名鈔武藏国郡名多磨婆、婆今はタマと云リ古事記に述比婆理

景行紀ニ珣比麻利とありまた、曲ツツバカ暫シバラク結シマリ絞セマシ、是らを見て思へば引馬野は

古へはイナバマと訓しにやあらむ、野は古言に又と云リノと云は後世移りたる言也三河、

国に古へイナバと云る地ありそは天武紀四年四月辛卯三位麻績王有罪流于因幡三河一子流伊

豆嶋一子流肥前地血鹿嶋と有て因幡は国の名に非ず三河、国の地名にてこゝに引馬と云るは此地

なるへし此地古はいと廣かりしと思はるそは伊豆島駿河、国の内也、国に非ず下編年集成に

此天武天皇白鳳九年七月割駿河国置伊豆国と見えたり、此流罪の時より、血鹿嶋は肥前、国の内也

五年の後也

のつれも国を云には非ず然るを万葉集一ノ麻績王流於伊勢国伊良虞島

之時哀傷作歌、打麻乎麻績王白水郎瓦哉射等菴荷四間乃玉藻苺麻須

麻績王聞之感傷和歌、空蟬之命乎惜美浪尔所显伊良虞能島乃玉藻苺

食、石案日本紀曰天皇四年乙亥四月戊戌朔乙卯三品麻績王有罪流于因幡一子流伊豆島一

子流血鹿島是云配于伊勢国伊良虞島者若疑後人緣歌辞而誤記乎、代匠記ニ云目錄の有元

あまたあり云々すべて目錄無リしを後人のまじるしに加へたるものと云しきこの端書に

よる時は伊良虞島古へ伊勢国に付たる時も有けるにやとも思はるれと是は後人の端書を

造るとして誤りて伊勢国とは書る成へし此島今は三河、国の地につ、きたり按ニ此左注は

と後に書たる幸しるしさるは書紀に因幡と肩を国号と心え誤て疑を起せる也因幡は三河

国の因幡へ流スと云幸なるへし其イナバニ、の引馬の地にて古へ室飯郡をかけたのと廣

く伊良虞も因幡の内ならむ吹伊豆島血鹿島にくらべて廣き地なるへしと推量る、世され

は引馬と訓るは文字によりて点を誤れるものなるへし

追考馬、字は漢音バにて万葉ヤ口国栖等之春菜將孫司馬乃野之教君麻思比日と有て司馬

野は旧訓シバ野とあり畧解には集中馬をバに用し例なしとて司馬野と改たり然共數に

云かけたる哥なれば旧訓万勝、レ催馬寮の馬もバ  
にて集中漢吳の音一定ならざる事外にも例あり  
袋草帛云後撰集條ニ天曆五年十月日、九百十一年ナレリ万葉、詔坂上望城源順紀時文中臣能  
宣清原元輔等於昭陽舍令詭解万葉集之次令撰之、号、梨、壹、〇此集かな付る事拾遺抄万葉集點

七〇五



ハ天曆凡今九百の帝の御時廣嶺女御のす、め申させ給ひけるに依て源順能宣元輔望城時  
文謂之梨に和して昭陽舎梨於て万葉集ニ和点を加へしめ給ふ是を古点と云り其後法成寺  
關白道長公上東門院七十七年余七十八彭子道長に参らせられむとて漢字外假名の哥別にかゝしめ給  
ふ藤原良経其外大江佐国藤原寺言権中納言匡房源国信源師頼藤原基俊等各点を加へ  
らる是を次点と云り又権律師仙覺點を加ふるを新点と云三  
仙覺與書元元年鎌倉將軍賴朝行命  
して寫さしめ給ふ本の外に三本の證本を加へて  
書す七三条家の本を以て校合すと云へり  
奥書文永三年云々五百七十四年次文和三年云々  
梅增都成俊興高四九二年宝永六年三月上木この新点を後嵯峨

院御宇に獻上仙洞奏狀曰云々此狀天聽ニ達するに依て獻感有て万葉集得業のよし院宣を  
下給ふ続古今集めし加へらると云々詞林米葉ニ有とあり仙覺調る所の新点本は正二位  
前大納言征夷大將軍顯經 御本松殿入道殿下基房公御本中納言光明峰寺根政左大臣家  
道家公 御本鎌倉石大臣家 東朝公 御本 六條修理大夫經盛 本彼本有以三條  
後京極殿息 正三位修理 大夫顯季息 石大辨光俊入道眞親光親 息 本 己上本を以て校合せしめ古点次点は墨をも  
て点之新点は朱を以て点之と有

詞林米葉写本十卷 本本 采門由阿古本ハ片カナ後本ハ平カナ万葉集中名所枕詞故事等ヲ庄ス云々  
貞治元年壬午十一月撰 されは梨壺の人たちは都に在て三河国の因ナバと云る地名を  
らす文字に依てヒクマノと点を付たるよ依て金葉集匡房哥も石の点によりてヒクマノと  
詠たるにより世々の哥人も其に習へる成へし然はヒクマノと云は古点新点共に用かたか  
るへし其哥は末に出せり

天曆ハ凡九百十餘年ニナレリ万葉ノ撰トハ凡三百年ノ後ナリ

万葉集引馬野の哥は千五百五十年余なれリ又云此集廿卷あれど奥には一二卷と今の十  
三十一二十四卷を本の三四五六の卷にて此大卷を万葉集とは名付られし物とす。此  
万葉集は高天皇の御時神皇正統記諸兄大臣撰へりと世継の物語に見ゆ云々今千百年  
余なれリ。金葉集は七百七十年余なれリと世継の撰也  
古へ引馬の地は總領郡をかけたの名なるへしさるは国号上古は總領國は引馬にて二字の御定  
に依て也今飯守に誤り來レリ望川等ホノ川なるへしと三河国とニケ国なりし事旧事紀ノ国造本紀に  
又豊川もホノ川なるへし但フホウの音も有て通へり  
見えて總領國は設祭郡と八名郡邊美郡と四郡の地なるへし三河國は加茂額田碧海嶮豆の四  
郡なるへし總郡を割て設祭郡を置事延喜式廿民部上頭書に見えたり日本風土記豊川天依川  
るは非いま本宮山と云るは總領山の意にて其本より平なる所は一円海辺をかけて伊良虞の嶮  
なり今奥郡法美郡あり因幡國に法美郡あり其法美郡内にさるは船葉の上に  
まで船葉と云りしなるへし今奥郡法美郡あり因幡國に法美郡あり其法美郡内にさるは船葉の上に  
ある總山と云意にて名付たるにやあらむの名の残りたる成心 さて今の世に今船馬印入など云  
る地名も其名残なるへしイマとイナと通へりオー音讀ニ通ナリ 宝飯郡内に伊奈村有、此原を伊奈原と  
て船葉ともいふさて又イナとは古イヤとも通ひて集る義にて本草の多く茂れるをいふ船  
云るが如しイマイナの例は同オサシ穴アイイマ原は廣き所と云意にて是イナバの名の残た  
など也是等ノ筆船荷神社有証ニ委ク云リ 原は廣き所と云意にて是イナバの名の残た  
る成へし今は在船村の原と 此原本宮の卒をかけて廣き原也又印内誤なるへし田原正に同名ありと  
云地あり但シ小坂井村の小名也また宿村四ヶ村ノ船葉山大善院と云る修験寺あり此山号此山  
七〇七



云るより付 又牛久保村に因幡蔡師あり 是も地名に因て京都の因幡蔡師を写したるなり 鍛冶村と古郷村との入會地に稻場と云所有て近年聊地の争あり其隣に馬場村あり 馬とイナとも通世馬声の二字を万葉集にイの假字に用たるも嘶声に依たる獸の名なるへしまた御イナは馬啼の意なるへし馬をイマと云るは俗言に非ず古言と聞えたり

大和物語ニ篠塚のうまやくと待陀レ君はむなしく成ぞしにける 篠束殿は和名抄三河国宝藤郡井村の北牛久保村の間にあり此辺古へは廣く篠束の宿なるへし今も宿村古宿村も名あり 又六帖ニ東路のうまやくとかそへつゝあふみの近く成かうれし さ 東路の里の遠くもあらなくにうまやくと君をまつ哉 かく

あれは是れも古馬と今と通し例也 また和名抄ニ望理と有は今国府村南に森と云あり望理のなごり成べし 又南田と云ル地モアリ マガリと訓たるは馬の上の略なるへし上總国馬來田を和名抄に望理郡とあり されはウマのウを略マウなるをマガリに用しなるへしガリは上にて縣の意にて上は水田の上たるを云リは処居ノ意にて村里の争を云リ和名抄伊勢郷名物理呂井とありまた備前国磐梨郡にも物理あり此辺に五井と云る所こ、かしこにありみな望理のガリの轉たる名ならむ歟 五井とは五井の略か御油宿も古は五井と云りと古志の語あり中古

は八幡村に宿の有つるを今の地へ移したりと云リかの八幡に上宿と云る地名あり又弥五ろうと云る地あり 本坂道往來南方面中に弥五郎天王と云る社有り三四尺許聊なる祠也是によりたる地名に八幡はものイマバにて引馬と通たるより誤りたる名なりむ歟然らば弥五ろうの弥も綱の名にてイマもイナもマと約れりさて五ろうは五井と同言にて宿を云る号となれるにやあ

らむ下五井と云るも度半津今橋は高地下五井は地のひくき宿と云意にやありむ 度半津は今の半呂村なるへし普賢寺のうり渡り場なりと云説あり半津を不津と云る事あり国造本紀ニ生江と有は此地歟 望理にてガとゴと通ひりを口井とも云リ口井を口ウと移して弥五ろうとは云る成へし井とウと和行にて通へりに 但し是は試ハ八幡村は古へ国府の有し地にて大江定基の屋敷跡と云る地もあり平尾村に馬場と云る地名もあり是れも馬と云リしか今はヲをンとはねて呼來れるなるへし ラマとイマとも古へ通じて同言セヲをウと云例は此 ヲウヲ免 ヲウサキ 現 ヲウツ 綱ウツ 叫 ヲウメク 嘘 ヲウツ 頂 ヲウナシ 魚 ヲウヲ 羊 ヲウマ 馬 ヲウマ 今 ヲウマ

然とも假守意へれとも中昔より二のかたは假守の事は取用になり巨レ猶云は古も例なればラマをオマとも云べし さるは和名抄遠江国敷智郡尾間とあり尾はヲの假字なるを尾の引音於なれば其餘音をのみ書たる故於に移りたるなるへし今御馬と云御も其類なるへし是らの村々古へはみな引馬野とも云べき平かなる廣き原也また 今と云地は源親行紀行に豊川といふ宿を打過るにある者の云をきけは此道は昔よりよくるかたなかりし程に近き比より俄にわたふつの 馬 道といふに旅人多くかゝるあひだ今は其宿は人の家あをさへ外にうつすなとそいふなる 今 道新道の意にありすイマの 此比の吉田宿を今橋の宿といへり 今 の地にかゝりたる橋なればなるへし 今 嶺にても有へし 此地馬見塚の地内なり城中千貫

橋と云るは馬見塚村仙具菴の寺地なればしかいふとぞ馬見塚は馬海洲処の義なるへし 須加とは高砂のある所の名也 横すか白すか高すか大すかなといへり塚ともかよふ音なるへし 此地形海へ 城主代か時は城中所々に是より西馬見塚村地内と云る立丸所々に立と云り



差出たり故端田とも今端とも云るにや町を馬町と云り吉田城中八町ト云近年城を廣むる時外へ押出して家を替地へうつしたり新町と云るに元新町と云る有り今新町と云るあり今は馬町の替地なるよし云傳へたり今橋の名忌はしとの聞えあれはとて今川家の時吉田と名をかへたりと云り關屋といへる處に橋はかりたり今は城内となれり新町と云るも其時よりの名なるへし其比は橋有し事この吉田より南を南郡とも奥郡とも云へり伊良湖をかけたの名也南にある村里なればしかのへりと誰も思へとは伊奈海郡にてはあらしか渥美郡は郷名に安久とも有り又東鑑三河国飽海本神戸新神戸といふ事も見え今飽海村と云るもあり此南郡の地伊良湖近南西の方へいと永く細く十里許も差出たり海に飽と云によしあれはこゝにまづ云へり田原の近辺に今田村あり今はイマイナの訓によしありまた田原も縮によしあり又此近くに印内と云村あり是もイナとも訓へければ伊奈海郡こゝに引出たり

首書 惣国風土記八名郡下南限波多湊とあり此郡今は海なれ故案總郡の別にて縮の義にて通へハ名郡にてイヤはイナとも通へり馬見郡の西羽田と云處あり八名郡波多湊は此地ならむか又在古は八名郡渥美郡と一なるへくも思はるゝ

醉馬は善馬と云しを里言に醉馬字に誤れりと聞えたり馬伏村は縮生磯の義取磯をしと云る事志摩国タフシ又高し細し明しなとみな磯をシと云り又法美村あり總奥の義にて因幡へ流と有もよしあり和名抄因幡国法美郡あり又法美郡此下前ニ云リ可余

に縮羽伊奈とあり是らもよしあらむとて引出せり上ノ首書ト八重テリ合セテコニ引ヘシ

惣国風土記八名郡南限波多湊と有は今の羽田又奥郡畑村取今の八名郡ならむか然は羽多湊は今の畑村と見る時は此地も古へ因幡の地にてイラゴに近くよし有げ也又イナバの嶮は端の意取郡は古へ西郡南郡奥郡など大名に云つらむ今其名残れるなるへし

○又疫引馬野尔をばイマノ又二と訓へきにや引をイに用し例は見えされども印をイに用し争和名抄又万葉にも見えたり今と云る地名は右に引出たるが如しつれにも引馬と云るより処は三川の地にさうになし又云右惣国風土記八名郡下南限波多湊ニヶ所泉ニ磯浦大ヶ所云々アリ今ノ地ニハ湊磯浦ナド云ベキ地ナシ故渥美郡モ八名ノ内ナリシ證ナリ

○遠江国には後世の書ながら引馬と云る地名あり吾妻鏡四十一宗尊親王下向條ニ廿三日書鳴海夜矢作廿四日晝渡津夜橋本廿五日己酉晝引間夜池田阿佛尼のさよひの日記云こよひはひくまの宿といふ所にとまる此所大かたの名は濱松といひし云々大日本史に異本太平記を引て延元三年義良親王出鎮陸奥時行從京貞親王航海先発抵遠江与今川範氏兵戰持統天皇幸三河国文時若東鑑凡五百年後之書也奥馬野破之永享四年堯孝法師が富士紀行ニ十六日橋本を立て引馬の宿にたりぬひくまは三河国とこそ思ひならはし待るに此已下羽田野敬雄カ三河国古名蹟考ニ引ラ出ス

遠江に待るはひかなることにか藤原雅康御關東海道記明應八年云引馬野を立てのほりけるに吉美の妙立寺にて曙の小じ有明の月にさたかに見え侍けれは横雲の引馬の里をへたて来て又たくひなきふしの曙泉祇が名所方角抄橋は本海道也世俗に引間と云宿あり橋よりは五里也見付の府と云有り府中と引間との中間天龍



川とて二瀬をわたる

○三河後風土記 土 元龜元年遠州引馬城を取立御普請事始有り云々引馬と云唱へ不吉なれは城地の名をかへらるへしとて濱松城とぞ改ける。加茂真洲の万葉考別記、遠江国敷知郡濱松駅を古へは引馬の宿といひ阿佛尼のその城を近比まで引馬城といひ城の傍の坂を引馬坂といひ其坂の上を少しゆけば大野有りそを古へは引馬野と云つと所に云々傳へたり此度三河国へ幸と有て遠江の哥なるをいふかしむ人あれと集中には難波へ幸とて河内和泉の哥も有り紀は幸伊豫湯湯宮と有て同し度集には讃岐の哥もあり其隣国へは次にも幸もあり又官人の行至争も有し也今も其如也又思に幸の時は近き国の民をめし課する争紀にも見ゆ然は前だちて八九月の比より遠江へも至る官人此野を過る時よみしも知回し同人の遠江哥考にも委く云れたり。万葉略解も此説によれり

○常夜 此幸は諸国蝗災大風の難三河国第一なれはなるへしそは続日本紀卷九文武天皇大室元年八月甲寅播磨淡路紀伊三國言大風潮漲田園損傷遣使巡監農桑存問百姓又遣使於河内稷津紀伊國營造行宮兼造御船三十八艘豫備水行也辛酉參河遠江相模近江信濃越前佐渡但馬伯耆出雲備前安藝周防長門紀伊讚岐伊豫十七國蝗大風壞百姓所舍損秋稼こは甲寅とは八日違へれとも国の遠近にて同時の天災なるへし同二年九月辛巳十七日駿河伊豆下総備中阿波五國飢遣使存恤癸巳十九日遣使於伊賀伊勢美濃尾張三河五國營造行宮十月丁酉三日鎮祭諸神為將幸參河國也甲辰十日太上天皇幸參河國令諸國無出今年田租云々十一月

丙子 十二日 行至尾張國尾張連若子唐賜姓宿祢國守從五位下多治比真人水守封一十戸  
庚辰 十六日 行至美濃國梭不破郡大領宮勝水外從五位下國守從五位上石河朝臣毛封一十戸  
乙酉 廿二日 行至伊勢國守從五位上佐伯宿祢石邊封一十戸丁亥 廿三日 至伊賀國行所經過尾張美濃伊勢伊賀等國郡司及百姓叙位賜祿各有差戊子 二十四日 車駕至自參河免從駕騎士調と有幸參河國の下に令諸國とある諸字はコノと訓へきにや此幸に經過し給ふ國々の國郡司及百姓叙位賜祿各有差と有、三河國を除たるはいかなる故有てならん諸國を此國と見る時は三河國の郡司及百姓も其中にこもるべかめれと猶國守の名の見えざるは不審し石の如、蝗と大風との天災十七ヶ國の中にも三河國第一の大難と見えたりさて御幸は御舟にてや有けむかレ然ともいづれの海よりともなければ知よしなけれど河内稷津の海なるへし都に近ければ也先年に河内稷津紀伊國へおふせて御舟を造らしめ給ふこと見えたりは其御舟をや用給ひけむかレ鎮祭諸神為將幸參河國也と有は海上遠くも有又伊良真島廻は朝五為て浪あらし所なる事伊勢國へ幸キの時の人麻呂の哥にてもしるければこの幸には殊に諸神を鎮祭給へるなるへし九月行宮を三河にも造營せしめしはこの幸の爲也十月甲辰日は宮所を立せ給ひし月なるへしそれより十一月丙子日<sup>十一</sup>まで三十日許の事見え又三河國へ御舟の着せ給ふことも見えすいづれ國府近き所に行宮は有へき事と思はる也 御舟は皇飯郡御津へ着給ふと云傳へたり御津神社延式當國皇飯郡に在、和名抄郷名御津美とあり國名神名帳正三位御津大明神座皇飯郡とあり又德実象三十四御津神トアリ



今御津庄と云る村<sup>十ヶ</sup>村有て御津神社あれは廣石村を親村として産  
御馬村鈴水光重云庄号ハ  
土神とす其村々は廣石御馬平野西方森下大塚赤根繁松丹野山上のト  
御津ニアラシ稜津ト書來レ  
古き地名也この御舟の着たりと云るはさも有へし世御舟の着たりしより御津と云へりと  
御津ニアラシ稜津ト書來レ

云説は非<sup>下</sup>なるへしそは總国風土記ニ御津神社圭田五十六束所祭下照比咩世天武天皇四年  
乙亥二月始奉<sup>下</sup>圭田加神礼とあれはこの神社より早く御津と云る地名は有し事知る、也  
天武天皇四年ハコノ幸<sup>下</sup>文武天皇  
大皇二年ヨリ二十三年前ナリ  
御は真<sup>下</sup>と同意にて川を三河山をミヤマまた嶺をみぬ路をみち雪  
をみゆきなどのミにて添ていふ詞なるへし

○行宮の有し所はいつこならむ今<sup>下</sup>在臨村に御所宮と云る社あ

り此地古へ行宮の有し所と云り又貝原氏吾妻路記云宮地山  
を今はた、山中とのみいふ昔持統天皇行幸ならせ給ひて頓

敬雄カ三川国古哥名蹟有ニ  
統叢考云持統帝行幸御馬地ニ暫時設  
行在所其時引馬野云々世人恐<sup>下</sup>御  
地建<sup>下</sup>叢祠崇<sup>下</sup>御所宮在御馬之東屬  
下佐政村云々建久年中藤九郎盛長引  
馬ヲ改テ御馬ト号ス猶ナニク<sup>下</sup>ト委  
云リ或云今<sup>下</sup>在成野ナレハシ

とがや君かあたり雲井に見つ、宮路山とよめるも頓宮の跡なれば雲のとつ、けたるにや  
とあり和漢三才図會云宮路山在宝飯郡赤坂山不甚高三河藻塩草云宝飯郡赤坂の西南あ  
たる

授ニこれらの宮路山の説いが、ありむ宮路は山中より西に在て東鑑<sup>下</sup>平<sup>下</sup>頼朝御關東下向  
ノ条建久元年十二月十八日小<sup>下</sup>熊十九日己亥入夜令<sup>下</sup>宿宮路山中給<sup>下</sup>廿日橋本云々仁治道之  
記云矢はきといふ所を立て宮路山を過るほとに赤坂と云宿 宮路山中トハ今ノ本宿也山中ノ宿ト

あり。平家物語矢矯宿をも打過て宮路山をも越赤坂の宿と  
聞えたり ○催馬染貫河云々やはきの市に沓かひに行ん

云シコ凡四百也七郷トナレ破池本  
宿山綱舞木市場衣文大畑是ラ山  
中ト云リ

沓かは、ちかいの細しきをかへ白かぬの目ぬきのたちをさしはきてうはもとりきて宮路  
かよはむとあり矢作近<sup>下</sup>所なるへし宮地の池は今山中郷内<sup>下</sup>鉢<sup>下</sup>地<sup>下</sup>村と云有り本は破池と  
書り池を破りて田地となしたる村也其破<sup>下</sup>たる所を字<sup>下</sup>かき崎といひ又水の多き時溢れ落し  
たるたがひと云所のさま今見るが如しきはめて此地なるへしまた宮地の八<sup>下</sup>幡<sup>下</sup>と云るは今  
の舞木八幡なるへし宮地は宮寄の古名にて古キものに宮瀧村と書たる有りと宮路村角兵  
衛と云人文化の比逢たりし時かたれり 常云其村の末に龍尻村滝野などのふ<sup>下</sup>地<sup>下</sup>もありて宮  
龍なりし事は疑なれサキの約<sup>下</sup>字<sup>下</sup>となれるなるべし古へ此川を郡境として是を宮路川とも  
大谷川とも云<sup>下</sup>て岡崎にて矢作とあへりと思はる今額田郡萩村の水帳に宝飯郡と有<sup>下</sup>も此郡  
今の額田郡に入混し時も有し成へし和名抄には宝飯郡宮路<sup>下</sup>知<sup>下</sup>美也とあり古へ郡の幸いとみ  
たりなりし也隣国尾張国八郡なりしを今は山田郡なりし遠江国十四郡なりしを今は十二  
郡となれりかゝる世も有つれば考合すへし但し又今の宮崎川より南をかけた赤坂の南の  
山をも宮地と云しにても有へしさて此幸は十一月丙子<sup>下</sup>日<sup>下</sup>より尾張国美濃伊勢伊賀を經  
過し給承<sup>下</sup>辛前<sup>下</sup>に統紀を引たるか如し

因<sup>下</sup>幡野<sup>下</sup>の争につき俗談あり己古宿村<sup>下</sup>菊次<sup>下</sup>と云者に逢たる時其村<sup>下</sup>辺に因<sup>下</sup>幡<sup>下</sup>と云る地名あ  
りや引馬は古<sup>下</sup>イナ<sup>下</sup>なるへしと云るに付て今<sup>下</sup>綿場<sup>下</sup>と云所あり本は古宿村の地にて有つ



るを近年鍛冶村と入会になれりと云り四十年許りにもや成ぬらむわが古宿村の内船場と云る野地かた下の地にて田畑にも成がたく有つるを花井寺其を買持て林にせむと有つるに村中相談の上金六十兩許にて賣たる時鍛冶村より其船場の地は此方の地なりと云し出して争となり吉田役場へ許へしによりて西村めされてたし給ひぬれど互に証如なれば何の地とも定の匡くて冒田小藤次と云人其地の下見分に出られける時鍛冶村はかの船場へは遠くして付べくもなしとあるに船場と称へ來れば船を干地也古宿村は畑許りの村にて田方なれば船場といふ所有べきよしなしかれ鍛冶村の地の證也と云り然らば是まで古宿村のもの此野地へ草木を我物にして蒔に來りつるを其まに可差置やうやはあるといはれけるに道遠ければ鍛冶村の者は自ら入來らずと云りさらば入会なるへし船干場にてあらば後に船を干ことは鍛冶村許り乾べし草木は入会に蒔へしとて其争はやみにけりさて鍛冶村は道遠ければ其後船を干こともなし引馬野の内と云る事なりは争はあるましき事なりける者をと云り

○藤原は萩原の借字なるへし万葉拾遺抄にほふはぎ原入乱とよめり 萬葉考又遠江哥考にも萩の哥とせり同代匠記同略解同燈などには藤の事として十月十日に都を立せ給ふみゆきなれば萩に非と云るはかたくなるへし集中萩に藤字を用し事例多し考を見て知へし船の降までは葉も有て花のさくも有世引馬の幸羽田笠の三河国古哥名蹟考に人々の説をあけたり開き見るへし

凡千五百五十年余 引馬野の哥は前に挙げたり  
凡千五百七十年 後ナリ  
金葉集 春 百首哥の中に子曰の心をよめる

大江匡房

春霞立かくせともひの小松引馬の野辺に我は來にけり  
凡六百三十五年 秋上  
統古今

式子内親王 凡七百二十年

府衣みたれにけりなあつさ月引馬の野へのはきの朝つゆ  
堀川百首 仲実 夫木 十一 烏家 同 定家 同 十二 家隆 夫木 廿三 清輔 玉計 忠度  
十五百番 顯昭 船有へし後世の哥なればこのみはとてもらしつ コノ七 首更ス  
又羽田笠の名蹟考には遠江国引馬の哥堯彦法師の富士紀行藤原雅康卿の關東海道記の哥をも引出たれともこゝにはもらしつ近き世のものなり

八九八、三河国旧地考目錄

三河	引馬	淡海縣	碧海郡	幡豆郡	設樂郡	總国	宝飲郡
八名郡	鮑海郡	二見道	伊良直	依海原	端田	宝飯郡	矢作
安礼崎	八橋	貫河	四極山	今橋	二村山	望理	然菅渡
和田心津	二川関	二川	免足神社	日長神社	謁橋	猿投	大谷川
大津	鳥捕	宮路池	宮路八幡	山中	国府 三川總	總湊	生江 わたふつむる
山細	あれの崎						

八九九、八橋の里といふはわか住堤の里よりはすこしへたたりてあれといみしうとほくはあ  
うすなむその八はしの名所のゆゑよしはふるき書にもしるく又風流士の倭歌はさらなりか  
らうたにもくさくさつくりてふるきあとの名たゝることはおしなへて世人のしりぬはあら



しかしさるはいにしへ在原業平朝臣のあつまのかたにすむへきかたもどめにものしたまへる道のゆくて八はしの里にてやすらひたまひしをりしもその擧にかきつはたいとおもしろく咲みたれたるをみてかきつはたの五もしを句のかしらにすゑて旅のこゝろをよめどす、むる人なむありければやかてから衣のうたをよみいでたまひしよりおのつから三河の国の名ところとはなれるにむあはれいまはあまたのとし月をへてその跡もさたかならねとかきつはたはこ、かしこにおひたれはさなから昔のおもかけのこれりをもく、そのいにしへをかそふれは朝臣の世をさりたまひし元慶四年といふ歳より來む年の明治の十あまりふたとせこそ千歳の春にはありけれことし五月一日かきつはたの色香えならぬにいよく遠きむかしのしきしのはれて水ゆく川のくもてに心をくたき八はしのはしたなく恋しきにいささか同じ心の友とちをつとへ此在原寺にまとぬのむしろをまうけて朝臣のうつしをこれの小床にかけいつきてむかしをおもひつゝ、そのみたましるに

八橋のあさ澤ぬまのあさからすこゝろに掛けて君をしそおもふ  
やつはしにいまはたにほふかきつはたそのいにしへの春をとほはや

在原業平朝臣一千年の靈祭に八橋懐古と云事を

かきつはたいまもさくこそ八橋の昔のあとをのこすなりけれ

正三位 三條西季知

村上の忠浄

あととへはむかしをしのふゆかりさへ思ひやられてのこる八はし

正三位 藤井 行道

かけわたすその八はしも千年へて香はなほのこる杜若かな

三位 交野 時萬

から衣きつゝむかしを八はしのくもてに掛けてしのふけふかな

三位 長谷 信成

花見れはその世こひしもかきつはたなといにしへを遠くへたてぬ

東京府主族 五位 鈴木 重嶺

かきつはたいまもみかはの八はしにむかしを掛けて忍はるゝかな

華族五位 松平 親貴

三河ちやその八橋のものかたり世もはるゝに成にけるかな

内務省 藤渡 容盛

から衣かけてしのへはいまもなほたもとにおつる八橋の水

西京 中村 宜輔

まとひゆくたひのおもひをことのはにかけしもあはれ八橋の里

同 中島 信敬

かなしよきのふけふとはつくりにしはかなき時をたれか忍はむ

貞吉

やつはしの下行水は千世へてもにほひはあせぬかきつはたかな

重敬

三川ちやくもてにわたす八はしのなかれにうかぶやまことのは

柳魚

八橋に千年をかけてしのふかなきのふけふともいひし昔を

言志

むらさきのゆかりのいろは千代へても猶八橋にかゝりぬるかな

重遠

八橋のやつれしたひのから衣おもへはいまも袖ぞぬれける

忠敏

かきつはたとほくへたてし昔をもかけてそしのふ八橋のあと

有恕

から衣はるゝ過しむかしさへ猶しのはるゝ杜若かな

逸堂



やつはしに有し世見えていまもなほむかしへたてぬかきつはたかな  
 八橋をおもひわたせばことさらに君がみやひそ忍はれにける  
 在し世を忍へはさらに八はしのくも手にうかふ君かおもかけ  
 やつはしのくもてにほふかきつはた深き色かの忍はるゝかな  
 かくはしき言はのそはる杜若いまも心のわたるやつはし  
 言のはのふかき色香をねさしにていまもにほへるかきつはたかも  
 千世ふとも色さへあせぬ杜若君かことはの露のなごりに  
 としふれと色にほへるかきつはた今もくもてに忍ふ八橋  
 八橋はよしくちぬともかきつはたいまも昔のいろにこそさけ  
 八はしのその名もたかきつはたいまもむかしの色も匂へり  
 やつはしのくもてにうつる儂はあはれむかしのかたみなるらむ  
 はるくの年月ふれとかきつはたためてしことはは今も匂へり  
 いろふかく心をぞめしかきつはたことはの花とともにほへり  
 千代へてもむかしのけふの忍はれて色なつかしきかきつはたかな  
 有し世をゆめにうつゝに忍ふかな名になかれけむ八橋のあと  
 名にたかきむかしの人の儂をくもてにしのふ八橋のあと  
 八はしのくもてにのこるかきつはた今もゆかりにほふ言のは

七二〇  
 秀真  
 徳川侍女 富田 福子  
 同 荒井 時子  
 同 川村 梅子  
 同 岡野 菅子  
 同 岩本つや子  
 同 仙波よし子  
 徳川家扶 川村比止斯  
 七十二才 跡部 堅子  
 千住 関住たけ子  
 近衛 貞姫  
 松平 燥子  
 従五位 土岐万寿子  
 同 妹 同 寿賀子  
 同 皇 同 常磐子  
 従五位 戸田 淑子  
 友忠室

やつはしの昔しのへはかきつはたゆかり久しき色香なりけり  
 今もなほむかしを掛けて八橋にいろなつかしきかきつはたかな  
 八はしのくもてに掛けてしのふかな春やむかしの花の白ひを  
 やつはしの昔を掛けてかきつはたゆかりの色をしのへとやさく  
 いかはかりやつれても猶かきつはたむかしを掛けてにほふ八はし  
 八はしのくもてにうつる儂はあはれむかしのかたみなるらむ  
 そのかみのくもてのはしは朽ぬれと猶のこりける君かことのは  
 八はしのむかしをしのふかきつはたゆかりの花は千代もかはらし  
 千年ふる花のゆかりを八はしのくもてにしのふかきつはたかな  
 かきつはた世はへたゝれとから衣きつゝをられし人をしそ思ふ  
 むかし人をりてななめし杜若今もゆかりのいろはのこれり  
 八はしをにほひわたれしかほよ花千年の後もしのはさらめや  
 言のはにかけそめてより八橋のその名も世にや聞えわたりし  
 八はしのむかしやいつら跡とへは麥の青葉に春風そふく  
 いにしへをしのふあまりに杜若しほみてにほふ色もなつかし  
 かきつはたいろのほどみてみゆめるは泪おとし、なごりなるらむ  
 かきつはたゆかりたつねてたひ衣きつゝ、や人の今もとふらむ

小石川原町 砂川 雄健  
 有種川宮御見所たゝ子  
 同宮侍女 みち子  
 同 山本三和子  
 千住 関住たけ子  
 東京日蘭 安田 幸雄  
 シナハ代 碓田 豊綱  
 同  
 弘前 田村 安満  
 同  
 五子古志郎 海津 祝  
 藤手津訓導 大河内信貞  
 長岡七三才 同 同 十祭寺直樹  
 同 同 同 同 同 同  
 金峰神社 菅無 盛忠  
 同  
 東京 加藤 千浪  
 七二一



八はしのくもてにさけるかきつはた見ても千歳の昔をぞ思ふ  
 聞つたふ三川にかけし八橋のくちても跡に名はのこりけり  
 八はしのくもてにもはや思ひけむむかしあつまの旅ねせし夜は  
 かきつはたゆかりの色ののこらすは千年の今に誰かするべき  
 (に)しへのさかりはしらすかきつはた今もゆかしく世に匂ふかな  
 十かへりのむかしとなれば八はしのかけし泪は今もかわかず  
 からころもうらなつかしみ八橋のむかしを今もかけてみるかな  
 涙水にかゝるやつはしみみれは心なき身も昔をぞ思ふ  
 (に)しへのゆかりの色を八橋のくもてにみする花かきつはた  
 むかし入道行ふりにわたらすは世に八橋のかゝらましやは  
 八はしのわたりにほふかきつはたむかしの人のゆかりとぞみる  
 かきつはたさくやむかしもかゝるかと思ひわたせる八橋の里  
 千とせへしむかしのこともかきつはたへたてぬ色に忍はる、哉  
 八はしに掛けてそしのふかきつはた花のさかりに在しその世を  
 から衣きつゝなれにしいにしへの俯みするかきつはたかな  
 八はしの花のほみにからころもなれし昔を恋わたるかな  
 むらさきのゆかりの色にしのふかな花やその世の春のかたみと

七二二  
 磯子  
 升子  
 八子  
 春子  
 七人十ヨリ来  
 千七子  
 八士才  
 花朝  
 八十四才  
 青森縣下  
 陸奥弘前  
 青森縣主族  
 伊関鉄之助  
 渡部 敏鎌  
 西角 衛門  
 松浦 良萬  
 大道寺 繁禎  
 同 繁倫  
 長利 貞厚  
 野添 喜利  
 弘前商  
 宮川 良致

かきいて、君かことのはつふさにも春やむかしの旅をしぞ思ふ  
 八はしや水のなかれのたえす世に忍はる、かな花のことのは  
 八はしのくもてにかゝる古を思ひわたせば千年へにけり  
 八はしのくもてに君をしのかかな来つゝ、花にしむかしかたりに  
 (に)しへの旅をしぞ思ふから衣をりかへしみる花のゆかりに  
 かけてのみ忍ふ昔の花のいろを今もみかほの八はしのさと  
 かきつはたさくやみかほの八橋にかけて昔を恋わたるかな  
 千代ふれと色はふりせで杜若花さきにほふ八橋の里  
 から衣きつゝとよみし言のはをしのふもとほき八橋のもと  
 かきつはた花らし人のむかしえをかけても忍ふ八はしのさと  
 八はしにさくかきつはたものは、昔の春のことやとはまし  
 八はしの里をたつねてかきつはた千年にほふ君をしぞ思ふ  
 かきつはた千年をかけて八橋のふかきことのはの春にほひけり  
 句のかみのことのは花はやつはしに千年をかけてかに匂ふかな  
 ことのはの花をかそへて八橋の千代の昔のあとしたふなり  
 かきつはたにほひし君かことのはに春やむかしの春をしぞ思ふ  
 八はしに昔のゆかりあり原の君をしのべるかきつはたかな

陸奥弘前 畑舎 大足  
 大庭寺 繁充  
 菊池 廣英  
 下沢 保躬  
 長利 仲聰  
 永井 怡廣  
 同 恒廣  
 野 坂ヤ  
 佐藤 義忠  
 高谷 かね子  
 同 同  
 安田 もと子  
 同 同  
 ムツ  
 清 俊  
 七ツ高山  
 富田 礼彦  
 同 元(子)  
 同 豊彦  
 同 斐之  
 田島 春園  
 都筑 英輔  
 川西村ハネ  
 七二三



かきつはた千年をかけて八橋のむかしなかりにほふ色かな  
 むらさきは千歳をへても八はしのくもてにほふ杜若かな  
 かきつはたいまもみかはの八橋に千歳をかけて匂ふ花かな  
 八はしにむかしの君を今もなほしのふゆかりのかきつはたかな  
 かきつはた千歳をかけて八橋のくもてに君か名をしのふかな  
 はるく昔をしのふ句の上のことはの花のふかき色かに  
 かきつはたこれは昔の言のはをくもてにしのふ八橋のさと  
 くにしへはへたて、とほくかきつはた言はの花も猶にほひつ、  
 かきつはたゆかりの色を三河のやむかしこひつ、ゆたる八橋  
 うま入の袖ふれたりしかきつはた年へたて、も猶咲にけり  
 君か見しいろもあせすて八橋のはしくも白ふ杜若かな  
 やすらひしむかしの人の俯もこ、ろにうかふ八はしの里  
 八はしのさはへゆかしきかきつはたこれや昔のかたみなるらむ  
 八はしの名のみのこりてかきつはた色はかりこそ昔なりけれ  
 〇まもなほいろ香にほひて八橋の昔をしのふ杜若かも  
 古のゆかりもふかくにほふかな八橋にさくかきつはたそも  
 ふりにけるそのやつはしの跡とひて千代の昔の旅をしそ思ふ

ヒタ高山 金森 重義  
 川西村ハネ 都竹 貫一  
 都筑 英袁  
 ヒタ三郷村 松坂 定一  
 タロ山 村瀬 能彦  
 同  
 若山 三原麻枝母 川台きさ子  
 豊崎寄由 楠 正興  
 フカサキ 七十九才 石川 信栄  
 細馬 冨田 正芳  
 家武 松平 親方  
 西尾 七十六才 村松 廣敏  
 〃 正生  
 シナノ龍岡 鈴木 福重  
 シナノ小諸 鎌柄 正道  
 シナノ 信温  
 三山ヨハシ 中山 繁樹

香くはしきむかしをかけて八橋のくもてに物を思ひこそやれ  
 かきつはたゆかりの色は在原のむかしを忍ふ八橋の里  
 かきつはた紫ふかき花の色はなかれての世に白ふ八はし  
 かきつはた花さくころは八はしにきつ、昔を恋わたるかな  
 八はしになくほと、きすかれいひに泪こほし、昔こふらむ  
 かきつはたむかしの色にさきいて昔をしのふ八はしの沼  
 八はしのくもてに掛けていにしへの俯しのふかきつはたかな  
 八はしのぬまはあせてもその名のみ昔に今もかはらざりけり  
 むらさきのゆかりは今もあり原の千年をしのふ杜若かな  
 はしらすへたか世にくちて八はしの跡はむかしにかはりはてけむ  
 袖ふれし千代の昔を忍ふかなゆかりの色ののこる八はし  
 八はしにかけしことはの花の色は千代へし今も猶にほふかな  
 八はしのちとせのむかし思ふかなゆかりの色のかきつはたみて  
 八はしのむかしを掛けてしのふかなからころもてふやまとはに  
 八はしのはしはくつれとかきつはたむかしへたてぬ色に咲けり  
 旅をしそ思ふむかしをみるはかり紫にほふかきつはたかな  
 八はしのぬまにほへるかきつはた昔のいろもむつまじきかな

〃 橋真寺祐巖  
 〃 久保 咏一  
 〃 大原 長春  
 〃 西岡 長廣  
 〃 日下部真定  
 〃 加藤 芳之  
 〃 山崎 常美  
 〃 横田 善重  
 〃 杉浦 寺治  
 〃 冨田 良徳  
 フカサキ 近藤 好道  
 〃 生駒 伊口  
 〃 野口 令雅  
 〃 石川 純孝  
 八丁 早川千代女  
 トヨハシ 魚丁 竹村 有茂  
 七二五



いまも世にゆかりの色にほくらむ君か手ふれしその杜若  
 そのかみを思ひいつれは八橋のくもてにかゝるなけきのみしつ  
 かたりつき聞つく袖もつゆけしなはるく來ぬる旅のあはれを  
 いにしへの梯みえてかきつはた花にほへる八橋のさと  
 からころもきつしみれは八橋はなほおもかけの忍はるゝかな  
 から衣きみかなめしかきつはた千年の後もしほまさりけり  
 かきつはた花のゆかりに古のほひものこるこれの八橋  
 くらぬ名ののこるのみかは八橋のむかしおほゆる杜若かな  
 かきつはた千歳の後もへたてぬはかけし詞の句なりけり  
 八橋のむかしをしふことのはは心あまりていひもつきせず  
 かくはじき君かことはにかきつはた千年の後も猶ほふなり  
 淑人のよしとみかはの燕子花はなも昔を思ひ出らむ  
 八橋のくもてもくちてかきつはたゆかりの色に今もほへり  
 から衣たちわかれこし八はしの袂やいかにつゆけかりけむ  
 見わたせは跡さへたえて八はしのゆかりの色を何にしのはむ  
 千代ふれとむかしのまゝにいまも猶世に名たかくものこる八はし  
 宮人のむかししのははかきつはた千年の後もかにほひけり

七二六  
 廣 雄  
 全  
 靜岡主族 藤井 直壽  
 少福義 藤井 直壽  
 ニホリ 深見 直温  
 編 臺  
 道 靜  
 白 平  
 藻 光  
 身 演  
 衆  
 信 興  
 旅 樹  
 葦 雄  
 脊  
 直  
 榎  
 シナ原村 榎  
 茶師寺  
 マヘ山 仁科 英慶

宮人のおもかけのこる八橋にことはのつゆをかけてしのはむ  
 いにしへをしふもゆかし八はしのくもてにほふ杜若かも  
 八橋に赤もつきせじ千年へて酒色かへぬ花かきつはた  
 かきつはた咲しやいかにから衣はるくとはむ八橋の里  
 八はしくもてにのこるかきつはた色はむかしのかたみえけり  
 から衣きなれしつまをしのひてし君をしのへはかなしかりけり  
 からころもふるき世かけて八はしにこひぬたるへき花咲にけり  
 八橋のとほき昔を花のたきくりかへしつゝ忍ふけふかな  
 めてまし、澤への花をいのちにてゆかりゆかしき靈祭かな  
 から衣きつゝなかめむかきつはた昔こひしき八橋の里  
 八橋のむかしこひしみ立よればゆかしく白ふかきつはたかな  
 君か見しむかしの澤のかきつはた今はたにほふ八はしの里  
 かきつはたさくや沢へのいにしへを思へはゆかし八橋の里  
 千年へて猶もくらせぬ言のはの花の色そふ八はしの里  
 かきつはたをりてたむけむ八橋に昔をしのふけふのまとるに  
 千歳へし今の世までも言のはのほひゆかしき八はしの里  
 から衣きつゝなれにし言のはをしふもゆかし八はしのさと

シアノサハ 並木 信明  
 同 休翁  
 是心  
 ラリワガフ 児島 基隆  
 ミ川ノテ 柳原 宣安  
 ヤハキ 河喜多近直  
 ラカサキ 小坂多誉子  
 ニホリ 深見 篤行  
 同  
 同 篤恭  
 同 篤永  
 同 篤志  
 深見 篤慶  
 同 年之女  
 同 富子  
 同 徳子  
 同 弘治  
 七二七



時鳥むかしにかはるやつはしのあれにし里に鳴わたるなり  
 いにしへをしのふけふしもかきつはたかたみゆかしき八橋の里  
 八はしの澤へにほふかきつはたなれもむかしを忍てやさく  
 袖ぬれてものそがなしき八橋のとほき昔をおもひわたれば  
 八橋のむかしをとへはかきつはたこたへかほなる花の色かな  
 八はしの沼にほへるかきつはたむかしの色もむつまじきかな  
 八はしにのさよりにみむかきつはたゆかりのいろをたよりにして  
 かれいひに涙おとし、いにしへを思ひぞわたるはしのくもでに  
 八はしのくもでにむかししのへとやこゑをしますなくほと、きす  
 めてまし、澤への花をいのちにてゆかりゆかしきたままつりかな  
 千歳へてなほもくちせぬことのはの花のいろそふ八はしの里  
 かきつはたむかししのへと紫のいろやふかむるぬまのやつはし  
 八はしのくもでにかけて橋はしらくちぬその名に昔おもほゆ  
 露しもの千歳ふれとも心あまることはの花は猶さかえけり  
 八はしのくもてはるかにしのかか春やむかしのゆかりありやと  
 かきつはた深きにほひもこゝろにはたてすかたれいにし昔を  
 八はしのむかしをしのふさ、かにのくもてにのこすやまとことのは

深見 廣治  
 中野 以祐  
 鈴木小鈴子  
 同 益子  
 村上 米子  
 竹村 有茂  
 深見 篤行  
 新井 宜務  
 深見 篤慶  
 同 篤行  
 同 年之女  
 竹村 有茂  
 山本 祐巖  
 小豆沢勝栄  
 平野 綾子  
 池田 頼人  
 竹内 英光

かきつはた水さひはらふ花のいろはむかしの人のゆかりとそみる  
 かきつはたうゑにし人のその名さへ千年もくちぬ八はしの里  
 かきつはたをらぬぬかりのこゝろにもむかしをしのふ八はしのあと  
 八はしの里に千歳をつたへ来ていまもおくなるこけのした露  
 やつはしのその名はくちぬから衣はるく、來ぬるむかしをそおもふ  
 からころもきてみぬ人はあらしかし橋のむかしをおもひわたりにて  
 旅をしとうたひし君が言の葉をかけてをしのふ八橋のさと  
 かきつはた花ものいは、こととはむくもての橋の昔かたりを

チリフ 中村 義貞  
 城島 秀政  
 清 盈  
 田ハラ 生田都東武  
 チリフ 竹内布久女  
 本林 高橋 祐雄  
 土呂 成瀬 廣冬  
 西京 丸茂 経忠

櫛 東 世子

名細き人もおほけと在原の業平朝臣は其うたはしほめる花の色なくてにほひのこると人は  
 いへとむかしき君といひつかひかたりつかひてはるく、のとし月ふれとから衣きつ、なれ  
 にしつまをこそ今もしのはめ八橋のはしき君をとくもてにもおもひわたして杜若こきむら  
 さきの言のはのゆかりの色に千歳ちふ御魂まつるは名くはしき朝臣のみことのりさをなら  
 すや  
 そのかみをしの水涙にかれいひのほとびしこともおもひこそやれ



加茂 正久

東のこの海道に山川はさにはあれとも名ところはこゝたあれともこのはの道に名をかき在原の朝臣の君かくさまくら旅の永路にかりころもきなれし妻をしたひつ、言のはかけし八はしのあととはきけと垣つはたかきつたへてもふみわけて尋も見ずばいかにして世々にきこえて委細に知よしあらむ口口其朝臣の君か千代のむかしを

八はしのやつれし跡を見る故にいよゝむかしをかけてしのひつ  
在原の君は元慶四年五月廿八日身まかりたまへる事は紀に見えていとれるしその四年より今奉明治十年は九百九十八年にして千歳には二歳なたなれと忠順いたく  
おいおとろへて今宵をもしらぬ命なれはその千本にあはむ事はうしろめたければことしにひきこして八里の里にひにしへのふまとぬをなむし侍るか、れは四五の人々にもすゝめてもろともにもみたままつりする事になむあまかけりてなむきこしめさはうれしがるべくこそ  
忠順

八千戈の神の御代より五百しろ田つくところとももちゝのあを人艸のさためてし八はしの里は春されは野べをのとけみ鶯は反よびとよの秋されは岡辺もしじにもみち葉は錦おrikかくいひもえず名つけもしりにおむかしき里にもあるか河はしもあまたあれとも橋はしもさはにあれとも八ちまたになかるゝ小川なゝつやつかけたる小はしいつくにも亦あらぬやもゆく川のくもてにしあれはをちこのうゑ田にせきればし狂くもでに見えてこゝだくの

人ぞゆきかふこの川のにしにひかしてこのはしの北もみなみもかきつはたさきのさかりに小むらさきにほふあたりにもち月のてらすか如くしら玉のひかるか如くみやひたるむかしをとこと名におへるあり原の君鳥がなくあづまのかたにすまふべき国もとめにと友とする人あともひてこの澤のこれの木かけにありぬつ、休らひいましかれひひをものしたまひてからころもきつゝなれにしつましあれはとうたひましけりあらたまの千年へぬれとその松は猶いろかへずその澤はおもかけありていにしへのいやしのはるゝやつはしの里  
かきつはた千年へぬれと君か見しいろはかはらし小紫にて  
やすらひしむかしをそおもふ今も猶かれひひのうへに泪おとして  
ものいはゝ澤辺の松に言とはむみやひをとこの在し昔を

名所時鳥

かきつはた見かてらきかむ八はしのくもての空になくほとゝきす  
名にしおはゝときはの山のほととぎす時をたかへす鳴わたらなむ  
八はしのあやめもわかぬやみのよもなのりてすくる時鳥かな  
八はしのはしくも有かな杜若にほへる声になく時鳥  
都人のこひし跡をしのひ音にほととぎす鳴八橋のさと  
八はしにはしぬをしつゝ時鳥くもてになけといのりつるかな  
八はしのむかしをかけて忍ひぬに鳴わたりつる時かな

ヨスガ 公 阿  
正 芳  
令 稚  
直 居  
ヤハキ 河童多近直  
伊 石川 純寿  
七三一



かきつはたにほへるこゑを八はしの水に文なす山ほと、きす  
かりころもかさねてきかむ八橋のむかしをかけて啼ほと、きす  
八はしのむかしをとこをほととさすなれもしのふかなくぬかなしも  
八はしをそらにかそへてほととさすゆふへの月に鳴わたるなり  
あやめわかす雨そふりける八はしのくもぬはるかに啼ほととさす  
かきつはたさく八はしにほと、きすこゑうつしく鳴わたるなり  
さ、かにのくもてにかけた八橋のそらなきわたるほと、きすかな  
八はしのくもてにこゑをきく夜かなかけたりとのみなくほと、きす  
うれしくもき、にけるかな八はしにかけたまちにし山ほと、きす  
八はしのむかししのひてほととさすこゑもあはれに鳴わたるなり  
八橋のはしくもにほふかきつはた花に千年を忍ひつるかな  
やつはしはちとせの後も色かへで猶咲わたるかきつはたかな

八橋懐古

來弔王孫香篆斜遺蹤留在竺僧家一池微得千年賞艶紫烟開燕子花

今茲明治十五年五月一日三河村上忠淨君爲故中將業平朝臣設膳於八橋邨在原寺豫修一

十年忌且募四方集八橋懷古歌詩余亦賦五十六字以贈之 山田長宣 字子昭号新田通叙 東平加賀美川人

三碧生治 大塚

ちが子、光重の妻也、光重没後、加賀正久の妻トシ明治十三年ニ

実 正 興 多 營 子 報 阿 一 雌 定 一 早川千代子 不 賢 春 胤 賢 麟 光 重

才子何妨少變色萋々芳草思王孫紅欄橋斷無人瘦紫燕花殘有此邨  
千載尚能傳麗藻一杯聊爲吊香魂試將勢語君看取畢竟南華是寓言

八橋懷古二首

年去年來事渺茫八橋何處變滄桑欲逢毛圃問陳迹燕子花開野水傍  
姿容閑雅氣豪英奮起徂來千里行誰識中將遂天意世間誤喚冶郎名

清逸人

紫燕花開水際驕千本吊旧此道遙相逢祭奠詩歌會爭誦佳音古八橋

蔡塘山人 新堀源見圭

憶昔中將東下時橋辺駐杖憇鄉思羈魂去後既千載燕子花殘薰国詩

新井直務 号芦村

杜若名空幾度春逢人何処問其津只餘在五歌仙詠千歲遺芳磨不磷

柳州約坦

偶感烟霞徑海阿清風明月淡生涯騷人尋紫絳中將千歲浴恩燕子花

石雲黑礁

杜若過春花共締南薰吹入古松枝中郎千歲無歸日空唱八橋懷旧詞

蕪塘山人

長傳歌道一奇才莫笑謫遷踏草萊忝感王孫一遊後千年不朽八橋村

竹仙生



高橋石雄忍南小史 七三四

風致深思寒士腸  
千春橋址紫花香  
清靈莫咲微々  
薦煙賦於雲一瓣香  
莫將感瀾評中將  
孟氏猶微陽虎言  
歌唱都禽千歲客  
花絲紫燕八橋邨  
萬客來吊不狃名  
存共立橋址想像  
王孫可比李杜三十一  
言千春池紫自別乾坤

小田美画者石雲黑礁 題者忍再 杉里東京

紫宸無路獻丹誠  
歌裡幽懷數遠征  
杜若花開八橋下一池  
澄碧古今情  
憐他孤詠及征衣  
千古名區空落暉  
欲向橋邊尋往蹟  
水禽不語背人飛  
古祠寂寞鎖荒烟  
想見中郎此駐鞭  
千歲誰知公志業  
枉將心事託歌篇

小菅揆吾村東京

依徊勒馬立塘頭  
歌句題餘茶客愁  
流水斷橋微雨夕一池  
芳杜也千秋  
想見詞場命世雄  
端存廟宇小橋東  
女兒不辭丹誠意  
只道風流在五公

高銳 雲外 東京

羣芳飛散夢想空  
一種幽花倚水叢  
紫艷首能泣王子  
八橋千古暮春風  
百花淨盡夢爲空  
一種幽芳倚水叢  
紫艷當年泣公子  
八橋々畔暮春風

水津龜太郎三川

入傳吟詠到今香  
千歲遊墟草樹荒  
孤塔田間無吊客  
松風護在五中將  
春草綠兮八橋地  
歌仙一去跡茫茫  
依然田上石孤塔  
松樹千年護在郎

みや人のほるはるきつる旅ころもゆかりの色はひまものこれり  
 みのの山さかみの海によし有てなかめやしけむ八はしの里  
 かきつはたかきあつめてもいにしへのあとしのはるゝ沼の八はし  
 かきつはたなほさかりにて八はしのやつれぬ色に昔をそおもふ  
 八橋のくもでにかけてしのふかな君かむかしの花をかをりを  
 八はしやそのおもかけのかきつはたのく千代かけてわたり來つらむ  
 からころも君かおもかけつきすなほはなにのころぞたふとかりける  
 八はしのいにしへのあとはすしてくやくしくとほく過にけるかな  
 芽立にもゆかりの露やかきつはた  
 無量寺やかけ舟川にいてかきつはた  
 そのころも千年かはらぬかきつはた  
 堂守のむかしかたりやかきつはた  
 かつ見ても見あかぬ寺のかきつはた  
 千とせへしむかしをいまにかきつはた  
 君か見しあとしたは、や花のたき  
 八はしや花かきつはたのままた  
 からころもうつやむかしものふ音

東京泉橋下條 言志  
 東京 渡 忠秋  
 三川伊賀 頭 光  
 紀国日高郡 實 行  
 東村古久保 望飯部古村 智 信  
 山本小十郎 同  
 岩代福島 宗 章  
 奇藤 自省  
 同 鈴木 西美  
 大浜 有 無  
 芦 都築 新藏  
 牛田 知 綠  
 露 麦  
 全 全

フ一首ハコノ時ニハ編圖  
アラホトオモテモアキ入



川添や田はたのこらすかきつはた  
むかししのふこれもひとつかかきつはた

全 知 緑

九〇〇、医学研究所開講趣意

医ノ道タル洪大其学科亦多端寔ニ終身ノ事業ニシテ瞬間ニ忍ニス可ラサルハ固ヨリ論ヲ待  
タス及ニ其暑假医学研究所ヲ設ケ岡崎病院教師南部氏ヲ詔請シ講習ノ業ヲ開ンテラ謀リ縣  
廳ニ稟請シ其允可ヲ得タリ其志盛且篤シト云ベキ也今ヨリ後汲々夜々医流ノ旧習ヲ一洗シ  
日新ノ淵源ヲ探究セハ衛生ノ道ヲ振興シ生靈ヲシテ皆弄康ノ域ニ路ヲシメム事蓋難キニ非  
ル也豈吾人ノ大幸可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>ヤ因<sub>レ</sub>テ予力所喜<sub>レ</sub>ヲ記シ題言ヲ代 明治十一年二月 羣美郡医務取締 伊藤 迪

同假規則

- 第一條 研究所ハ当區第四五併區小学八町学校トス
- 第二條 教師ハ当縣岡崎病院々々長南部千里君ヲ聘招シ教授ヲ受ケ驗究スヘシ
- 第三條 教法ハ教師ノ意ニ任セ講義或ハ演說等目今須要ノ件ヲ臨機授受スヘシ
- 第四條 教師ニ質問ヲ乞フト欲スル其ハ先其問題ヲ各所集會ニ於テ同志ニ紕シ其氷解ス  
ヘキ容易ノ件ハ摺キ衆人答弁スル事不能<sub>レ</sub>至難<sub>レ</sub>件ヲ研究所講議後ニ至テ相受クヘシ
- 第五條 講説ノ緊要タルモノ印刷シテ領与スル事有ベシ
- 第六條 書記ハ講中教師ノ左右ニ就テ筆記シ教師ノ驗問ヲ受ケ之ヲ幹事ヲ送付スヘシ
- 第七條 講究日ハ毎月第三ノ日曜日トス 研究所出頭ノ節ハ幹事ニ名刺ヲ差出スベシ會

第八條 研究所出頭ノ節ハ幹事ニ名刺ヲ差出スベシ會日ハ午前八時ヨリ午後第一時ニ開  
場ス

- 第九條 講究所入學ハ医ノ子弟ニ不限有志醜金ヲ納ル者ハ没ク之ヲ許ス
- 第十條 研究所ニ關スル一切ノ事務ハ医務取締並ニ幹事總テ主務タルヘシ
- 第十一條 研究所ニ關スル諸雜費ハ有志輩ヨリ醜金計算簿ハ正副医務取締ト幹事ト設議ノ  
上毎六月表ニ製シ有志中へ告知ス
- 第十二條 毎歲春秋二季ニ有志医大会議ヲ起シ更ニ幹事ヲ記ノ人撰ヲ投票ス 但幹事書記任  
期ハ半年ト定ム
- 第十三條 幹事及ヒ書記者等ハ無給ノ事
- 第十四條 研究所發會後ハ毎月二回最寄ニ於テ集會ス
- 第十五條 講義中起立及ヒ茶烟草等ヲ禁ス 但臨時用事ハ  
幹事ニ斷ルヘシ
- 第十六條 研究所假規則ハ春秋ノ大会議ニ條件ヲ改正スヘシ
- 第十七條 各所集會ハ最寄ノ私宅ニ於テ毎月二回或ハ三回ヲ要ス去則ハ各地ノ適宜ニ任ス  
但費金ハ各地有志ヨリ  
自弁ス

九〇一、教育關係論 北設樂郡駒立村 白川保太郎

孟子曰人有鶏犬放則知求之有放心而不知求學問之道無他求其放心而已矣夫レ人トシテ雞犬  
ヲ放ツト有<sub>レ</sub>ヲ求ル者ハ皆本然ノ性ニシテ仁也義也誠心真情也而ルニ己レ心ヲ放ツテ求ルヲ  
不<sub>レ</sub>知者ハア、何ソ仁心ノ没キ義情ノ疎ナルマ輒<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>諸學生ノ挙動ヲ伺フニ名ハ學ニ根柢スト



虽モ故心不<sub>レ</sub>求ノ徒不<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>特<sub>レ</sub>リ諸生ノミ然ルニ非ス既ニ小学訓導ト爲リ吾人社会ノ模範堂々タル教員スラ亦故心不<sub>レ</sub>求ニ属スルモノ多カランヤ試ニ問フ学問ノ道訓導ノ方タル其レ耶辺ニ在ルマア、是等ノ人平素頭ニ帽ヲ戴キ腰ニ袴ヲ着シ足ニ鳴靴ヲ穿テ只外自裝飾ニ力ヲ盡シ到ル処意氣揚々或ハ日曜或ハ大祭日ヲ待テ温柔郷裏ニ登樓シ藝娯面被ラ左右ニシ百ニ糸竹ヲ聞キ口ニ詩哥ヲ唱ヘ手舞足踏<sub>レ</sub>テ知ラス書生然タリ訓導ヲタルニモ非ス聊カ漢学若流ノ四角張タル文字ヲ詭ミ皇学若流ノ神代歴史ヲ管見シ洋学若流ノアルハベツト等ヲ詠スルヲ以テ怡然自許シテ高鼻鷹隼タリ然則学問ノ道タル耶辺ニ在ルヤ曰ク他ナシ所謂故心ヲ求ル而已矣故ニ学生タル者須ク良師ニ就テ其ノ惑ヲ解キ所謂本然ノ性ヲ失ハスシテ博学多識良知良能ヲ増殖シ以テ其ノ訓導タル名義ニ背カス焦慮苦思シテ厚ク故心ヲ求ル<sub>レ</sub>ハ猶彼ノ雞犬ヲ求ルカ如クニシテ善ク教育ニ從事セハ是レ之レヲ眞箇訓導ト云モ亦何ソ妨ケンヤ、如斯人アラハ大イニ天下ノ影響關係ヲ爲ス者也而シテ今ノ学生動スレハ手ニ脩身学ヲ携ヘ口ニ高尚論ヲ發スレトモ心ハ放蕩ニ瀕レ日夜遊宴ヲ慕ヒ身ニ実学万分ノ一ヲ行ハス營二期スル所ハ將來多少ノ月給ヲ貪ラン<sub>レ</sub>テ目途トス而シテ目下訓導タル者ノ教育上ニ於ル猶使役セラル、ノ情懷ヲ起シ一日教時之勉力恰モ数百年間勞動スルノ思ヲ爲ス然レトモ月々數円ノ俸給ヲ得テハ欣喜ニ堪ヘズ直ニ楊州ニ趣キ或ハ陶朱公然タリ或ハ倚頓子ヤタル金滿豪富ヲ欺クノ欲ヲ爲シ平素勞動ノ報價モ一夜巫山ノ夢寐ニ付ス之ヲ要スルニ究竟身ヲ終ルマテ藝娯妓ノ爲ニ奉職シ名ハ普ク教員ノ列ニ在ルモ其ノ與ハ然ルニ非スア、如此教育ヲ受シ

兒童ハ只管其ノ師ニ擬似シ漸ク習慣ト爲リ他日成人ノ后々タルモ何レノ時カ真ノ文化ヲ見シヤ若シ果シテ然則寧ロ教育ナキニ如カン古書ニ云ハスマ人ヲ正サント欲セハ先ツ己ヲ正ス可シ而ルヲ檢者不善ヲ以テシ受者亦不善ヲ以テスレハ国家ノ不幸庶民ノ大難亦莫大焉アア世ノ弊害タルハ波及シ易ク善良タルハ施行シ回シ希クハ將來ノ諸士須ク面目ヲ一新シ深ク教育ニ注意シ懇切勉勵セハ文物隆盛ノ期立ツテ可<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>而已然則德兆ノ幸福天下ノ龜鑑ニシテ一人ノ不善ハ其身ニ不止<sub>レ</sub>一身之德行ハ四疆ニ産スト云テ可也可不<sub>レ</sub>慎乎  
愛岐日報七百十一号  
明治十二年三月

九〇二、山口四三吉 渥美郡浦村  
 其方義性質温順ニシテ能父母ニ事ル所先年妹チカ病ニ罹リ母モ亦眼病煩ヒシニ依リ貧困中治療百方手ヲ盡シ且晨ニ出テ漁業ヲ爲シ或ハ他ニ雇レタニ歸テ能父母ノ心ヲ慰メ妹ヲ慈ミ又租税民費等聊カモ納期ヲ違ヘス廿四年一日ノ如ク隣里挙テ賞譽スルニ至ル奇特ノ儀ニ付爲其賞金三円下賜候事  
明治十二年四月 愛知 縣

九〇三、渥美郡磯部村 旧村杉浦紋平屋敷内竹林中ノ古塚  
 紋平故ヲ耕地ニヒムト堀ニ一ツノ平岩ヲ堀当テタリ石ノ大サ七尺ニ大尺余 此ヲ掘除ハ一溝ノ石窟也其中ヨリ太刀一腰 金形 金色ノ品物 四十余人骨 在リ村志云和銅元年ノ比遠流ビラレタル君此濱ニ漂着セリ故ニ此村ニ住玉ヘリ古塚ヲ王塚ト云此辺ニ巖島ノ宮アリ 漂流ノ君ノ夫人ト云 熊太郎ノ宮在リ定頼ノ塚アリ 此辺ノ字ニ桶口ト云ハ王家口ノ訛カ 公文ト云何モアリ又大道ト云ハ王海地ノ由

愛岐日報七百七十九号 十二年五月二十一日



此一巻を物したるは是の豊橋、取なる吳服町に在る安藤吉次郎と云か子等にて長子を吉太郎長貴つきを利兵衛、樽心と云ヒ其次には太兵衛、次介末吉と云て五丁りの兄弟なるか睦、諸共に心を合せて其親思ヒのいとく、深事は人皆の知りし事なれば今更に云べくも非なむそはに安政の五といふ弥生に此藩なる政廳に聞えていたく、嘗て米十五俵を賜ひ明治元年の長月には藩主大河内從四位君己レ敬雄が家に今ラして其 治給ふ村々の存子共親子ら諸共に廿六人を召出して愛のあまりに一汁三菜のをし物を賜ひし時にも此五人に又しも米五俵を賜ひ吉太郎にはわきて月毎に一人口の米を の限り賜りぬ然のみならず又同年の神嘗月の二日には掛も畏き天皇尊の東に行幸給ふとして此取なる御行宮にしも存子共召れたるに其時には次介末吉の二人は人のとり子となけしかは吉太郎利兵衛太兵衛の三たりに金二千疋つゝを下し給ひぬるはいとく、恐き事のは極になむ有ける又、取司なる山中静逸主よりもことに金三百疋に扇をもそへて賜ひし事などは其時の東巡日記に詳なればははずかく有かたき辱き事ともあまたたひ重りていとく、愛なき事なればそを愛悦ひて四方の志ある人達のことほきあこせたる物とも敬つもりつれば一とちとなして永く家に傳へまほしかておのか一言をと乞はるゝをもとよりともに悦思ふ事にしあれば拙きをもた忘れてかくくたゝしき走のくり言をかくなむ

明治八とせといふ八月

七十八 柴木走人 羽田敬雄

人にまて 三つの宝や御代の春

大坂 素屋 以下百句 余略

御東巡折から忝き御惠をかうふりて

冬草もかざるはかりや日の光

長 貴

袖寒き身にあまりけり日のめくみ

樽 心

ちるまては大事にしたし冬のうめ

蓬 宇

よき人のよしとよく見てよしといへる人にはいと成かてなるをこれの豊橋なる安藤氏のまな子たちの一つ心に親おもひのあつき早く国の守よりほめのかつけものを賜り大君のみめでのたまものをさへいなたきて国の光を顕はしたるは世にたくひ有べくもあらずなむ白かねもこかねも玉もとはうへにさりけるあなめでた

柴田 花守 明治九年一月上旬 安藤橋板

九〇五 碧海郡別所村一本塚

同郡粟寺村膳椀塚

加茂郡長興寺村珍洲

相傳昔石ノ三所ニ膳椀入用節前日其墓前 至り膳椀幾人前何レノ日借用セムコトヲ願フ 其日至レハ即チ請フ如ク備ハレリ用畢リテ返スチ数年也 或年一本塚ナルハ借人返サスナリシヨリ再ヨクア

チンが因ナルハ蓋一ツ破リシヨリカスコトナシト云傳ア 粟寺ナルハイカ、アリケンシラス

九〇六 佐平妻於

三河国榎枝村農 明治十年三五六歳

佐平妻 天質眼精奇ニシテヨク三里遠隔ノ物ヲモ徹視スルコトヲ見ル如ク又白晝一

点ノ雲ナキ日天上ノ星ヲ数フル丁暗夜ニ星ヲ望ムが如シト云リ又人ノ眼中ニ芒刺或ハ毛髮



等入りテ其レガ爲ニ爽カナラズ痛痒スル者有テ見スレハイカナル微小物ト虽モ之ヲ探除スルコト妙ニシテ驚クベシ明知村ノ某久シク眼中ニ物有テ惱ミシヲ此女ニ見スレハ忍世刺ヲ目ヨリ取出セリ久痼頓ニ癒ヌト云リ

九〇七、小野田吉次郎靈代遷座式 明治十二年十二月三十一日 本宿村三昧ノ爲ニ暴殺セラル

明治十二年 二月 廿四日 正式行列 塩湯 大麻袴 四手大神 五色絹 大刀鏡 幣 祭人 樂器 神餅 手長 長 敬導職 十餘人 白旗 神輿 錦蓋 赤旗 祭主 副祭主 後取 戸主 家人親族 本宅ヲ出テ裡門ヨリ邸外ヲ一周シ本門ヨリ入りカネテ表庭ニ設シ祭場ニ至リ小林シテ酒饌ヲス、メ伶人音樂ヲ奏スコレヨリ 靈屋ニ到着シテ祭式ヲ行ヒ了リテ敬導職其他ヨリ吊哥數十首ヲサク

今よりは誰とともにかかたうはむ道をををしへし君しまさぬは  
身にしみし嵐はたえてのとけしとけふはみたまもてかけなるらむ  
誰にかもかたうひあはむ二つなき只一すちの道の奥區を  
みたま山仰けはひと高きかな神とも神といはひまつりて  
小野田の世に示してよみおきたまひしみうたを思ひ出して  
重 正 栄 英 幸 太 夫 温 道

たかふなとををしへおかし、ことのはに句へるつゆの玉ほこの道  
たらちねのをしへたまひし玉女の道は八千代にわすれまじやは  
温 道

小野田箴道靈現詠

ちはやふる神のさつけし玉鋒の道をよこさにふみなたかへそ

石了りて会祭の賓客を手厚く饗應し近傍より群集せる参看の男女へ蜜柑餅菓子酒有等を施

与す 慶岐日報七百十四号

九〇八、塚本丈次郎 加茂郡御立村ノ農源大ノ三男 明治十二年十二歳

丈次郎学校へ入学シ日夜学事ニ踴躍切磋シ殆寝食ヲ忘ルルニ至ル其人ト爲温慎ニシテ存心厚ク毫モ父母ノ命ニ悖リシトナク常ニ昆弟ノ際モ睦ク敬買大見氏丈次が勉学志ヲ感シ屢筆墨ヲ惠与セラル 明治十一年十月廿三日 慶知新文七百六十八号

九〇九、鷗見喜間長女歌女 東加茂郡桂野村 明治十二年廿九歳

うた女は倉庫の中に農事勉勵シ暇有レバ莖ヲ織テ僅ノ銭ヲ得テ細キ烟ヲ立來ルニ廿年以來父眼病ニテ治療ノ効ナク五年以來盲人同様也日々ノ糊口立兼困難ナルヲ心トモセズ粉骨碎心シテ生計ヲ營ミ租税民費ノ出金ハ聊モ不怠又説教有レバ父ヲ背負ヒ其心ヲ慰メ嗜好ノ物ヲ進メ篤実ニ星霜ヲ経ルト一日ノ如ク志操不変ハ郷党挙テ称誉セリ官ヨリ賞金ニ円賜ハレリ 明治十二年四月 慶知新文九百号

九一〇、戦死者勲名碑

客歲丁丑西陲之变官擇任將帥提各鎮營兵往討之賊扼要阻拒爭雌雄官軍爲此死傷者衆然臨以大義誓期必克果未數月賊悉就殄滅殘民復泊王化蓋當變亂之初自我三河國幡豆郡預充營兵有多赴戰地者不幸戰没者七人餘皆無恙婦孺得再与父兄親戚相見夫身死王事公言之則不足惜以私情言之則有惜且足憫者况死而名從湮沒不聞若若七人最有以足悲者本郡内赴戰地者其々等心窃悼之爲欲建一石于其所勲其姓名以謀不朽介旧友山口雄吉來乞余文嗚呼其々等与戰死



若七人、生不同閭里、又非有山嶽之親、特不過其身內赴戰地、而今乃有此舉、是不獨爲七人謀、不朽、抑亦有足以諷示天下、興起人々、向義之心者、則所係非小、余其不置、不祗道以成其志、故不辭而書之、係以銘銘曰、不服耕耘就戎爭、戎爭維何手火器、一死報國進忘身、以今準古七人類、簡井載撰、明治十二年十二月十九日、變如新聞八百十四号

平坂村 新実之松 西尾新町 鈴木龜吉  
寺津村 宮地定吉 横手村 郁築文三

右四人發起ニテ明治十年薩摩國戰爭ノ際、第十區ノ若戰死セシ靈魂ヲ慰ンタメ、西尾村ノ八幡神社内ニ勤名碑ヲ建タリ

九一一、参河の綿作 東京ニテ操綿ヲ取引スル文化ノ比ハ問屋七十餘軒有シカ、漸次減少シ天保度幕府改革ノ比ハ十四軒トナリ、其后又増加シ維新後問屋株式廢止ノ節ハ廿軒有キ其後又減シテ目今ハ其名義モナク只從前ノ慣習ヲ以テ仲間トナリ問屋業ヲ営ム者八軒トナレリ石問屋ニテ取扱フ綿ノ中其數額ノ多キ古ハ大和河内和泉稷津ノ産出ニシテ即チ大坂ヨリ來ル者第一也シカ、中古尾州ニテ盛ニ産出シ大坂ヲ壓倒シテ第一トナリ、近古ヨリ三州ニテ大ニ綿作ヲ振起シ新場ナルヲ以テ綿ノ吟味ヲ屆キ頗ル声價ヲ博シ茲ニ尾州ヲ壓倒シテ即チマテモ東京輸入ノ綿ハ三州ヲ以テ第一トセリト云々、柳モ東京ノ市場ニ於テ操綿ノ輸入ハ今日ニ至近モ猶三尾ノ西國ヨリ産出スルモノヲ以テ第一トス夫ノ綿作ノ尤盛大ナル根河和泉等ノ諸州ノ若ヲ一処ニ集メテ商法ノ盛ナル大阪ヨリ續ミ送ル所ノ若ヲ壓倒シテ其声價ヲ今日ニ保

全スルヲ得シハ他ナシ尾三西國ノ人民力綿作ニ勉勵セシ故也然レトモ時變シ外國ノ貿易盛ニ行ハル、ヨリ彼力輸シ來ル所ノ唐金糸ノ類其價内地産出ノ者ヨリ廉ナルヲ以テ中等以下ノ若ハ外品ヲ用ル者日々ニ増加シ内物ヲ需用スル者以察々タリ然ル故ハ全ク外物ノ廉ニシテ内品ノ生出減少セシニハ非ル也今東京ニ操綿輸入ノ數ヲ中外物價新報百五ニ記スニ就テ見ルニ安政ノ比尤多キ年ハ一萬駄即チ三十六ニ下ラス然ルニ其高次第ニ減シテ昨明治十年ノ入荷高ハ僅ニ四千駄即チ十四萬ニ上ラス殆ト三分ノ二ヲ減ス是レ現今ノ問屋八軒ニテ取扱フ所也ト該新報記者ハ一般必需ノ物則チ本綿ニシテ外國ノ輸入ニ壓セラレ漸々ニ退縮スル事至ル此ヲ痛歎セリ吾輩其ノ東京ニ輸入スル綿ノ如此、減少スルヲ見テ窃ニ以爲、尾三西國輸出スル所ノ高モ亦往日ノ如ク盛ンナラサルヤ知ルヘシ斯ク輸出ノ高減スルヲ以テ尾三ノ人民ハ漸クニ其ノ耕作ヲ減省シタルヲ將、又需要ノ少ナキニモ拘ラス之レヲ耕作スルハ旧時ニ異ナラサルヲ恐クハ其需用ノ斯ク次第ニ減スルヲ見テハ之レカ耕作モ亦次第ニ減省スヘシ吾輩ハ之ヲ以テ敢テ一言ヲ吐テ我縣下ノ同胞ヲシテ其綿作ノ目的イカナル者カ之ヲ減少スレハ尾三西國ノ綿作ヲ業トスルモノニイカナル影響ヲ現出シ來ル乎、又是ラ増殖スレハイカナル利益ヲ与ヘナス乎ヲ知ラシメサル可ラサル也試ニ我縣下ノ同胞ニ向テ問フ今ヤ尾國ヨリ産出スル綿ハ我帝國ノ首府ニシテ貿易商法ノ尤盛大ナル市場ヲ有スル東京ニ於テハ第一等ノ声價ヲ得シ者タルハ既ニ陳ルカ如シ然ルニ只外國ノ輸入ニ壓倒セラレテ其ノ需用ノ高ヲ減シタリトハ虽モ折角コレマデ西國ノ人民が勉勵ニ由テ得タル所ノ声價ヲ空ク地ニ落サ



シムルハ甚惜ムヘキナラスマサレトモ其声價ノ地ニ落ルニモ悔ハラズ只管ニ其需用減シタル力爲ニ又其供給モ減セムト欲スル力尾三函国ノ人民ハ斯ルバカラシキナラスル者ニ非ルヘシ其需用ノ道漸ク狭少ニ至レハ又更ニ他ニ向テ此道ヲ開闢スルヲ求ムヘシ明治十一年三月十日

愛知新文八百十三号

九一三、三河国加茂郡海走村土岐源吾虫仙かこへる帖の序 熊代繁里

三川の国人士岐源吾ぬしのかなる故か有けむ世を弃て虫仙と名のり国々を行めぐり名ある所々にては其けしきを画にかゝせその古き新しき哥から歌とも書そへあるは古への石ふみのたくひを初め古きものに及びたる文字なとをすり写しはた今の世の歌人の短冊ともをもさはにつとへてもたり此虫仙としも名のるはをちころをめぐりてのちうがすなに帰りみの虫のさまに庵つくりてこもりてむとの心さしなりとそかのあつめたるくさくさは巻にてうしてあしききぬひききせてにけていけむあやにはあらていつくしみ深き父母の心なくさに見せまつりかつはみつかからも兼まむ爲なりとかち、よくとはかなけに鳴たにあはれなるをあや思ひの深き心といとめてたくみやひ心さへ洩からすおほゆかしかくて其はしきをおのれに書てよといふにあからさまのたのめなればいなみ待るを繼せちにこふま、いさゝかかくなむ 櫻蔭集

九一三、碧海郡堤村瑞應寺記録

朝比奈忠喜君武徳俊偉文韻清遠而繼織蒲之緒遊官於江都也一日袖來家譜並序一篇謂予曰以

此篇欲藏于三陽瑞應禪寺請爲序焉蓋爲令彼地親屬不廢祖考之祭也熟誦其所撰之篇乃存心油然溢于言表凡有心者誰不肯感激乎嗚呼如子者可謂於本而能盡其心尚入彼仁与戒之深與者也

不啻盡志於當時柳亦貽謀於後世不堪隨喜終爲是書云尔

宝永二龍次乙酉七月初五洛東獅谷苾蒭海音瑞書綴山北溪僑居

別号 瑞應寺 之印

九一四、系譜発題  
仄聞孟子所言不存有三無後爲大若無嗣則以絶祖先之祀也粵予祖父姓香藤原氏君神谷字有半十郎名有吉次本姓參陽自弱冠據土佐国朝比奈氏家嫁其女受統祿号乃仕州牧松平本称 忠義君 山内有故而罷仕居旧粹天和壬戌十月四日卒堤前林村寿七十四葬宝珠山瑞應禪寺号體相了無居士其子直忠守者平兵衛明年癸亥正月十九日卒行年三十二葬同処号宝山了元信士曾丁廿三回之歳辰諸大柱梁和尚贈居士号吁不幸短命不蹈先考遺轍不能無嘆惜焉先是了無翁取予襁褓中育之于家與吾北堂有直忠之姊也至直忠卒祖母養予遂立爲嗣及長熟念幽蹤田舍空過居諸則永無顯父祖名乎冀欲立身興家以達微望其志積懷造次不輟元祿壬午秋到江府筮仕執筆船垣對馬守重富君令予与使節職今茲正月三日養母亦逝邇州寿九十四同葬号本明院覺圓智性大姊於是爲先考妣嗚呼爲其撫育訓誨也歲月良深其恩之重愛之厚過所生矣乃自聽訃音豈忍思慕悲哭以泣其血哉古曰孝者五謂居養病葬祭是也吾所未能克得其一小請留暇還鄉拜瞻墳墓聊奉遵堂之爭矣然尚思既有廟福靈廟則譜系又不可無也於是自述祖先後裔之詳書成一卷歛匣以附寺庫復貽之家予亦因大柱禪師相約假令他年殞命故異鄉靈魂永來此地奉事父母之傍然則豫置本主以